IR (統合型リゾート) 等新たな戦略的都市づくり 検討調査 (その2) 報告書

平成 28 年 3 月

横浜市

委託先:有限責任監査法人トーマツ

目次

1.	はじ	.めに	- 2 -
(1	.)	調査の目的	- 2 -
(2	2)	調査対象地域・調査方法	- 2 -
(3	3)	為替レート	- 3 -
2.	事例	等調査	- 4 -
(1	.)	IR・カジノ導入	- 4 -
	(1	IR・カジノ導入の背景・目的	- 4 -
	2	② IR・カジノ導入についての賛成・反対の意見	- 8 -
(2	2)	設置プロセス	10 -
(3	3)	効果・影響	32 -
	(1	D IR・カジノの効果	32 -
	2	② IR・カジノの影響	56 -
(4	<u>.</u>)	施設状況	80 -
3.	ギャ	ンブル依存症に関する調査	90 -
(1	_)	ギャンブル依存症	90 -
	(1	〕 ギャンブルの現状	90 -
	2	② ギャンブル依存症の現状・対策1	12 -
(2	2)	有識者ヒアリング1	54 -
1	負の	影響・社会的コストに関する調査・研究 - 1	63 -

本報告書では、IR の導入や設置プロセス、カジノの合法化などについて調査したため、目次では「IR・カジノ」と表記する。

1. はじめに

(1)調査の目的

統合型リゾート(以下、「IR」)の実現を目指した「特定複合観光施設」区域の整備の推進に関する法律案」(以下、「IR 推進法案」)が衆議院に提出(平成 27 年 4 月 28 日)され、現在、継続審議となっている。また、国の成長戦略である「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)においては、「IR については、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待されるが、その前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないための制度上の措置の検討も必要なことから、IR 推進法案の状況や IR に関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める。」とされている。

本市では、「横浜市中期 4 か年計画 2014~2017」に「統合型リゾート (IR) の活用等を検 討する」ことを位置づけている。

そこで、代表的な国・地域を選定し、導入した背景や目的、設置プロセス、IR の効果のほか、 懸念事項に対する対策やその実態について調査を行う。

(2) 調査対象地域·調査方法

調査対象地域はシンガポール、ネバダ州 (アメリカ合衆国)、ビクトリア州 (オーストラリア)、マカオ、韓国とした。5つの地域の特徴は、以下のとおりである。

- シンガポールは、単にカジノの導入ではなく、IR という観点から合法化を判断し、タイプ の異なる 2 つの IR を導入した国
- ネバダ州は、カジノの街から世界有数のエンターテインメント都市となった地域
- ビクトリア州は、低開発地域を再開発する際にカジノを合法化した地域
- マカオは、カジノ市場を長らく1社で独占していたが、市場を開放し世界最大の売上となった地域
- 韓国は、原則、外国人向けにカジノを合法化している中、1ヶ所のみ内国人に対して合法 化している国

なお、ギャンブルによる負の影響・社会的コストに関しては、上記 5 つの地域にこだわらず 幅広く調査を行った。

¹ IR 推進法案において、「特定複合観光施設」とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設と定義されている。以下、本報告書において、IR は上記定義に基づくものとする。

調査方法は、国内外の文献やメディア、インターネット及びヒアリングにより、幅広く調査 した。

(3) 為替レート

報告書文中の外貨ベースの金額を円貨ベースの金額へ換算するに当たっては、以下の換算レートを使用した。(2015 年 12 月 31 日時点の換算レートを参照)

• 1 SGD (シンガポールドル) = 85円

• 1 USD (アメリカドル) = 121円

• 1AUD (オーストラリアドル) = 88 円

• 1 MOP (パタカ) = 15 円

• 1 KRW (ウォン) = 0.10 円

1 HKD (香港ドル) = 16 円

2. 事例等調查

(1) IR・カジノ導入

この章では、各国・地域においてカジノ導入の際、どのような背景の下、何を目的に決定したのか、また、それに対してどのような意見が出ていたのかを調査した。

なお、「②IR・カジノ導入についての賛成・反対の意見」に関しては、各国・地域で網羅的に まとまったものは確認できなかった。

① IR・カジノ導入の背景・目的

(ア) シンガポール

シンガポールでは、1965 年の建国以来カジノが禁止されており、しばしばカジノ導入について議論されることはあったが、イスラム社会からの懸念表明、リー・クアンユー前首相の反対姿勢、ギャンブル依存症等の社会的懸念を理由として、カジノ合法化が見送られてきた。具体的には、1985 年シンガポールが深刻な不景気に見舞われた際、セントーサ島でカジノ構想が浮上したが、ゴー・チョクトン副首相により提案が却下された。また 2002 年、観光作業部会2がカジノ構想を提案したが、リー・シェンロン首相が議長を務める経済審査委員会3により否決された。

2000 年代に入ると、マレーシア等の近隣諸国による都市開発の推進等に伴い、アジア太平洋地域における観光マーケットシェアの低下(1998 年の8%から2002 年の6%に低下)や1人当たり観光消費額の減少等、シンガポールの観光産業が低迷し始めた。

2004 年 4 月、観光産業の再興や都市再開発の有力な手段として、政府主導でカジノ導入に関する議論が開始された。この過程で、政府はバハマにおけるカジノを含む統合型エンターテインメント・リゾートを参考にして、検討対象をカジノから IR へ発展させた。その後、IR の設置に関して、通商産業省が経済・観光・社会的観点から調査を実施するとともに、社会問題等に関する国民の声の反映を促進するための政府機関であるフィードバック・ユニットが地元産業団体や社会問題を懸念する民間団体・宗教団体等と意見交換を進めた。また、過去の検討過程で特に問題視されてきたギャンブル依存症に関して、地域開発青年スポーツ省、保健省、内務省が国家フレームワーク導入の検討を実施した。

² 観光作業部会は、経済審査委員会の下に組織された分科会の一つであり、サービス産業を担当する分科会である。観光産業の課題調査、シンガポール経済に対する観光産業の貢献度を向上させるための現実的な対策検討等を実施した。

 $^{^3}$ 経済審査委員会は、シンガポールの経済発展計画のレビュー、経済再構築計画の策定を主たる目的として設立された、同国の政府機関である。なお、2003 年 2 月にその業務を終了した。

2004 年 12 月、それまでの調査等を踏まえ、観光庁主導で、マリーナベイ地区・セントーサ地区に関する事業構想公募(Request for Concept(以下、「RFC」))を実施した。RFC に対する事業者の構想内容を受け、2005 年 1 月から 3 月にかけて IR に係る議案を議会で審議した。そして、2005 年 4 月、リー・シェンロン首相が、シンガポール政府はマリーナベイ地区・セントーサ地区の 2 ヶ所に IR を設置することを決定したと発表した。なお、政府はこの決定に当たり、自国でカジノを合法化せずともすでに自国民が周辺国でカジノを行っていること、及び自国でもカジノ以外のギャンブル(くじ・競馬)を認めていることを理由として、単にカジノを禁止することが自国における負の影響を抑止するための解決方法でないと結論付け、併せてギャンブル依存症対策を推進することとした。

その後、政府は 2005 年 10 月から 11 月にかけてカジノ管理法案を作成、2006 年 2 月議会で可決、同年 6 月施行し、2010 年には 2 ヶ所の IR が開業した。IR 開業の 2010 年以降、シンガポールの観光収入及び外国人観光客数は大きく増加しており、IR は観光客を惹き付ける魅力の一つに成長しているといえる。

(イ) ネバダ州

ネバダ州では、州発足以前の 1861 年、賭博全面禁止法を制定し、ギャンブルを禁止した。 州発足の 1864 年以降、引き続きギャンブルを全面禁止していたが、非合法のギャンブルが横 行し、取り締まりに多額の財源を費やしていた。そこで、州政府は 1869 年、ギャンブルを合 法化したが、ギャンブルの負の影響を懸念した女性市民連盟・反ギャンブル連盟等のギャンブル反対派のロビー活動により、1910 年、再びギャンブルを禁止した。

一方で、ネバダ州には主たる産業が銀鉱山を中心とした鉱業しか無く、1900 年代に入りその採掘量が激減して以降、州経済の低迷が続いていた。さらに、1929 年の世界恐慌により、鉱業の取引価格が急落し、経済状況は更に悪化した。

1931 年、このような状況を打開すべく、州外からの消費を呼び込むとともに違法に営業されているギャンブル施設から税収を確保するための手法として、州政府は再びカジノを含むギャンブルの合法化に踏み切った。その後、1940 年代にはラスベガスにカジノが次々と開業し、カジノが州経済発展の原動力となった。1960 年代には公開企業によるカジノ運営企業への出資が可能となったことを契機として、大企業によるカジノ施設への投資が盛んになり、カジノ施設の大規模化が進みラスベガスの観光都市化が加速した。そして1970 年代には、カジノを始めとした観光産業がネバダ州最大の産業となった。

(ウ) ビクトリア州

ビクトリア州では、1970年代、隣接するニューサウスウェールズ州等でカジノが合法化されたことを受け、民間企業より合法化が要望されたが、市場競争の激化を恐れた他のギャンブル運営企業やギャンブル反対派の議員による反対運動もあり、合法化は見送られた。

1970年代以降、経済不況・景気低迷により州の歳入不足が顕著となっていた。このような状況の下、1982年、州政府はカジノ合法化の検討を開始し、合法化に当たって調査を行うため、シャビエル・コナー元連邦裁判所判事を調査者として任命した。1983年4月、コナー氏の調査レポートが公表され、カジノ導入によって社会的懸念事項の発生等が懸念されるため、カジノを導入すべきでないと発表された。この調査結果等を踏まえ、州政府は再びカジノの合法化を見送った。

1990年、州知事の交代を契機として、民間企業によるカジノ導入に係るロビー活動が増加した。州政府はこれを契機に、ビクトリア州への投資資本の呼び込み、及びメルボルン市の中心業務地区の再開発促進のための経済戦略の一環として、カジノを合法化すると発表した。その後、州政府はカジノ合法化に当たっての調査を再びコナー氏に依頼した。当該調査の結果、コナー氏は、①厳格な法規制が必要であること、②カジノ運営事業者の選定のために州政府から独立した第三者機関が必要であること、③カジノの事業者選定・開発・運営のすべてにおいて警察の協力が必要であることを主張した。州政府は、コナー氏の助言を受け入れた上で、1991年カジノを合法化した。

1997年、クラウン・メルボルンが開業し、これを契機に、サウスバンク地区を含めた中心業務地区一帯が再開発され、工業地帯から商業地帯への転換も進み、メルボルン市の魅力向上をもたらした。現在でも、ビクトリア州において、観光産業は経済の重要なけん引役であり、さらにカジノは重要な観光資源の一つとして位置づけられている。

(エ)マカオ

マカオでは、1842 年、隣接する香港がイギリスの植民地になったことを契機に、貿易港としての競争力が低下し、それに伴い政府の税収も減少した。そこで、マカオポルトガル政府は税収増加施策の一環として、1847 年、カジノを含むギャンブルを合法化した。

その後長らく、カジノ市場は域内 1 社にのみコンセッション4を付与する独占形態を維持していた。しかし、1999 年、マカオ統治権がポルトガルから中国へ返還されたことを契機に、マカオ政府は更なる経済発展を目的としてカジノ市場開放の検討を開始した。そこで、2000 年 7 月マカオ賭博委員会を発足し、カジノ事業の発展・法律・行政法規及び政策についての調査・研究を経て、2001 年、マカオ政府はカジノ市場の開放を決断した。

具体的には、マカオ政府は海外企業を含む 6 事業者をコンセッション事業者として選定し、 積極的に海外資本の導入を図った。この結果、マカオは 2006 年、それまで単一の市場圏とし て世界最大であったネバダ州を超え、世界最大のカジノ市場となった。

_

⁴ ここで言う「コンセッション」とは、カジノ施設に係る独占的な運営権を言う。また、「サブ・コンセッション」とは、コンセッション事業者がマカオ政府による承認の下、第三者に対して付与した、カジノ施設の独占的運営権を言う。

(才) 韓国

韓国では、1961 年、福票発行懸賞その他射幸行為取締法を制定してカジノを合法化し、翌1962 年、同法に条項追加して、外貨獲得に貢献すると認められる場合のみ、主に外国人をターゲットとするカジノを設立できることとした。1967 年、主に外国人観光客をターゲットとした最初のカジノが仁川(インチョン)オリンポスホテル内で開業した。当初は内国人の入場を認めていたが、韓国の犯罪組織の関与等の社会的問題が生じたため、1969 年に再び福票発行懸賞その他射幸行為取締法を改正し、内国人の入場を禁止した。

その後、1994 年に観光振興法の改正を通じて、カジノ産業の位置づけをそれまでの射幸産業から観光産業へ変更するとともに、同年 12 月にはカジノ業務の所管を建設交通部(現、国土交通部)から文化観光部(現、文化体育観光部)に移管した。

2000 年代に入り、カジノを利用する中国人旅行者の増加等により、韓国のカジノ市場規模は順調に拡大している。2012 年 9 月、韓国政府はこの機を逃すまいと、「経済自由区域の指定及び運営に関する特別法」を改定し、外国企業が経済自由区域内でカジノ事業を運営するに当たっての最低投資額を引き下げることで、外国企業の更なる投資促進を図った。2016 年 3 月現在、仁川空港周辺で新たな IR の開発計画 (2 ヶ所)が進行中である。さらに韓国政府は「観光インフラ及び企業革新投資中心の投資活性化対策5」(2015 年 1 月発表)に基づき、大型 IR の開発を先行して進めることを決定した。2015 年 2 月より事業者選定を開始し、2016 年 2 月、1 社の事業者を最終決定したところである。

一方、1995年、鉱山の閉鎖により経済的に疲弊した炭鉱地域の振興を目的として、特定地域 1ヶ所のみ、内国人による入場が可能なカジノの設置を認める「廃鉱地域開発支援に関する特 別法」を制定した。

この特別法に基づき、政府は国内で最も経済的に不利な状況にあった江原道(カンウォンドウ)をカジノ設置地域として認定し、1998 年 6 月に開発施工事業者として、民間と共同で株式会社カンウォンランドを設立した。株式会社カンウォンランドは 2000 年 10 月にスモールカジノ、2003 年 3 月にメインカジノを開業したほか、リゾート開発事業の持続的な推進を目的として、スキー場・ゴルフ場・観光ホテル等の施設を整備してきた。また、江原道地域の一体的観光開発を目的として、江原道太白市(テベクシ)・寧越郡(ヨンウォルグン)・三陟市(サムチョクシ)にそれぞれ、株式会社カンウォンランドの 100%子会社である HIGH1 エンターテインメント、HIGH1 サンドンテーマパーク、HIGH1 CHOO CHOO パークを設立している。

なお、2016 年 3 月現在、韓国には 17 のカジノ施設が存在し、うち 16 ヶ所が外国人専用カジノ、残り 1 ヶ所が内国人利用可能カジノ(カンウォンランド)である。

_

 $^{^5}$ 「観光インフラ及び企業革新投資中心の投資活性化対策」は、観光インフラ拡充を通じた内需活性化を目的とする、投資活性化対策である。主な内容としては、2 ヶ所以内の大型 IR 建設、ソウル龍山の米軍基地跡地及び韓国電力敷地の早期開発、ソウル板橋第2 テクノバレー付近の土地拡張等である。

② IR・カジノ導入についての賛成・反対の意見

IR・カジノ導入にあたっての意見

	IK・カンノ導入にめにつての息見
	内容
賛成	• 1,700 万人の観光客を誘致するための中核的な役割を果たすとともに、高額消費
	を行う観光客を誘致することにより、観光産業の振興に寄与する。(シンガポー
	ル)
	・ 観光産業の振興に寄与する。(韓国 (外) 6)
	- 中国人観光客を誘致するための有効な手段となる。
	- 外国人観光客の都市圏集中を解消し、地方経済の活性化に寄与する。
	• IR 設置に伴う社会への負の影響を最小化することによって、社会的コストを上回
	る経済的便益が享受可能である。(シンガポール)
	雇用創出に寄与する。(シンガポール、韓国(外))
	• 雇用増加や収益再投資等により、内需景気が活性化する。(韓国(外))
	• 新たな税収源の確保に寄与する。(シンガポール、韓国(カ)7)
	• ギャンブル運営企業の提供可能なギャンブル種類が増え、収益増加に寄与する。
	(ビクトリア州)
	• 交通の不便な廃鉱地域であっても、カジノによって内国人・外国人観光客を誘致
	でき、経済活性化を図ることが可能である。(韓国(カ))
	• 国内の違法なギャンブル事業者から合法的に徴収することで、税収増大に寄与す
	る。(ネバダ州、韓国(外))
	• 新しい地域イメージ創出に寄与する。(韓国(外))
反対	• 社会的懸念事項が発生する可能性がある。(ビクトリア州)
	• ギャンブル依存症者の増加、及びギャンブル依存症者の家族関係の崩壊に対する
	懸念、マネー・ローンダリング発生等の社会的懸念事項が発生する恐れがある。
	(シンガポール)
	• 組織犯罪・高利貸し・マネー・ローンダリング等の問題によって、シンガポール
	の国家としてのブランドイメージ(清潔・正直・安全・法令遵守・快適等)を損
	なう可能性がある。(シンガポール)
	• ギャンブルは容易にギャングを惹き付けてしまい、周辺地域の治安悪化の懸念が
	ある。その結果、ネバダ州のブランドイメージ低下につながる恐れがある。(ネバ
	ダ州)

 $^{^6}$ 「2.(1)② IR・カジノ導入についての賛成・反対の意見」において、「韓(外)」は「観光インフラ及び企業革新投資中心の投資活性化対策」に基づく外国人専用カジノ開発プロジェクトを意味する。

 $^{^7}$ 「2. (1) ② IR・カジノ導入についての賛成・反対の意見」において、「韓 (カ)」はカンウォンランドを意味する。

	内容
反対	• カジノの存在はギャンブルの促進につながりうる。(シンガポール、韓国(カ))
	• 国民の射幸心を煽る。(韓国 (カ))
	• 政府がカジノを促進することにより、ギャンブルに対する国民の認識が変化す
	る。(シンガポール)
	• 国民、特に若年層の労働倫理が損なわれる可能性がある。具体的には、ギャンブ
	ルで勝つことが成功への道であると信じるようになり、国民の労働に対する価値
	が下がる恐れがある。(シンガポール)
	• 宗教上の理由から認められない。(一部の宗教団体・教会の意見であり、特にクリ
	スチャンの反対姿勢が強かった。)(シンガポール)
	• 倫理上の理由から認められない。(29,000人以上がカジノに反対する請願書に署
	名した。)(シンガポール)
	• ギャンブル市場の競争激化により、カジノ以外のギャンブル運営企業の収益が減
	少する可能性がある。(他のギャンブル企業からの反対意見)(ビクトリア州)
	• 他地域からカジノ設立の要請がある場合、公平性の問題が生ずる。(韓国 (カ))
	• アジアにおける IR 建設ラッシュによって、将来アジアにおいてカジノが過剰供
	給となる見込である。(韓国(外))

出所:各国・地域の政府の公表情報及び各種報道

(2) 設置プロセス

この章では、各国・地域における IR・カジノ開業までのスケジュール、事業者選定方法や開発契約等を調査した。

(ア) シンガポール

シンガポールでは、RFC8・RFP9の2段階から成る事業者選定を実施している。

政府は、IR 導入の正式決定(2005 年 4 月)以前の 2004 年 12 月、RFC を開始した。これは、IR 開発コンセプトや投資提案を民間事業者に提示させることによって、政府想定の IR 開発要件の実現可能性を評価し、IR 導入是非の判断を行うためであった。また、政府が民間事業者の関心度合を確認することも目的の一つであったと言われている。

IR 導入の正式決定後、政府は 2005 年 11 月にマリーナベイ地区、2006 年 4 月にセントーサ地区の RFP を実施した。マリーナベイ地区の RFP は 2006 年 2 月のカジノ管理法の成立を待たずして実施されているが、これは人民行動党の一党優位体制であるために可能な早期の政策判断であったと考えられる。

⁸ Request for Concept (事業構想公募) の略である。

⁹ Request for Proposal(事業提案公募)の略である。

2006 06/2 IR合法化 04/12 05/405/11 06/5 06/8 10/4 10/6 11/2公募 IR公募 事業者 開発契約 部分 部分 全面 開始 決定 開始 決定 締結 開業*1 開業*1 開業*1 免許申請・審査対応 ■ RFC m RFP (4ヶ月)/ (6ヶ月) Ⅲ 開発 (4年6ヶ月) 3年11ヶ月 1年5ヶ月 4年9ヶ月 04/12 05/406/206/4 06/12 07/310/1 12/12公募 IR合法化 公募 事業者 開発契約 部分 全面 開始 開業*2 開業*2 決定 開始 決定 締結 1 RFC m RFP 免許申請・審査対応 (4ヶ月)/ (8ヶ月) Ⅲ 開発 (5年9ヶ月) 2年 3年1ヶ月

シンガポールにおける IR 開業までのスケジュール

出所:シンガポール政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

■ 事業者の選定・RFC

2004 年 12 月、政府はマリーナベイ地区及びセントーサ地区の両地区において、IR 開発の 是非を判断すること等を目的として RFC を実施し、事業者による構想提案の公募を開始した。 RFC 参加が RFP 参加のための必須条件とされており、12 の事業者またはコンソーシアム¹⁰に よって、両地区合わせて 19 の構想提案が行われた。なお、参加事業者が提案した構想内容の 一般公開に応じなかったため、参加事業者の構想内容を閲覧するに当たって、議員であっても 非公開同意書へ署名する必要があった。

政府が参加希望事業者に提示した開発要件・要求提案事項、それに対する参加事業者の構想 提案の概要は以下のとおりである。

^{*1 2010}年4月にカジノ・ホテル・ショッピングモール・サンズエキスポセンター・レストランを開業、同年6月にスカイパーク・イベントプラザを開業、2011年2月にアートサイエンスミュージアムを開業した。

^{*2 2010}年1月以降カジノ・ホテル・ユニバーサルスタジオ・アウトレットを順次開業、2012年12月にマリーナ・ライフ・パークを開業した。

 $^{^{10}}$ 12 の事業者またはコンソーシアムには、ラスベガス・サンズ、ゲンティン・インターナショナル(現ゲンティン・シンガポール)のほか、ハラーズ・エンターテインメント(現シーザーズ・エンターテインメント)、MGM ミラージュ(現 MGM リゾーツ・インターナショナル)、ウィン・リゾーツ等が含まれている。

シンガポールにおける RFC の開発要件・要求提案事項

		マリーナベイ地区	セントーサ地区	
政府	デザ	• 近代的な建築様式であること	• トロピカル・アイランドとしての特	
想定	イン	ダウンダウンに調和する外観であ	性を表現するものであること	
0		ること	• 植物の種類、自然の地形、海岸造形	
開発		• ビジネス・金融のハブとしてのシン	を考慮すること	
要件		ガポールの近代的イメージを表現		
		するものであること		
	社会	・ 21 歳未満のカジノ入場禁止		
的セ		• シンガポール居住者がカジノへ入場する場合の入場料徴収		
	ーフ	- フ ・自己排除プログラム及び家族排除プログラムの整備		
	ガー	• カジノ従業員によるカジノの禁止		
	ド	• シンガポール居住者に対する与信の禁止(但し、プレミアムプレイヤー11は		
除く)				
		• シンガポール居住者が自主的に最大技	員失額を設定できるシステムの整備	
		• 広告の禁止		
		• 顧客及び従業員に対するギャンブル及びギャンブル依存症の教育		
潜在投資家		• 開発コンセプト		
に要求する		• 投資規模		
提案事項		• 政府想定の開発要件の実現可能性		

シンガポールにおける RFC 参加事業者の構想提案の概要

マリーナベイ地区	セントーサ地区
ホテル・ショッピングモール・大会議場・	• 高品質かつ大規模なテーマパーク・リゾー
展示場・美術館・劇場等の大規模開発	トホテル・レストラン・ショップ等の開発
• 20-40 億 SGD(1,700-3,400 億円)の投資	• 20 -30 億 SGD(1,700-2,550 億円)の投資

出所:シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

 $^{^{11}}$ プレミアムプレイヤーとは、カジノ運営事業者との間に、少なくとも 10 万 SGD(8.5 百万円)以上の残高がある口座を保有する顧客である。

■ 事業者の選定・RFP

政府は RFC における構想提案を踏まえ、2005 年 11 月マリーナベイ地区に関する RFP、2006 年 4 月セントーサ地区に関する RFP を実施した。RFP に関しては評価項目を設定しており、両地区で異なる配点とした。両地区の RFP における入札仕様の概要及び評価項目・配点は以下のとおりである。

シンガポールの RFP における入札仕様の概要

	マリーナベイ地区	セントーサ地区	
 開発の	アジアの中心都市であるシンガポー	・大規模で象徴的な開発であり、魅力	
基本要件	ルの近代的なイメージを表現したも	的なアトラクションとなること	
	のであること	世界クラスの家族向けトロピカル・	
	ダウンダウンに調和する外観である	リゾートを開発すること	
	こと	 • シンガポールの観光戦略に貢献する	
	• 近代的な建築様式であること	ے کے	
	• 都市再開発機構の定める仕様・ガイ		
	ドラインを遵守すること		
用地	• 用地面積:20.6ha	• 用地面積:49ha	
	• 最大総床面積: 57万 m²	• 最大総床面積:34.3万 m²	
	• 最小総床面積 27 万 m ²	• 土地保有権: 60 年	
	• 土地保有権: 60 年	• 現地の雰囲気(特にトロピカル・ア	
		イランドとしての性質)を反映・尊	
		重するデザイン・レイアウトとする	
		こと	
公共的	• ベイフロントにランドマークとなる	• ビジターセンター、ウォーターフロ	
施設	アトラクションを設置すること ント遊歩道及び駐車場を設置するこ		
	• 開発事業の一環として公共施設(遊	ک	
	歩道、展望デッキ等)を設置するこ	• アトラクション施設を設置すること	
	ک	•6 万 m ² の全天候型多目的スペース	
		(通路含む)を設置すること	
コンセッ	カジノ運営に係るコンセッションの期間は30年とする。		
ション及	• カジノ運営事業者は、コンセッションとは別にカジノ規制機構に対して、カ		
びライセ	ジノ運営ライセンスを申請する義務がある。		
ンス	• セントーサ地区の契約締結から 10 年間、ライセンス発行はマリーナベイ地		
	区とセントーサ地区の2つのみとする。		

	マリーナベイ地区	セントーサ地区	
法的要件	カジノ運営事業者は、監視システムの記	2置・警備員の配備・マネー・ローンダ	
	リング対策等、規制当局の求める要求・基準に準拠する義務がある。		
カジノ	• カジノエリアは最大 1.5 万 m²		
エリア・	• スロットマシンは最大 2,500 台		
スロット			
マシンの			
制限			
社会的	• 21 歳未満のカジノ入場禁止		
セーフ	• シンガポール居住者からの入場料の役	數収(100SGD(8,500 円)/日または	
ガード	2,000 SGD(17 万円)/年)		
	• 自己排除プログラム・第三者排除プロ	1グラムの導入	
	問題ギャンブル、ヘルプサービス、ゲームのルール、オッズに関する情報の掲示		
	• カジノ広告の制限		
	• シンガポール居住者(プレミアムプレイヤーを除く)に対する与信の禁止		
	• カジノ内 ATM 設置の禁止		
	• 自主的に最大損失額を設定できるシステムの整備		
カジノ税	• カジノ税は一般プレイヤーの GGR ¹² の 15%、プレミアムプレイヤーの GGR		
	の 5 %		
	カジノ税率は少なくとも 15 年間据え	置き	
	• GST ¹³ は GGR に適用		
株式の	一方の IR の支配株主 ¹⁴ が、他方の IR の	の持分を所有、もしくは他方の IR に係	
所有制限	るカジノ運営委託契約を締結することに	は禁止	
営業開始	カジノ運営事業者は、総床面積のうち		
要件	少なくとも半分が完成し、かつ、政府		
	に対して提案した投資のうち少なく	に対して提案した投資のうち少なく	
	とも半分が完了した時点で、カジノ運	とも半分が完了し、かつ、提案した開	
	営ライセンスを申請可能	発エリアのうち少なくとも半分が完	
		成した時点でカジノ運営ライセンス	
		を申請可能	

 12 GGR(Gross Gaming Revenue の略)は総ゲーミング収益のことであり、カジノ運営事業者がカジノで獲得した勝ち金の純額(顧客から受け取った賭け金から顧客に支払った賞金を控除した額)から、ゲーミングに関して課税される物品及びサービス税を除いた金額を意味する。

¹³ GST (Goods and Services Tax の略) は物品及びサービス税のことである。

¹⁴ マリーナベイ地区に係る支配株主とは、落札者の議決権株式を直接的・間接的に所有する最大株主のことを言う。一方、セントーサ地区に係る支配株主とは、落札者の議決権株式の少なくとも 20%を直接的・間接的に所有する最大株主のことを言う。

	マリーナベイ地区	セントーサ地区
営業開始	カジノ運営事業者は、カジノ運営ライセ	マンス発行後3年以内に、政府に対して
要件	提案した開発投資を 100%完了させるこ	<u>.</u> Ł

シンガポールの RFP に係る評価項目・配点

評価項目	評価配点	
	マリーナベイ地区	セントーサ地区
観光施設としての魅力と産業への貢献度	40%	45%
施設設計及びコンセプト	30%	25%
開発投資の規模	20%	20%
コンソーシアムの結束力と実績	10%	10%

出所:シンガポール政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

RFPでは、RFC参加事業者のうち、マリーナベイ地区で4社、セントーサ地区で3社から事業提案が行われた。

この事業提案の審査に当たって、政府は副首相を委員長とする入札許可当局を設置し、当局が事業者の最終決定を行い、その下位組織である入札評価委員会が入札許可当局を補佐する形で詳細な評価を実施した。なお、入札許可当局は事業者決定に当たり、国内外のエンターテインメント、アトラクション、財務及び事業モデルの専門家のほか、経済開発局局長を議長とする設計評価審査会の助言・見解を参考とした。

入札許可当局による審査を経て、マリーナベイ地区ではラスベガス・サンズ(以下、「サンズ」)、セントーサ地区ではゲンティン・インターナショナル(以下、「ゲンティン」)を落札事業者として選定した。

マリーナベイ地区・セントーサ地区それぞれにつき、落札事業者の事業提案、政府による評価ポイントは以下のとおりであった。

シンガポールにおける落札事業者の事業提案

	サンズ (マリーナベイ地区)	ゲンティン(セントーサ地区)
予定開業年	2010年(部分開業)	2012 年
予定投資額	38.5 億 SGD¹5(3,273 億円)	38.5 億 SGD ¹⁶ (3,273 億円)
総床面積	$570,000 \mathrm{m}^2$	(非公表)
カジノ施設	• テーブルゲーム:600 台	(非公表)
	• スロットマシン:1,500 台	
カジノ以外	MICE 施設、レジャー施設(芸術科	会議施設、レジャー施設(ユニバー
の施設	学博物館・スカイパーク等)、ホテル	サル・スタジオ・シンガポール等)、
		ホテル
設計の特色	街の風や景色を楽しめるよう設けら	・訪問客が効率良く観光できる配置、
	れた公共スペース	及び村のお祭りのような雰囲気の建
	• マリーナベイ地区の既存及び将来の	築
	開発と整合するデザイン	• IR の主要アトラクション・施設ま
	多層式の3次元スカイライン建設	での経路が訪問者にとって分かりや
	• 3 つのホテルタワーの頂上を横断す	すい配置
	るスカイパーク	• 島のトロピカルリゾートとしての雰
		囲気を高める造形(水・造園・石・
		樹木等の自然を多く使用)
		• リゾートの夜間照明(ウォータフロ
		ント遊歩道沿いの外灯等)

シンガポールの事業提案のうち政府による評価ポイント

ママルバールの事業に来り)	ラシス/11(C 22 の 日) 間 (V・) ~)
サンズ (マリーナベイ地区)	ゲンティン (セントーサ地区)
• ビジネス及び観光目的の訪問客にとって特	• シンガポール全体の魅力を訪問客に強く訴
別な目的地として、シンガポールの魅力を	求するとともに、セントーサ及びシンガポ
向上させる開発内容	ールがトップオブマインドかつエキサイテ
- 大規模な MICE 施設	ィングな家族向け目的地としての地位を確
- 多様なレジャー(エンターテインメン	立できるような開発内容
ト・レストラン等)	- テーマパーク(ユニバーサルスタジオシ
ユニークであり、かつ、マリーナベイに関	ンガポール)等
する印象的なイメージや目的地としての魅	• セントーサの雰囲気と整合する全体構成

 $^{^{15}}$ 土地及びその他の関連投資を含めた、総投資額は 50 億 ${
m SGD}$ (4,250 億円) 超と見積もられた。

 $^{^{16}}$ 土地及びその他の関連投資を含めた、総投資額は 52 億 ${
m SGD}$ (4,420 億円)と見積もられた。

サンズ (マリーナベイ地区)	ゲンティン (セントーサ地区)
力を提供するデザイン(ホテルタワー頂上	- 村の祭りのような雰囲気の建築
にあるスカイパーク等)	- 島のトロピカルリゾートとしての雰囲気
• 既存及び将来の開発と整合する全体構成	を反映した造形
・大規模 IR を開発・運営する能力及び実績	• 海外における観光リゾートの開発実績(マ
(ラスベガスやマカオにおける実績)	レーシア・オーストラリア等)
• 最大の開発投資額	• 多額の開発投資額

開発

事業者決定後、政府と各事業者の間で開発契約が締結された。政府は開発契約に関して公表していないが、ゲンティンは 2007 年 3 月セントーサ開発公社と賃貸借契約(所有権は国、賃貸借期間は 60 年、賃貸借料は計 6.2 億 SGD (527 億円))を含む開発契約を締結したことを公表している。また、サンズは 2006 年 8 月観光庁と開発契約(賃貸借契約を含む)を締結したことを公表しており、その概要は以下のとおりである。なお、実際の総投資額は建材の値上がり等を理由として、予定投資額から増加している。

サンズが政府と締結した開発契約 (賃貸借契約を含む) の概要

	内容	
契約締結	2006 年 8 月、サンズと観光庁との間で、デザイン・開発・建設・運営に関す	
	る契約を締結	
土地·	• サンズと観光庁との間で、IR 開発指定用地に係る賃貸借契約を締結(所有	
インフラ	権者は国、賃貸借期間は 60 年、賃貸借料は計 12 億 SGD(1,020 億円))	
	• サンズが IR 敷地内のすべての土地・建物・設備・歩道・冷却システムの整	
	備、IR 敷地までの連絡道路の整備、マリーナベイ地区のインフラ用トンネ	
	ルの整備を行うことを合意	
	• 陸上交通局が IR 運営に必要な高速輸送システム・高速輸送システムから IR	
	敷地までの連絡道路・駐車場の整備を行うことを合意	
開発権	• 本開発契約締結の 2006 年 8 月から 30 年間、カジノ所有権及び運営権をサ	
	ンズへ付与	
	• カジノ開発権の更新に当たっては、2036年8月の有効期限が切れる5年前	
	までに、観光庁及び関係機関への通知が必要	
	• 政府は国民利益の最大化のため、有効期限前にカジノ開発権の取消が可能	

	内容
最低	• 最低投資額は 38.5 億 SGD(3,273 億円)(カジノ・ホテル・飲食店・ショ
投資額	ップ・会議場・展示場・主要アトラクション・娯楽施設・公共エリア別に投
	資額を設定)
	• 当該最低投資額は、本開発契約締結から8年またはライセンス発行の2010
	年4月から起算して3年のどちらか早い時期までに実行する必要あり
その他	• 土地の利用目的制限あり、土地の分割禁止
	• 建設完了と開業の期限あり
	• 敷地内におけるカジノエリアの制限あり
	• サンズが加入すべき保険の要件あり
	• サンズによるサブリース範囲の制限あり

出所:カジノ運営事業者の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(イ) ネバダ州

ネバダ州では、州政府による事業者選定プロセスが存在しない。この背景として、ネバダ州は、カジノ産業の健全性維持のため遵守すべき最低限の規制を整えながらも、カジノ産業成長のため事業者間の自由競争を重視する政策を採用している。

一方で、ネバダ州は、ラスベガス市のストリップ地区を訪問者にとって魅力的な都市とするため、大型リゾート施設の開発をストリップ地区で集中的に行うことを、ネバダ州法 463 章で規定している。当該規定を受けて、制限無しライセンス¹⁷を交付する場合はゲーミング事業地区¹⁸にカジノ施設を設置しなければならないものとしている。

(ウ) ビクトリア州

ビクトリア州では、オーストラリアで行われている PPP (官民連携、「Public-Private Partnership」の略)における事業者選定を参考にして、州政府は EOI¹⁹・RFP²⁰の 2 段階から成る事業者選定を実施している。

PPP における EOI の目的は、民間事業者の該当事業に対する理解度や事業遂行能力等を評価することにあり、EOI を通過した事業者が最終選考候補者として RFP へ進む。

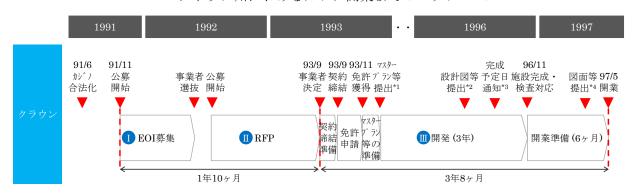
RFPでは、最終選考候補者は該当事業に対する詳細な要求事項を提供され、それをもとに事業提案書を州政府へ提出する。当該事業提案書は、事業投資規模・運営方法・設計仕様・提供サービス内容等、様々な観点から評価され、最終的に落札事業者の決定がなされる。

¹⁷ 制限無しライセンスとは、スロットマシン設置台数等の制限が設けられないカジノ運営事業者に対して交付されるライセンスである。なお、IR 施設を運営する事業者の場合、基本的に制限無しライセンス交付対象となる。 18 ゲーミング事業地区とは、制限無しライセンス交付対象のカジノ施設の運営に適しているとして承認された地区である。

¹⁹ Expressions of Interest (入札への関心表明) の略である。

²⁰ Request for Proposal (事業提案公募) の略である。

ビクトリア州におけるカジノ開業までのスケジュール



- *1マスタープラン等の提出期限は、免許交付後10週間以内であった。
- *2 設計図等の提出期限は、施設完成3ヶ月前までであった
- *3 施設の完成予定日の通知期限は、施設完成7営業日前までであった。*4 カジノフロア図面等の提出は、施設開業14日前までであった。

出所:ビクトリア州政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

■ 事業者の選定・EOI

1991 年、州政府は入札事業者間の競争を促進するため、EOI の募集を実施した。EOI 募集 では、政府は以下の3つの観点より、応募事業者を評価した。

- 誠実性に関する事項
- デザイン・立地に関する事項
- 財務に関する事項

上記の EOI 募集に対して、23 の事業者が EOI を提出し、12 の事業者が通過した。

Ⅲ 事業者の選定・RFP

1992 年、州政府は EOI 評価を通過した事業者に対して、RFP を実施した。なお、当該 RFP における、事業者選定のための評価項目は確認できなかった。

RFP 実施後、カジノ管理機構²¹が、財務アドバイザーである SBC ドミンゲズ・バリー銀行 (現UBSAGグループ)からの助言を得ながら、事業提案の審査を行った。当該審査を経て、 カジノ管理機構はクラウン・カジノ(以下、「クラウン」)を落札事業者として選定した。なお、 クラウンは、RFP に対して 6.2 億 AUD (545.6 億円) のカジノ事業を提案し、州政府から主 に財務面を評価された。

²¹ カジノ管理機構は、ビクトリア州警視副総監を含む5名から構成される、カジノ運営の監督や法規制の執行を 担当する機関である(ビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会の前身である)。

Ⅲ 開発

事業者決定から開業までに必要とされた主な開発手続は以下のとおりである。なお、実際の 総投資額は建設コスト増加やデザイン変更等を理由として、予定投資額から増加している。

ビクトリア州において事業者決定から開業までに必要とされた主な開発手続

内容

- 州政府との用地に係る賃貸借契約
 - 所有権者:ビクトリア州
 - 賃貸借期間:99年
 - 賃貸借料: 初めの 40 年は 1AUD (88 円) /年 (クラウンが土地整備費用を負担したため、初めの 40 年間は賃貸借料の支払がほぼ無いものと考えられる)、

残りの59年は市場価格

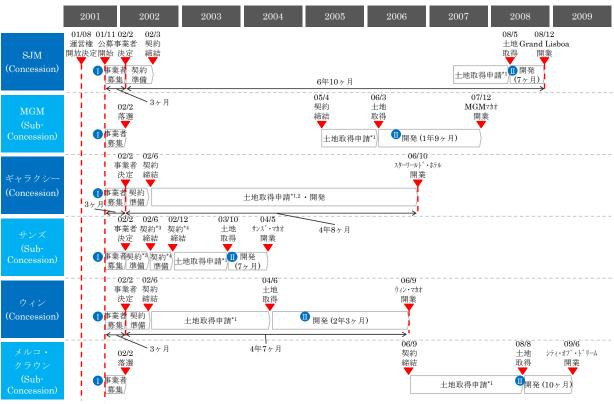
- 事業者による「オフサイト工事22」の実施
- ギャンブル・アルコール規制委員会への資料の提出
 - ライセンス交付後 10 週間以内に提出が必要な資料
 - ◆ カジノ関係者の全施設へのアクセス手段・アクセス数を把握するためのスケジュール
 - ♦ カジノ開発のマスタープラン
 - ♦ 施設完成予想図
 - ◆ 開発(全フェーズ)を完遂するための方法を記載した文書等
 - 施設完成3ヶ月前までに提出が必要な資料
 - ♦ 設備・建設の保証書
 - ◆ 水力・機械・電気系統の設計図及びメンテナンス・マニュアル
 - 施設完成7営業日前までに提出が必要な資料
 - ◆ 施設の完成予定日の通知
 - 施設開業 14 日前までに提出が必要な資料
 - ◆ カジノフロア図面 (テーブルゲームの位置、監視カメラの位置等)
 - ◆ 緊急対応手続(火災・洪水対応等)
- 施設完成に関するギャンブル・アルコール規制委員会の検査
 - ギャンブル・アルコール規制委員会がカジノ施設が完成したと判断した場合、検査後 10 営業日以内に、完成証明書をカジノ運営事業者に通知する。
 - ギャンブル・アルコール規制委員会がカジノ施設が完成していないと判断した場合、検査後 10 営業日以内に、完成していない旨及び当局が完成していないと判断した理由をカジノ運営事業者に通知する。

出所: ビクトリア州政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

 $^{^{22}}$ 「オフサイト工事」はカジノ周辺の道路・橋等のインフラ整備を意味しており、キングスウェイ橋の斜道の整備 (8 百万 AUD (704 百万円))、クイーンズ・スクエア広場への車道・トンネルの整備 (4 百万 AUD (352 百万円)) をはじめとして、総工事費は 23 百万 AUD (2,024 百万円) にのぼった。

(エ)マカオ

マカオでは、ポルトガルから中国への統治権返還後の 2001 年、STDM (「Sociedade de Turismo e Diversoes de Macau, SA」の略、マカオ複合観光会社)による 1 社独占のコンセッ ションの期限到来を契機として、政府はマカオを健全な競争市場とし、積極的な投資誘致を図 ることを目的として、法律23を制定し、カジノ運営権を開放することを決定した。この開放に 当たっては、国際公募により新たな運営事業者を選定する手法を採用した。



マカオにおけるカジノ開業までのスケジュール

*1 土地取得申請の開始タイミングは不明である。 *2 ギャラクシーの土地取得タイミングは不明である。

*3 コンセッション契約を指す。
*4 サブコンセッション契約を指す。

出所:マカオ政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

²³ 第 16/2001 号法律「訂定娛樂場幸運博彩經營法律制度」

1 事業者の選定

政府は、2001 年 8 月カジノ運営権開放を決定後、2001 年 11 月事業者の募集を実施し、書類審査及び質疑応答を経て事業者を決定した。事業者の応募要件、政府の評価項目は以下のとおりである。

マカオにおける応募要件・評価項目

		内容	
応募要件		• マカオで設立され、かつ、カジノ業務を目的とした会社	
		• 最低 2 億 MOP(30 億円)の資本金	
		• 業務執行取締役の選任(但し、業務執行取締役はマカオ永住者であること)	
評価	適格	• 入札参加事業者の経験	
項目	要件	• 入札参加事業者の超過収益力	
		• 入札参加事業者と同一グループに属する他の事業体の事業内容及び信用	
		(特に入札参加事業者の支配株主の事業内容及び信用)	
		• 入札参加事業者と密接に関連する事業体の事業内容及び信用(特に入札参	
		加事業者の支配株主の事業内容及び信用)	
	財政	• 入札参加事業者の財務状況	
	要件	• 入札参加事業者の支配株主の財務状況	
		• 入札参加事業者と密接に関連する事業体の財務状況、特に入札参加事業者	
		に対して投資を実施する事業体及び融資を提供する事業体の財務状況	
		• 入札参加事業者の 5%以上の株式を有する者の財務状況	
		• 入札参加事業者が経営・運営を予定しているカジノ施設の特性・種類、及	
		び当該施設に係るインフラ整備能力の有無	

出所:マカオ政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

事業者募集に際して、21 の事業者が評価項目に対応した資料を提出した。政府は 1 次審査 (書類審査)を実施し、18 の事業者が通過した。その後の 2 次審査 (開発計画・投資計画のプレゼンテーション、及びこれに係る質疑応答)を経て、SJM ホールディングス (以下、 $\lceil SJM \rfloor$)、ギャラクシー・カジノ(ギャラクシー・エンターテインメント・グループ(以下、 $\lceil ギャラクシー$ ー」)とサンズ・チャイナのジョイント・ベンチャー)、ウィン・マカオ(以下、 $\lceil ヤャラクシー$ 3 社をコンセッション²⁴事業者として選定した。

²⁴ ここで言う「コンセッション」とは、各カジノ施設に係る独占的な運営権を言う。また、「サブ・コンセッション」とは、コンセッション事業者がマカオ政府による承認の下、第三者に対して付与した、カジノ施設の独占的運営権を言う。

なお、行政長官がコンセッション事業者の最終決定を行ったが、経済財政省所長等8名で構成されるマカオ・ゲーミング委員会が行政長官を補佐する形で、入札参加事業者の詳細な評価や行政長官に対する助言を実施した。

コンセッション事業者選定後、ジョイント・ベンチャーであるギャラクシー・カジノを形成するギャラクシーとサンズ・チャイナの意見相違が生じた。この結果、両社はコンセッション契約で規定された投資コミットメントを遵守しつつも、それぞれ単独で事業を行うこととなったため、政府はギャラクシーがサンズ・チャイナにサブコンセッションを付与することを認めた。

これを受けて、公平性の観点から、政府はギャラクシー以外の2社(SJM、ウィン)に対しても、サブコンセッションを1つずつ認めることとした。結果として、SJMはMGMチャイナ(以下、「MGM」)に、ウィンはメルコ・クラウン・エンターテインメント(以下、「メルコ・クラウン」)にサブコンセッションを付与することとなった。

頭 開発

政府は、コンセッション契約(またはサブコンセッション契約)に基づき、カジノ運営事業 者に対して、事業者決定から開業までに必要とされた主な開発手続きは以下のとおりである。

マカオにおいて事業者決定から開業までに必要とされた主な開発手続

内容

- 土地工務運輸局への投資計画の提出(契約締結時)
- 土地の取得
 - 所有権者:マカオ政府
 - 賃貸借期間:25年
 - 賃貸借料
 - ◆ SJM: イニシャルコスト 223 百万 MOP (33 億円) (ランニングコストは不明)
 - ♦ MGM: イニシャルコスト 299 百万 MOP(45 億円)、ランニングコスト(開業前) 1.3 百万 MOP(20 百万円)/年、ランニングコスト(開業後) 2.9 百万 MOP(44 百万円)/年
 - ♦ ギャラクシー:(不明)
 - ◆ サンズ・チャイナ: イニシャルコスト 324 百万 MOP (49 億円) (ランニングコストは不明)
 - ◆ ウィン:イニシャルコスト 319 百万 MOP(48 億円)、ランニングコスト(2 年目) 2.2 百万 MOP(33 百万円)/年、ランニングコスト(3 年目以降) 3.2 百万 MOP(48 百万円)/年

内容

- ◆ メルコ・クラウン: イニシャルコスト 842 百万 MOP(126 億円)、ランニングコスト(開業前)3.4 百万 MOP(51 百万円)/年、ランニングコスト(開業後) 9.5 百万 MOP(143 百万円)/年
- 敷地面積

♦ SJM : 11,626m²

♦ MGM: 43,167m²

◆ ギャラクシー:(不明)

◆ サンズ・チャイナ: 6acre (約 24,281m²)

◆ ウィン: 16acre (約 64,749m²)

◆ メルコ・クラウン: 113,325m²

- マカオ内外における、開業予定施設の広報活動
- マカオ政府への従業員トレーニング計画の提出

出所:各カジノ運営事業者の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(才) 韓国

韓国では、近年も外国人専用カジノを含む統合型リゾートの開発を進めており、直近事例である「観光インフラ及び企業革新投資中心の投資活性化対策」(2015年1月発表)に基づくIR開発プロジェクトについて整理した。

政府は本プロジェクトで、RFC25・RFP26の 2 段階から成る選定プロセスを採用した。これは、政府の構想と事業者のニーズを調和させることで、より魅力的かつ国際競争力のある観光コンテンツを創造することができるとの考えから、政府は構想提案の募集 (RFC) を経て、詳細な事業提案募集 (RFP) を実施するプロセスを採用した。

一方、内国人利用可能カジノを有する株式会社カンウォンランドは、廃鉱地域開発支援に関する特別法に基づき設立された半官半民²⁷の事業者であり、国による事業者選定プロセスを経ていない。

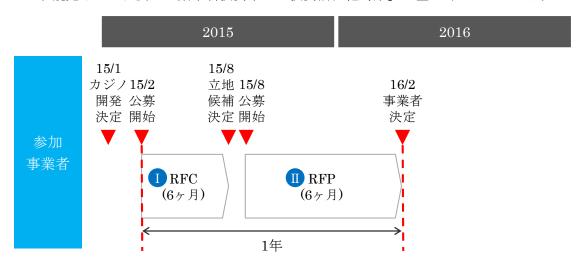
²⁵ Request for Concept (構想構想公募) の略である。

²⁶ Request for Proposal (事業提案公募) の略である。

 $^{^{27}}$ 株式会社カンウォンランドの株主構成は、公共部門 51%(韓国鉱害管理公社 36.0%等)、民間部門 49%(外国人投資家 33.7%等)である。

韓国における事業者決定までのスケジュール

(「観光インフラ及び企業革新投資中心の投資活性化対策」に基づくプロジェクト)



出所:韓国政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

事業者の選定・RFC

2015年2月、RFCが実施され、34の事業者が構想提案を行った。政府が公表した目的・必須要件・必須提案項目は以下のとおりである。

韓国のRFCにおける目的・必須要件・必須提案項目

	内容
RFCの目的	• 韓国で予定される IR 開発プロジェクト (2 つのライセンス) に関心があ
	る投資家を把握すること
	• 政府が投資計画・投資規模・施設標準を把握し、IR 開発についての適切
	な意思決定をすること
	• 投資家の投資意図を把握し、RFPで必要となる立地候補選定のための判
	断材料を入手すること
	• 投資家に対して、韓国の IR 関連制度に関する意見提示の機会を提供す
	ること
社会的セーフ	• 法令に違反したカジノ機器の設置・使用
ガードとして	• 法令に違反したカジノ機器・設備の変更、違法に改造されたカジノ機器・
の禁止行為	設備の使用
	• 許認可を受けた施設外での営業行為
	• カジノへの韓国人の入場許可

	内容	
社会的セーフ	• 過度に射幸心を煽る可能性のある、または公共道徳を損なう可能性のな	
ガードとして	る広告あるいは広報活動の実施	
の禁止行為	• 観光振興法第 26 条 1 項の営業分類28に該当しない営業の実施、事	
	要や配当に関する報告の無い営業の実施	
	• 観光振興法第30条に基づき観光振興開発基金へ納付すべき金額29の減額	
	• 19 歳以下のカジノ入場許可	
提ターゲット	• IR 訪問客の国籍別・階層別分類、想定ターゲット市場の顧客に係る IR	
案 顧客と	施設の訪問目的・消費動向・利用動向	
に その属性	• 想定ターゲット市場の顧客の活動に係る、ゲーミング・ノンゲーミング	
含	の割合	
め	• (特に詳細な記載を要するものとして)インバウンド顧客の誘致方法	
る IR 施設の	• 上記の想定ターゲット市場の顧客とその属性に適した IR コンセプト、	
ベーコンセプト	開発モデル	
き	• IR 施設構成の方針(以下の要件を満たすこと)	
項	- IR の主要構成施設である宿泊施設、会議施設、テーマアトラクショ	
目	ン、外国人専用カジノ、ショッピング施設は必須	
	◆ 宿泊施設:5つ星レベル以上のホテル(1,000室以上)	
	◆ 会議施設:ビジネス型は専門会議施設³0、遊園型は準会議施設³1	
	◆ テーマアトラクション : ビジネス型は 200 億 KRW(20 億円)以	
	上、遊園型は 700 億 KRW(70 億円)以上の投資額	
	◆ 外国人専用カジノ:総床面積の 5%以下	
	◆ ショッピング施設:20,000m²以上の延床面積	
	- 上記以外に、高所得者向けレストラン、エンターテインメント施設、	
	芸術・文化施設、レジャー・スポーツ施設、健康・医療施設の中から	
	最低 2 施設	
	- 最低投資額は1兆 KRW(1,000 億円)	

²⁸ カジノの営業分類として、ルーレット、バカラ、ブラックジャック等 20 種類のゲーミングが規定されている。

²⁹ 観光振興法 30 条 1 項で、全てのカジノ運営事業者は観光振興開発基金法に基づき、観光振興開発基金に対して総売上の 100 分の 10 を上限に決められた割合の金額を納付しなければならないと規定している。

³⁰ 専門会議施設とは、以下の要件を満たす会議施設である(「国際会議産業育成に関する法律施行令」第3条)。

^{• 2,000} 名以上の収容が可能な大会議室を有する

^{• 30} 名以上の収容が可能な中・小会議室を 10 室以上有する

^{• 2,000}m²以上の展示面積(屋内外合計)を有する

³¹ 準会議施設とは、以下の要件を満たす会議施設である (「国際会議産業育成に関する法律施行令」第3条)。

^{• 200} 名以上の収容が可能な大会議室を有する

^{・30}名以上の収容が可能な中・小会議室を3室以上有する

	内容	
IR 施設の	• 開発計画(施設デザインの目的・体系等)	
図面及び	• 土地のコンセプト(土地の分割計画・土地の詳細な利用方法等)	
施設	- マスタープランは施設のデザインコンセプト・開発密度・高さ、施設	
デザイン	同士の関係性等を含めること	
	- 特にテーマアトラクションの詳細を記載すること	
	$ullet$ IR 施設の空間品質を証明する 3 次元イメージ	
カジノ	ゲームの種類、テーブルゲーム・スロットマシンの台数(もしあれば、テ	
ゲーム	ーブルゲーム・スロットマシンの台数の拡大計画)	
プロジェ	• 開発スケジュール及び各施設の建設スケジュール	
クト実行	• 実行計画(コンセプト提示からデザイン作成、マスタープラン作成、許	
スケジュ	認可取得、ライセンス取得、プロジェクト完了まで)	
ール		
投資計画	• 総事業費 (施設別)	
・資金	• 投資計画(年度別・借入資本及び自己資本の区別)	
調達方法	• 開発プロジェクトの資金調達方法(年度別)	
	● 再投資計画	
フィージ	• キャッシュフロー予測 (施設別)	
ビリティ	• ファイナンシャル・フィージビリティ分析(ベネフィット・コスト比率、	
分析	NPV、IRR 等の試算を含む、予測財務諸表)	
IR 開発の	• 観光への影響 (インバウンド顧客数・観光収入への影響)	
影響	• 韓国の観光インフラ・韓国の国際的魅力度への影響	
	• 雇用創出効果、税収効果	
	• 経済波及効果(生産波及効果・付加価値誘発効果)及び雇用誘発効果の	
	分析	
会社情報	• 会社概要	
	- ジョイント・ベンチャーまたはコンソーシアムの場合、出資者・出資	
	比率・資本計画・出資者の役割を含めること	
	• 申請者の IR 開発・運営経験	
	- IR 開発に携わる各企業の開発経験・実績、IR 構成施設の運営経験・	
	実績	
	• 財務情報	
	- 財務能力を証明するために必要な情報	
	- 現在係争中の重要な訴訟または法令違反	
	ジョイント・ベンチャー契約またはコンソーシアム契約	

	内容	
会社情報	- 申請者がジョイント・ベンチャーまたはコンソーシアムを形成してい	
	る場合のみ、各参加者の役割を証明するため、締結済の契約書	

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

Ⅲ 事業者の選定・RFP

2015 年 8 月、RFP が実施された。参加事業者には投資計画書及びカジノ運営計画書の提出が要求された。当該 RFP では、RFC 参加事業者のうち 6 の事業者が構想提案を行った。政府が設定した入札必須要件及び提出物に対する評価項目・配点は以下のとおりである。

韓国の RFP における入札必須要件

入札必須要件の内容

- 総事業費(土地購入費を除く)が1兆 KRW(1,000 億円)以上
- 外国人投資金額が 5 億 USD (605 億円) 以上
- IR タイプ (ビジネス型・遊園型) の決定及び「必須施設要件」(下記表参照) の充足
- 開発可能地域は、慶尚南道(キョンサンナムドウ)(1ヶ所)・釜山広域市(プサンコウイキシ)(1ヶ所)・仁川広域市(6ヶ所)・全羅南道(チョルラナムドウ)(1ヶ所)の計9ヶ所
- 複数の国内外の信用評価機関による事業者の信用評価が投資適格以上
- 出資者が 5 人以上の場合、上位 3 人の出資持分比率合計が 50%以上、最上位出資者の持分比率が 25%以上

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

韓国の RFP における必須施設要件(入札必須要件の一部)

		ビジネス型	遊園型	
必須	宿泊施設	5 つ星レベル以上のホテル(1,000 室以上)		
施設	会議施設	専門会議施設	準会議施設	
	テーマアトラクシ	200 億 KRW(20 億円)以上	700 億 KRW(70 億円)以上	
	ョン施設	の投資額	の投資額	
	カジノ施設	総床面積の 5%以下、かつ 15,000m²以下の専用面積		
	(外国人専用)			
	ショッピング施設	20,000m ² 以上の延床面積		
	文化・芸術施設	国際的な公演が可能な常設公演施設等		
選択施設		必須施設のほか、2種類以上の施設の開発が必要		
		• 飲食施設		
		• エンターテインメント施設		
		• レジャー施設		
		• スポーツ施設		
		●健康・医療施設 等		

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

韓国のRFP(投資計画書・カジノ運営計画書)の評価項目・配点

种口少1011(这种时间目 2/2/2/2月时间目2/2月间2月11日			
		項目	配点
投資計画書	事業推進能力(220)	出資者の構成及び事業運営体制	60
(1,000 点)		観光関連施設の開発・運営実績	50
		財務状況	60
		信用状態	50
	開発計画(190)	開発目標・戦略	30
		土地利用計画	30
		施設配置計画	30
		建築・景観計画	30
		文化観光コンテンツ開発計画	30
		交通動線・インフラ計画	20
		環境計画	20
	事業推進計画(220)	総事業費	70
		投資計画	60
		資金調達計画	60
		許認可推進計画	30

	項目		配点
投資計画書	事業妥当性(190)	市場分析・需要予測	50
(1,000 点)		損益予測	50
		予測財務諸表	40
		財務的妥当性	50
	管理・運営計画(90)	事業推進・管理組織	20
		施設運営・管理計画	20
		観光客誘致計画	30
		事業リスク管理計画	20
	観光産業発展への寄与度	観光産業発展への寄与度	30
	(90)	経済波及効果	30
		再投資計画・社会貢献方針	30
カジノ運営	• カジノ許認可の管理		
計画書	● 運営目標・戦略		
	• 投資・設備管理		
	• 財務会計管理		_
	• マーケティング・販売管理		
	人事・組織管理		
	• 経営倫理		

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

この事業提案の審査に当たって、政府は適正かつ円滑な審査の遂行を目的として、15 名程度の各分野の専門家から成る審査委員会を設立・運営した。具体的な構成員としては、文化体育観光部または産業通商資源部の職員、観光分野で10年以上従事した専門家、投資・金融分野で10年以上従事した専門家、外国人投資の専門家、会計・法律の専門家、開発・建築の専門家、文化・芸術コンテンツの専門家等である。

審査委員会はモヒガン・サン(仁川国際空港周辺の永宗島(ヨンジョンドウ)を開発エリアとして指定)を落札事業者として決定した。なお、RFP参加事業者6社のうち、韓国政府が求めた投資要件(外国人投資金額5億USD(605億円)以上、総事業費1兆KRW(1,000億円)以上)を満たした事業者は2社のみであったが、政府は外国人専用カジノ市場の先行き不透明感を考慮し、事業者を1社のみ選定した。

モヒガンの事業提案は以下のとおりであった。

モヒガン・サンの RFP に対する事業提案

	内容	
コンセプト	世界で唯一の「エアポート・シティ」(本事業によって、仁川国	
	際空港が世界で最もユニークな目的地としての地位を確立する	
	ほか、韓国経済が多大な恩恵を享受する。)	
予定開業年	2020年	
予定総投資額	50 億 USD ³² (6,050 億円)	
立地	仁川国際空港の敷地内	
土地面積	1,057,710m ²	
カジノ施設	テーブルゲーム台数:250台	
	• スロットマシン台数:1,500 台	
	• 総床面積:14,950m²	
カジノ以外の	ホテル、巨大プール、レストラン、スポーツ競技場、商業施	
施設	設、韓国文化センター、モヒガン部族文化センター、スパ、イ	
	ンドアアミューズメントセンター	
施設・設計の	• 仁川国際空港との提携による、世界初の IR 直結のターミナル	
特色	• 世界的に有名な事業者によって運営されるスカイバー及び	
	ナイトクラブ	
	• 韓国文化及びアメリカ・インディアン文化を体験できる施設	

出所: Mohegan Sun Inspire の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

⁻

 $^{^{32}}$ 第 1 フェーズの投資額は 16 億 USD (1,936 億円) を予定している。

(3) 効果·影響

IR・カジノの効果

この章では、IR 導入による効果として税収や関連産業への波及効果等を調査するとともに、 カジノによる懸念事項の対策とその影響について調査した。

(ア) シンガポール

I. 経済効果

シンガポールの観光収入のうち、IR 開業前の 2009 年は「ツアー・エンタメ」収入は全体の 2%に過ぎなかったが、IR 開業後の 2010 年は「ゲーミング」が新たに追加されたことで「ツアー・エンタメ・ゲーミング」となり、21%に増加し、2014 年には 25%まで上昇している。また、IR 開業後、「ツアー・エンタメ・ゲーミング」収入が増加しただけでなく、その他の観光収入(宿泊・飲食・ショッピング)も増加していることから、IR は観光産業全体の引き上げに寄与しているものと考えられる。

※ 観光収入: 2009 年 126 億 SGD (1.1 兆円) → 2014 年 236 億 SGD (2.0 兆円)

※ 外国人観光客数: 2009 年 10 百万人 → 2014 年 15 百万人



シンガポールにおける観光収入及び外国人観光客数33

出所:シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

GDP については、IR 開業前の 2009 年は 2,800 億 SGD (23.8 兆円) 程度であったが、IR 開業後の 2010 年に約 3,200 億 SGD (27.2 兆円) 〜増加し、2014 年には約 3,900 億 SGD (33.2 兆円) まで増加している。なお、IR は 2011 年に GDP に対して 1.5-2.0%の貢献をしていると

^{33 2009} 年までは「ツアー・エンタメ」のみであったが、2010 年より「ゲーミング」が追加され、「ツアー・エンタメ・ゲーミング」となった。

政府から公式に発表されているほか、観光産業は 2014 年に GDP に対して 10.1%の貢献³⁴をしていると WTTC (世界旅行ツーリズム協議会、「World Travel and Tourism Council」の略) より発表されている。

また、マリーナベイ・サンズでは地元企業から 91%程度 (2015 年)、リゾートワールド・セントーサでは地元企業から 84%程度 (2014 年) の購買を行っており、積極的に地元企業からの調達を実施している。さらに、2015 年 6 月、マリーナベイ・サンズはシンガポールホテル協会より、2009・2014 年においてシンガポールのホテルの稼働率上昇・宿泊客数増加・客室単価上昇に寄与したとして、感謝状を受理している。このような取組によって IR が地域経済に一定の経済効果を与えている。

500,000 400,000 200,000 100,000 200,000 200,000 100,000

シンガポールの GDP (百万 SGD)

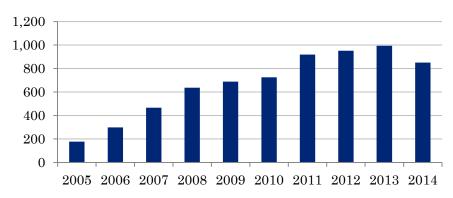
出所:シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

シンガポールでは、MICE 振興に力を入れている中、2010 年に大規模 MICE 施設を有するマリーナベイ・サンズが開業し、それ以降、Union of International Association (以下、「UIA」)の世界国別ランキングにおいて、国際会議開催件数が 2011-2013 年の 3 年連続で 1 位であった。2014 年には 3 位となったが、4 位以下を大きく引き離している。

- 33 -

³⁴ ここで言う貢献は、直接効果(宿泊、輸送、エンターテインメント、アトラクション)のほか、間接効果(投資、サプライチェーン、政府支出による広範囲の影響)を含む。

シンガポールにおける UIA 基準の国際会議開催件数 (件)



出所:日本政府観光局(JNTO)の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

2014年における上位 5ヶ国の国際会議開催件数(UIA 基準)

順位	玉	国際会議開催件数(件)
1位	アメリカ	858
2 位	ベルギー	851
3位	シンガポール	850
4位	韓国	636
5 位	日本	625

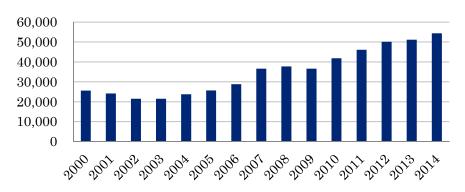
出所:日本政府観光局(JNTO)の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

II. IR からの税収

シンガポールでは、政府の税収が2010年から2012年にかけて大きく増加している。

また、IR からの税収は、2010 年及び 2011 年でそれぞれ 9 億 SGD (765 億円) 及び 11 億 SGD (935 億円) であり、2011 年には政府歳入の 2.2%を占めている。この税収水準は、金融立国シンガポールで最大資産規模の金融機関である、DBS グループホールディングスの法人所得税額 (2010 年 4.5 億 SGD (383 億円)、2011 年 4.4 億 SGD (374 億円))を上回る水準である。

シンガポール政府の税収(百万 SGD)



(参考: IR に関する税制等)

シンガポールのカジノ税は、プレミアムプレイヤーと一般プレイヤーで税率を分けている点で特徴がある。中でもプレミアムプレイヤーの GGR に対する税率 (5%) は、他の国・地域と比較しても非常に低い水準となっており、政策的にプレミアムプレイヤーを誘客する政策となっていると言われている。

シンガポールのカジノ税・ライセンス料等

種類			金額	納付先	使途
カジノ税	プレミアムプレイヤー		$GGR^{35} \times 5\%$	国	一般財源
(年次)	一般プレイヤー		$GGR \times 15\%$		
ライセン	申請料		1,100 SGD		
ス料	ライセンス	1施設のみ	22.8 百万 SGD		
	料 (年次)	2 施設 (1 施設当たり)	19 百万 SGD		
	更新料 (3年ごと)		$850~\mathrm{SGD}$		
	カジノエリア境界線変更料36		$270~\mathrm{SGD}$		
法人税	国税		税引前利益×		
(年次)			17%		
入 場 料	24 時間パス(1 回あたり)		100SGD	トータ	公共・文
(内国人	年間パス (1年あたり)		$2,000 { m SGD}$	リゼー	化・慈善
のみ)				ター庁	事業

出所:シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

³⁵ シンガポールでは、GGR (Gross Gaming Revenue の略) は、カジノ運営事業者がカジノで獲得した勝ち金の 純額 (顧客から受け取った賭け金から顧客に支払った賞金を控除した額) から、ゲーミングに関して課税される物品及びサービス税を除いた金額を意味する。

³⁶ カジノエリア境界線変更料とは、境界線の変更申請を行う際に支払う変更申請料である。なお、カジノ運営事業者は、カジノ規制機構によって承認されたカジノ境界線計画に基づき、カジノを境界線内に建設しなければならない。

III. 雇用創出効果

政府 37 によれば、 2012 年時点で 2 つの IR 施設で直接的に約 22,000 人の従業員が雇用されており、IR 産業からの波及的な影響を含めると、少なくともさらに 40,000 人の雇用が創出されている。また、 2012 年時点で約 7 割を地元から雇用している。

(イ) ネバダ州

I. 経済効果

ネバダ州ラスベガス市は世界有数のエンターテインメント都市であり、多くの人々を集客する施設やイベントが多数密集している。

2000 年代以降、IR 施設の開業(2003 年マンダレイ・ベイのホテル新棟「デラーノ」開業、2005 年ウィン・ラスベガス開業等)が相次いだほか、カジノ以外の施設(エンターテインメント、MICE等)の充実化が進んだ。特にエンターテインメント分野の成長は目覚しく、シルク・ドゥ・ソレイユ「O」(延べ観客動員数 1,100 万人超)・「ミステア」(延べ観客動員数 1,200 万人)等の世界的に有名なショー、セリーヌ・ディオン(2007 年までの 5 年間の延べ観客動員数 300 万人)等の世界各地で活躍するアーティストのコンサート、「エレクトリック・デイジー・カーニバル」(年間観客動員数 40 万人)等の世界最大級の音楽フェスティバルが定期的に開催されているほか、ベラージオの噴水ショー、ミラージュの火山噴火ショー等の無料のエンターテインメントが提供されている。

観光客数は 2003 年から 2007 年にかけて大きく増加しており、2008 年以降、世界金融危機の影響によって一時的に観光客数が減少したが、2010 年以降は順調に回復している (2001 年: 35 百万人 \rightarrow 2014 年: 41 百万人)。また、ホテル稼働率は 90%程度の高水準を維持している。

近年ラスベガス市に開業した主な IR 施設

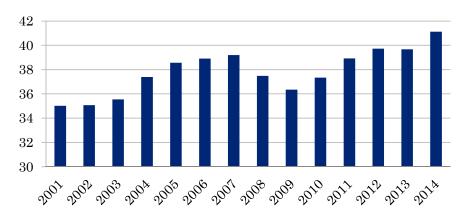
開業年	IR 施設名称	カジノ運営事業者
2003年	マンダレイ・ベイ38	MGM リゾーツ
2005年	ウィン・ラスベガス	ウィン・リゾーツ
2008年	パラッツォ・リゾート ホテルカジノ	ラスベガス・サンズ
2008年	アンコール	ウィン・リゾーツ
2009年	シティ・センター	MGM リゾーツ
2010年	コスモポリタン	ネバダ・プロパティ1

出所:カジノ運営事業者の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

 $^{^{37}}$ 2012 年 11 月 16 日の ${
m S}$ ・イスワラン首相府大臣兼第二内務大臣兼第二貿易産業大臣のスピーチより

³⁸ マンダレイ・ベイのホテル新棟「デラーノ」の開業を意味する。

ネバダ州のラスベガス市における観光客数 (百万人)



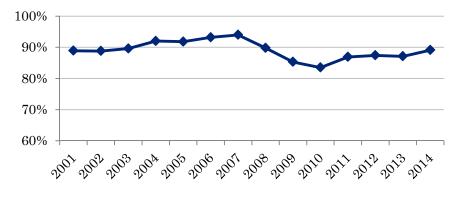
出所: ラスベガス市の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ラスベガス市で開催される主なエンターテインメント

種類	名称
ショー	シルク・ドゥ・ソレイユ「O」
	シルク・ドゥ・ソレイユ「ミステア」
	スティーブウィンズ・ショーストッパーズ
	ブルーマン・グループ
	ロック・オブ・エイジス
	Le Rêve 「ザ・ドリーム」
	デビッド・カッパーフィールド・マジックショー
コンサート	セリーヌ・ディオン・コンサート
音楽フェスティバル	エレクトリック・デイジー・カーニバル
ナイトクラブ	XS ナイトクラブ
	ハッカサン
スポーツマッチ	ボクシング・マッチ
その他	展望台シーソー「エックス・スクリーム (xSream)」
	展望台回転ブランコ「インサニティ(INSANITY)」
	観覧車「ハイローラー」
	ベラージオ「噴水ショー」・「歌舞伎ショー」
	ミラージュ「火山噴火ショー」
	フリーモント・ストリート「天井映像ショー」
	トレジャリー・アイランド「海賊船のダンスショー」

出所:カジノ運営事業者の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ラスベガス市におけるホテル稼働率



出所:ラスベガス市の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ネバダ州ラスベガス市は、カジノ・エンターテインメント等のアフターコンベンションが充実した都市であることから、MICE 開催需要も大きく、2014 年時点で約 22,000 件のコンベンション³⁹が開催されている。大規模コンベンションとして、世界最大の家電見本市「CES」 (Consumer Electronics Show の略)、世界最大の放送機器見本市「NAB Show」(National Association of Broadcasters Show の略)等の大規模見本市が開催されている。

II. IR からの税収

ネバダ州では、ギャンブル税収が州政府の全税収に占める割合は20%程度であり、かつ、ギャンブル売上のうちそのほとんどをカジノが占める40ことから、カジノの州財政へ与える影響は多大なものとなっている。なお、2014年のギャンブル税収は約9億USD(1,089億円)である。

また、ギャンブル税収推移を見ると、2002 年から 2006 年にかけて、年平均 9%のペースで増加しており、世界金融危機の影響によって、2007 年以降は減少傾向に転じたが、2010 年以降は徐々に回復傾向にある。



ネバダ州におけるギャンブル税収及び州政府の税収に占めるギャンブル税収の割合41

出所:ネバダ州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(参考: IR に関する税制等)

ネバダ州では、カジノ税のみならず、ライブエンターテインメント税が課せられ、その税率は顧客数が少ないほど高くなる点に特徴がある。これは、政策的にエンターテインメントを充実させようとする政府の意向がうかがえる。また、スロットマシン及びテーブルゲームの台数ベースでカジノ税及びライセンス料の一部が課税される点も特徴的である。

40 2014年のギャンブル売上のうち97%をカジノが占める。

³⁹ ラスベガス市による集計数値である。

 $^{^{41}}$ 税収計算期間は前年 7 月から当年 6 月である。(例えば、 2006 年は 2005 年 7 月から 2006 年 6 月までの期間を表す)

また、ネバダ州のカジノ運営事業者(制限無しライセンス⁴²交付対象)に課せられるカジノ税・ライセンス料等は以下のとおりである。

ネバダ州のカジノ税・ライセンス料等

	種類	金	額	納付先	使途
カジノ利	说(年次)	250 USD×スロ	ットマシン台数	州	一般財源
ライブコ	ニンターテイン	顧客 7,500 人以上	ライブ入場料×		
メント科	兑 (月次)		5%		
		顧客 7,500 人未満	ライブ入場料及び		
			その他 ⁴³ ×10%		
ライセ	スロットマシン	20 USD×スロ	ットマシン台数		
ンス料	台数ベース(四				
	半期)				
	テーブルゲーム	テーブルゲーム台	お数に応じた金額		
	台数ベース(年				
	次・四半期)				
	GGR ⁴⁴ ベース	GGR 50,000 USD 👂	$GGR \times 3.5\%$		
	(月次)	下			
		GGR 50,000 USD 超	\subseteq GGR \times 4.5%		
		134,000 USD 以下			
		GGR 134,000 USD	$GGR \times 6.75\%$		
		超			
法人税	連邦税	税引前利益×15-39%		国	
(年	州税	(非課税)			
次)					

出所:ネバダ州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

III. 雇用創出効果

ネバダ州の主要 IR 施設のうち、ウィン・ラスベガスは 9,600 人 (2014 年時点)、シティ・センターは 8,500 人 (2012 年時点) の従業員を雇用している45。

⁴² 制限無しライセンスとは、スロットマシン設置台数等の制限が設けられないカジノ運営事業者に対して交付されるライセンスである。なお、IR 施設を運営する事業者の場合、基本的に制限無しライセンス交付対象となる。43 その他とは物品及び飲食の販売料金である。

⁴⁴ ネバダ州では、GGR (Gross Gaming Revenue の略) は総ゲーミング収益のことであり、カジノ運営事業者がカジノで獲得した勝ち金の純額 (顧客から受け取った賭け金から顧客に支払った賞金を控除した額) を意味する。45 カジノ運営事業者のアニュアル・レポート等より

(ウ) ビクトリア州

I. 経済効果

ビクトリア州において、観光産業は経済の重要なけん引役であり、さらにカジノは重要な観光資源の一つとして位置づけられている。それを反映して、ビクトリア州のメルボルン市では、観光分野の域内総生産及び観光客数は増加傾向にある。また、メルボルン市は、英エコノミスト誌発表の「世界で最も住みやすい都市」ランキング46で 2011 年より 5 年連続で第 1 位に選ばれている。

- ※ 観光分野の域内総生産: 2008 年 66 億 AUD (5,808 億円) → 2014 年 89 億 AUD (7,832 億円)
- ※ 観光客数: 2008年20百万人 → 2014年26百万人



メルボルン市における観光分野の域内総生産及び観光客数47

出所:ビクトリア州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

II. IR からの税収

ビクトリア州では、1997年のクラウン・メルボルン開業後、カジノ税収は概ね 1.5 億 AUD (132億円) 前後の水準で推移している。2014年時点でカジノ税収は約 2 億 AUD (176億円) であり、州政府の全税収の 1%程度を占めている。

⁴⁶ 当該ランキングの評価基準は、「安定性」、「医療」、「文化と環境」、「教育」、「都市基盤」の5項目である。

⁴⁷ 観光分野の域内総生産の集計期間は前年7月から当年6月、観光客数の集計期間は暦年ベースである。





出所: ビクトリア州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

また、ビクトリア州の州都メルボルン市の再生(文化的・商業的機能の回復、雇用創出)を目的とした公共事業計画である「Agenda21」において、カジノはこの計画達成のための財源の一部として位置づけられ、事業者(クラウン・メルボルン)からの税金を一部利用して、様々な公共施設が整備されている。

例えば、メルボルン・エキシビションセンターについては、総事業費 155 百万 AUD (136 億円) のうち 129 百万 AUD (114 億円) がクラウン・メルボルンからの税金より拠出された。

カジノ運営事業者からの納付税を一部利用して建設・改修されたメルボルンの施設

施設名称
ビクトリア州立美術館 (建設)
メルボルン・エキシビションセンター (土地取得・建設・橋梁整備)
ナショナル・ギャラリー (改修)
州立図書館(改修)
メルボルン・スポーツ・アンド・アクアテックセンター (改修)

出所:ビクトリア州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(参考: IR に関する税制等)

ビクトリア州は GGR ベースの税率が他国・地域と比較して高いうえ、法人税(連邦税)も課される点に特徴がある。

また、地域福祉・社会還元・ギャンブル依存症対策等の明確な使途を有する「地域貢献納付金」を課している点も特徴の一つである。

ビクトリア州のカジノ税・ライセンス料等

種類		金額	納付先	使途
テーブル	ゲーム税(月次)	$\mathrm{GGR}^{48}{ imes}21.25\%$	州	一般財源
スロット	マシン税(月次)	$GGR \times 31.57\%$		
追加カジ	ノ税(年次)	GGR のベース ⁴⁹ 超過額に応じた金額		
コミッシ	ョン・プログラム	$GGR \times 9\%$		
税50 (月2	欠)			
ライセ	ライセンス	20 万 AUD		
ンス料	申請料51			
	ライセンス料52	2億 AUD		
	監督·管理料53	50 万 AUD		
	(年次)			
地域貢献納付金54 (年次)		$GGR \times 1\%$		病院・チャリ
				ティ基金
法人税	連邦税	課税所得×30%	国	一般財源
(年次)	州税	(非課税)	_	_

出所: ビクトリア州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

⁴⁸ ビクトリア州では、GGR (Gross Gaming Revenue の略) は総ゲーミング収益のことであり、カジノ運営事業者がカジノで獲得した勝ち金の純額 (顧客から受け取った賭け金から顧客に支払った賞金を控除した額) を意味する。

⁴⁹ ベースとは、追加カジノ税の計算に当たって必要な要素の一つであり、「(当年の消費者物価指数:前年の消費者物価指数)×ギャンブル・アルコール規制委員会が定めた金額」で算定される。

⁵⁰ コミッション・プログラム税とは、ジャンケット業者を通じて行われるコミッションプログラム (VIP プログラム) から生ずるギャンブル売上に対して課税される税である。具体的には、コミッションプログラムに参加した顧客より得た勝ち金から払戻を控除した金額に対して、9%を乗じて算定する。

⁵¹ ライセンス申請料とは、カジノライセンスを申請する時点で支払う手数料である。

⁵² ライセンス料とは、カジノライセンスを付与された時点で支払う手数料である。

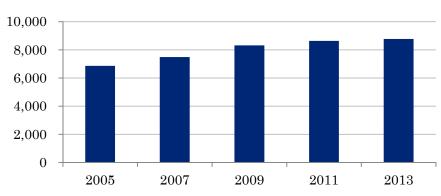
⁵³ 監督・管理料とは、カジノ開業後に年次で支払うライセンス料であり、カジノ規制機構の監督・管理費用に充 当される。

 $^{^{54}}$ 地域貢献納付金とは、主に地域福祉・社会還元・ギャンブル依存症対策等の財源確保を目的とする納付金である。

III. 雇用創出効果

クラウン・メルボルンでは、ホテルの増築等を背景に雇用者数が 2005 年以降増加しており、 2013 年末時点で約 8,800 人となっている。

また、クラウン・メルボルンは、主に従業員の教育を目的として研修施設「クラウン・カレッジ」を設立している。クラウン・カレッジは、1994年の設立以来、32,000 人以上にビジネス、ホスピタリティ、ゲーミング等の分野に係る研修を提供し、スキルのある人材を地域経済へ送り出している。さらに当該研修によって、過去 10 年間で 4,000 人以上の従業員が「Australian Qualifications Training Framework55」と呼ばれる全国共通の教育資格システムに基づく公的資格を取得した。



クラウン・メルボルンの雇用者数 (人)

出所:カジノ運営事業者の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(エ) マカオ

I. 経済効果

マカオでは、カジノ運営権開放後の2004年以降、大型IR施設の開業が相次いだ。

旅行者数については、世界金融危機の影響による一時的な落ち込みがあるものの、主に中国本土からの旅行者数からの取込みにより、2004年以降増加傾向にある。また、旅行者消費額についても、公表データが存在する 2010年以降、大幅な増加を遂げている。

55 オーストラリアでは、「Australian Qualifications Training Framework」と呼ばれる全国共通の教育資格システムに基づき、学校教育・職業教育の両段階を通じて共通の資格を付与する資格認定制度を導入している。

マカオ市場開放後に開業した主な IR 施設

開業年	IR 施設名称
2004年	サンズ・マカオ
2006年	ウィン・マカオ
2007年	MGM マカオ
2007年	ヴェネチアン・マカオ
2011年	ギャラクシー・マカオ
2012年	サンズ・コタイ・セントラル
2015年	スタジオ・シティ

出所:カジノ運営事業者の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

マカオにおける旅行者消費額及び旅行者数



出所:マカオ政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

マカオにおける旅行者数の国別比率



出所:マカオ政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

マカオの GDP については、2001 年以降増加傾向にあり、2001 年に 500 億 MOP (7,500 億円) 程度であったが、2014 年には 4,400 億 MOP (6.6 兆円) 程度まで増加している。なお、2014 年に観光産業は GDP に対して 87.6%の貢献56をしている。

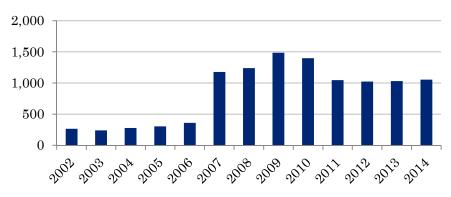
500,000 400,000 300,000 200,000 100,000

マカオの GDP (百万 MOP)

出所:マカオ政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

and the time to and and the top and and the training the

マカオでは、2004年以降、MICE 誘致・開催に強みをもつラスベガス・サンズのサンズ・マカオを始め、MICE 施設を付帯する IR 施設の開業が相次いだ。2007年以降、増減はあるものの、MICE57開催件数は 1,000件以上で推移している。



マカオにおける MICE 開催件数(件)

出所:マカオ政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

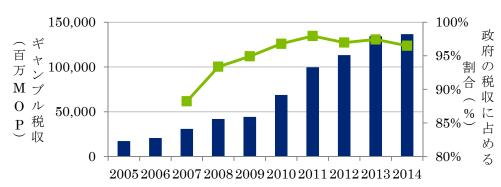
⁵⁶ ここで言う貢献は、直接効果(宿泊、輸送、エンターテインメント、アトラクション)のほか、間接効果(投資、サプライチェーン、政府支出による広範囲の影響)を含む。なお、当該貢献の試算は世界旅行ツーリズム協議会「World Travel and Tourism Council」によるものである。

⁵⁷ 「政府会議」、「協会・団体会議」、「企業会議」、「カンファレンス」、「インセンティブ会議」、「展示会」が集計対象である。なお、参加人数が 10 人以下の会議は集計対象外である。

II. IR からの税収

マカオでは、ギャンブル税収が政府の全体税収の約95%と大部分を占めており、かつ、ギャンブル売上のうちそのほとんどをカジノが占める58ことから、その貢献度は高い。なお、2014年のギャンブル税収は1,370億MOP(2.1兆円)である。

また、ギャンブル税収を時系列で見ると、IR 産業の急拡大を背景として、2005 年以降増加している。



マカオにおけるギャンブル税収及び政府の税収に占めるギャンブル税収の割合

出所:マカオ政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

→ 政府の税収に占める割合

■■ギャンブル税収

(参考: IR に関する税制等)

マカオはカジノ特別税等の GGR ベースの税率が他国・地域と比較して高水準である一方で、 法人税は非課税である点が特徴的である。また、特別賦課金として、都市建設・社会保障等の 明確な使途を有する課税がなされる点も特徴の一つである。

_

^{58 2014}年のギャンブル売上のうち99.7%をカジノが占める。

マカオのカジノ特別税等

種類		金額	納付先	使途		
カジノ	ジノ特別税(年次)		$\mathrm{GGR^{59}}{ imes35\%}$	政府	一般財源	
特別	年度	固定部	『分	30 百万 MOP		
賦課	特別	変動	プレミアム	プレミアムテーブル		
金	賦課	部分	テーブル	台数×30 万 MOP		
(年	金		一般テーブ	一般テーブル台数×		
次)			ル	15万 MOP		
			スロットマ	スロットマシン台数		
			シン	×1,000MOP		
	特別賦課金①60		$\mathrm{GGR}\! imes\!2.4\%^{61}$		主に都市建設・社会	
						保障等
	特別賦課金②62		$GGR \times 1.6\%$	政府指定	主に教育・学術・	
				の公共	経済・研究・文化等	
					団体	
法人和	 兑		-	(非課税)	_	_

出所:各カジノ運営事業者のコンセッション契約書等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

III. 雇用創出効果

マカオの主要 IR 施設のうち、ウィン・マカオは 7,200 人の従業員、MGM マカオは 6,101 人の従業員、サンズ・チャイナ (4 施設を運営) は 28,237 人を雇用している (2014 年時点) 63。このように、マカオの主要 IR 施設では、1 施設当たり 6,000-7,000 人程度の雇用を創出している。

(才) 韓国

A. 外国人専用カジノ

I. 経済効果

韓国では、観光収入及び観光客数が増加傾向にある。

外国人専用カジノは外貨獲得を目的として導入されてから、徐々にその売上を増加させており、観光収入に対して一定程度の貢献をしているものと考えられる。近年では、韓国政府は更

⁵⁹ マカオでは、GGR (Gross Gaming Revenue の略) は総ゲーミング収益のことであり、カジノ運営事業者がカジノで獲得した勝ち金の純額 (顧客から受け取った賭け金から顧客に支払った賞金を控除した額) を意味する。

⁶⁰ 特別賦課金①は、都市建設や社会保障等の目的に使用される賦課金である。

⁶¹ SJM のみ、特別賦課金①の課税率が 1.4%である

⁶² 特別賦課金②は、教育・学術・経済・研究・文化等の目的に使用される賦課金である。

⁶³ カジノ運営事業者のアニュアル・レポート等より

に有効な外貨獲得の手段として IR に着目しており、現在仁川空港周辺で大型 IR 施設の建設を行っているほか、2016年3月には新たな IR 運営事業者が選定されたところであり、積極的に IR 開発が推進されている。

※ 観光収入: 2005 年 58 億 USD $(0.7 \text{ 兆円}) \rightarrow 2014 \text{ 年 } 177 \text{ 億 USD } (2.1 \text{ 兆円})$

※ 観光客数: 2005年6百万人 → 2014年14百万人

20,000 15,000 光客 百 15,000 元 U 観 10,000 光収入 数 10,000 S 5,000 D 5,000 0 $2005\,2006\,2007\,2008\,2009\,2010\,2011\,2012\,2013\,2014\,2015$ ■観光収入(左軸) **──**観光客数(右軸)

韓国における観光収入・観光客数

出所:韓国政府の公開情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

II. IR からの税収

韓国では、外国人専用カジノの納付金及び法人税は 2014 年で 2,941 億 KRW (294 億円) であり、韓国政府の税収全体の 0.14%を占めている。また、納付金及び法人税を時系列で見ると、概ね順調に増加している。



外国人専用カジノのカジノ納付金・法人税等及び政府税収に占める割合

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(参考: IR に関する税制等)

韓国の場合、「観光振興開発基金納付金」として、使途が観光振興に限定されるカジノ納付金がある点に特徴がある。

韓国の納付金・営業許可料等

	種類		金額	納付先	使途
納 付 金	観光振	純売上65が 10 億	純売上×1%	観光振興	観光施設・観光
(年次)	興開発	KRW 以下		開発基金	交通インフラ等
	基金納	純売上が 10 億	1,000 万 KRW+		の建設・改修等
	付金64	KRW 超 100 億	(純売上-10 億		
		KRW 以下	KRW) $\times 5\%$		
		純売上が 100 億	4億6,000万		
		KRW 超	KRW+(純売上		
			−100 億 KRW)		
			imes 10%		
ライセンス	料		10万 KRW ⁶⁶	文化体育	一般財源
				観光部	
法人税等	国税		課税標準×税率67	国	
(年次)	地方税		課税標準×税率68	地方	

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

III. 雇用創出効果

外国人専用カジノの雇用者数は、2014年末時点で5,361人(16施設合計)となっている。 1施設当たりの雇用者数を見ると、カジノ単独施設であることなどから、最も雇用者数の多い パラダイス・ウォーカーヒルでも1,002人(2014年)である。

B. 内国人利用可能カジノ (カンウォンランド)

I. 経済効果

韓国唯一の内国人利用可能カジノであるカンウォンランドは、「廃鉱地域開発支援に関する特別法」に基づき、鉱山の閉鎖により経済的に疲弊した江原道の振興を目的として設立されたカジノ施設である。

⁶⁴ 観光振興開発基金納付金は、すべてのカジノ運営事業者に賦課される納付金である。

⁶⁵ 韓国では、純売上とは顧客から入手した金額から、払戻を引いた金額を意味する。

⁶⁶ 書面申請の場合は 10万 KRW、オンライン申請の場合は 9万 KRW である。

 $^{^{67}}$ 国税の税率は 10%-22%である。

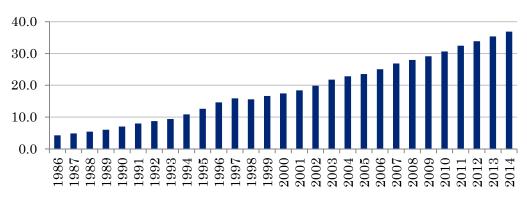
⁶⁸ 地方税の税率は1%-2.2%である。

具体的な経緯としては、韓国政府は鉱山の閉鎖により経済的に疲弊した炭鉱地域の振興を目的として、1995年に「廃鉱地域開発支援に関する特別法」を制定し、特定地域1ヶ所にのみ、内国人による入場が可能なカジノの設置を認めることとした。政府は国内で最も経済的に不利な状況にあった江原道をカジノ設置地域として認定し、上記特別法に基づき、2000年にカンウォンランドを開業するに至った。

2000 年のカンウォンランド開業後、カンウォンランドが所在する江原道旌善郡の域内総生産は、概ね増加傾向にある。そのほか、人口推移では、廃鉱により 1995 年まで急激に減少しているが、2000 年のカンウォンランド開業後、減少傾向は緩やかになっている。

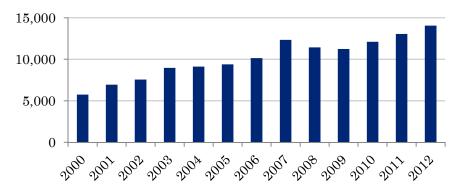
売上規模を見ると、株式会社カンウォンランド1社で外国人専用カジノ(16施設)の合計と同程度の売上を上げている(「3.(1)①ギャンブルの現状」参照)。なお、当該売上の一部で、江原地域の塵肺症患者(元炭鉱労働者)に対する治療費及び生活費の支援を行っており、2014年は4,063名に対して計9.4億KRW(94百万円)を提供した。

江原道の域内総生産(兆 KRW)



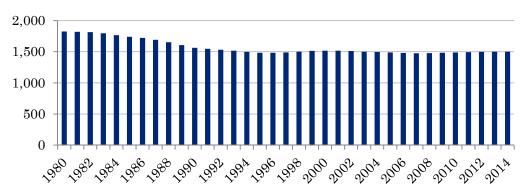
出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

江原道旌善郡の域内総生産(億 KRW)



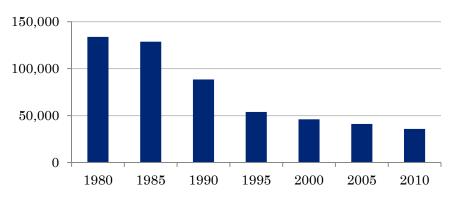
出所: 江原道政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

江原道の人口(千人)



出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

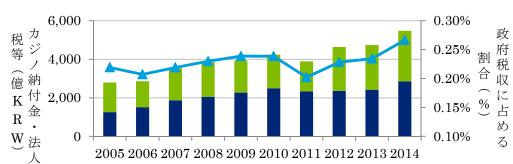
江原道旌善郡の人口(人)



出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

II. IR からの税収

カンウォンランドのカジノ納付金及び法人税等は、2014年で5,477億 KRW (548億円)、 韓国政府の全税収の0.27%を占めており、株式会社カンウォンランド1社で外国人専用カジ ノ全体を上回る税金を納めていることになる。また、カジノ納付金及び法人税等の推移を見る と、集客のための継続的な投資(ゴルフ場・スキー場・コンベンション施設等)等を背景として、概ね順調に増加している。



カンウォンランドのカジノ納付金・法人税等及び政府税収に占める割合

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

→政府税収に占める割合

法人税等

(参考: IR に関する税制等)

■カジノ納付金

カンウォンランドの場合、外国人専用カジノと異なり、年次で「廃鉱地域開発基金納付金」を廃鉱地域開発基金へ納付しており、納付金は鉱業に代わる産業育成支援、道路等のインフラ整備、教育・文化・芸術振興、環境改善・保健衛生・厚生福祉、観光振興等の目的のために使用される。

韓国の納付金・営業許可料等

種類		金額	納付先	使途	
納付金	観光振	純売上70が 10 億	純売上×1%	観光振興	観光施設・観光
(年次)	興 開 発	KRW 以下		開発基金	交通インフラ等
	基金納	純売上が 10 億	1,000 万 KRW+		の建設・改修等
	付金69	KRW 超 100 億	(純売上-10 億		
		KRW 以下	KRW) $\times 5\%$		
		純売上が 100 億	4億6,000万		
		KRW 超	KRW+(純売上		
			-100 億 KRW)		
			imes 10%		
	廃鉱地域	開発基金納付金	税引前当期純利益	廃鉱地域	鉱業に代わる
			imes 25%	開発基金	産業育成支援等
ライセンス	料		10万 KRW ⁷¹	文化体育	一般財源
				観光部	
法人税等	国税		課税標準×税率72	国	
(年次)	地方税		課税標準×税率73	地方	
入場料(1回あたり)(内国人のみ)		9,000KRW ⁷⁴	国		

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

⁶⁹ 観光振興開発基金納付金は、すべてのカジノ運営事業者に賦課される納付金である。

⁷⁰ 韓国では、純売上とは顧客から入手した金額から、払戻を引いた金額を意味する。

 $^{^{71}}$ 書面申請の場合は 10 万 KRW (1 万円)、オンライン申請の場合は 9 万 KRW (9 千円) である。

⁷² 国税の税率は10%-22%である。

⁷³ 地方税の税率は1%-2.2%である。

 $^{^{74}}$ 2015 年 12 月 31 日までは 7,500KRW(750 円)であったが、2016 年 1 月 1 日より物価上昇及び射幸産業による社会的費用増加を理由として 9,000KRW(900 円)に値上げされた。

III. 雇用創出効果

カンウォンランドの雇用者数は、2014 年末時点で 3,591 人となっている。なお、雇用貢献 として、廃鉱地域出身者の採用を優遇している。

4,000 3,000 2,000 1,000 0 2009 2010 2011 2012 2013 2014

カンウォンランドの雇用者数 (人)

出所:株式会社カンウォンランドの公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

② IR・カジノの影響

IR・カジノの導入時における各国・地域の懸念事項は必ずしも我が国のものと同様ではないと考えられるが、「特定複合観光施設区域整備法案(仮称)~IR 実施法案~に関する基本的な考え方」の「社会的関心事への対応」に沿って、各国・地域の対策について述べる。

各国・地域における社会的懸念事項に対する対策概要

- 日国 地域に切りる	
	各国・地域の対策概要
i . 反社会的組織(暴力団組	• ライセンス審査(背面調査)
織等)の排除に関する対策	• 監視 (施設内)
	• 入場制限
ii.マネー・ローンダリング	• 本人確認・記録・保管
対策	• 疑わしい取引の届出・保管
	• 現金取引の報告
	• 内部統制及びその他
iii. 地域風俗環境悪化防止の	• 監視 (施設内) 75
ための対策	
iv. 青少年への悪影響防止の	• 入場制限
ための対策	• 広告制限
	• 教育
v. ギャンブル依存症対策	• 入場制限(入場料徴収、年齢制限、排除プ
	ログラム、入場回数制限)
	• 広告制限
	• 金銭入手手段の制限
	• カジノ利用上限金額の設定
	• 責任あるゲーミングプログラム

出所:各国・地域の社会的懸念事項に対する対策をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

I. 懸念事項に対する対策

(ア) シンガポール

懸念事項に対する対策のうち、反社会的組織(暴力団組織等)の排除に関する対策、地域風俗環境悪化防止のための対策、青少年の悪影響防止のための対策についてはカジノ管理法に基づく対策、マネー・ローンダリング対策についてはカジノ管理法等に基づく対策が行われている。

⁷⁵ IR 施設外の監視に関する規制は確認できなかった。

i. 反社会的組織(暴力団組織等)の排除に関する対策

カジノ運営事業者は、ライセンス審査(背面調査)、監視、入場制限等の義務が課せられている。

	内容
ライセンス	• カジノライセンス取得のため、カジノ規制機構による事業者の適格性審査及
審査	び従業員の背面調査を受けなければならない。
(背面調査)	• カジノライセンス取得後、ライセンス保有の適正性につき、カジノ規制機構
	による定期的な審査を受けなければならない。
入場制限	• カジノ規制機構またはシンガポール警察によって入場排除命令を下された
	人物をカジノ施設から排除しなければならない。
その他	• カジノ施設内で売春やその他モラルに欠けた行為を目的とした勧誘、無免許
	での資金供与、泥酔、風紀を乱す行為、違法なギャンブル行為、無免許での
	ジャンケット業務等が行われないよう、適切な対策を講じる必要がある。

出所:シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

シンガポールでは、カジノ運営事業者の適格性審査及び特定従業員76の背面調査として、以下について審査が行われる。背面調査は警察が実施しており、厳格なライセンス交付制度となっている。

• カジノ運営事業者

- 高い評判・人格・誠実性・高潔性を有すること
- 強固な財務基盤を有すること
- オーナーシップ・信用力・企業形態が優れていること
- カジノ開発を実行でき、また十分な経営・運営経験を有する者を雇用できるだけの 資金力又は資金調達能力を有すること
- カジノの開発及び経営に係る、十分な事業遂行能力を有すること
- ギャンブル・アルコール規制委員会が規定する、以下の個人・団体・組織と関係が 無いこと
 - ◆ 評判・人格・誠実性・高潔性に問題がある、個人・団体・組織
 - ◆ 望ましくない資金源を有する、個人・団体・組織
- 取締役、共同出資者、受託者、役員、秘書、及びギャンブル・アルコール規制委員会によって申請者の事業の所有・経営・運営に関与していると判断された者が、各々の職位に応じ職務を果たせること

⁷⁶ 特定従業員とは、カジノ業務に従事する従業員である。

- カジノの経営・運営に従事することが見込まれる者が、その職位に応じ職務を果た せること

• 特定従業員

- 高潔性・責任能力・経歴・財務基盤
- 性格・誠実性・高潔性に関する評判
- 想定業務に対する適性

ii. マネー・ローンダリング対策

マネー・ローンダリングの対策の監督機関は、シンガポール警察所管の疑わしい取引報告局 (Suspicious Transaction Reporting Office) であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供 与に関する疑わしい取引等の情報を受理・分析している。

カジノ運営事業者は、本人確認・記録・保管、疑わしい取引の届出・保管等の義務が課せられている。

	内容		
本人確認·	• 以下の場合、本人確認及び顧客からの入手情報の記録を実施しなければな		
記録・保管	らない。		
	- 口座を開設する場合		
	-1 度に 1 万 SGD(85 万円)以上の現金取引77をする場合		
	-1 度に 5 千 SGD (43 万円)以上のデポジット振込をする場合		
	-マネー・ローンダリングまたはテロ資金供与に関与している疑いがある		
	場合		
	- 過去に得た顧客情報の正確性が危ぶまれた場合		
	- 法律で定められたその他取引を行う場合		
	• 本人確認事項は、名前・生年月日・住所・連絡先等である。		
	• 本人確認情報の保管期間は、口座閉鎖日または記録完了日のいずれか遅い		
	方から5年間である。		
疑わしい	• 以下の疑わしい取引に該当する場合、疑わしい取引の情報及び判断した理		
取引の	由を記載した疑わしい取引報告書を、疑わしい取引報告局に提出しなけれ		
届出・保管	ばならない。		
	- 犯罪から得た資金に関する取引		

77 現金取引とは、チップの購入・換金、顧客口座へのデポジット・引出、負債の精算、スロットマシンへの投入、コンプレメンタリーの提供、大会(トーナメント、コンテスト、その他のゲーム)等の勝者に対する支払等である。

	内容
疑わしい	- 犯罪に使用、もしくは使用を意図した資金であると疑われる、合理的な
取引の	理由が存在する取引
届出・保管	• 取引終了日から 5 年間、疑わしい取引に関する文書を保管する必要があ
	る。
現金取引の	•1回あたり1万 SGD (85 万円) 以上の現金取引または、取引の合計金額
報告	が1日で1万 SGD(85 万円)以上の現金取引について、現金取引の報告
	書を疑わしい取引報告局へ提出しなければならない。
	• 現金取引の報告書の写しを提出日より 5 年間保管する必要がある。
内部統制	• マネー・ローンダリング対策のためのフレームワークを整備・運用しなけ
及びその他	ればならない。
	- フレームワークは、取締役会の承認を取得し、従業員へ通知しなければ
	ならない。
	- フレームワークには、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク
	を発見・評価・モニタリング・管理・軽減するための方針・コントロー
	ル・手続等を含めなければならない。
	- フレームワークの作成に当たり、重要性・リスクの閾値設定等をしなけ
	ればならない。
	- フレームワークは年次でレビューし、改善をしなければならない。また、
	当該レビューの記録等を保管しなければならない。

出所:シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

iii. 地域風俗環境悪化防止のための対策

カジノ運営事業者は、施設内の監視が義務付けられている。

	内容
監視	• カジノ運営事業者は、カジノ規制機構が求める要件を全て満たす監視シス
	テムを導入し、運営、維持しなければならない。

出所:シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

また、自主的な取組みとして、カジノ運営事業者はセキュリティ強化のため、セキュリティ に関するシンガポール警察のライセンスを持った人材を採用している。

iv. 青少年の悪影響防止のための対策

カジノ運営事業者は、入場制限・広告規制の義務が課せられている。また、カジノ管理法は、 未成年者を確実に排除するため、査察官に対して強制排除権を付与している。

	内容
入場制限	• 未成年者(21 歳未満)のカジノ施設への入場を禁止する。
	• 未成年者がカジノ施設に入場したことが判明した場合、査察官へ報告し、退
	出させる。
	• 未成年者のカジノ施設への入場を防止する措置として、従業員・査察官・警
	察官は、未成年者と疑わしき者に対して、年齢・氏名・住所の確認を行う。
広告規制	(「3. ギャンブル依存症に関する調査」で詳述する)

出所:シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

なお、政府による取組として、以下を実施している。

- 問題ギャンブル全国協議会が、中学校から大学の生徒を対象に、ギャンブルのリスク教育を実施している。具体的には、ギャンブルの勝率等、ギャンブルに対する理解を深めることを目的として、各学校からの要請に基づき、講師を派遣している。
- 同協議会は、スクールカウンセラーに対する、ギャンブル依存症予防の知識や生徒への 指導方法に関する研修プログラムの提供を行っている。

また、慈善団体による取組みとして、キリスト教青少年センターのソーシャルワーカーやカウンセラーが、青少年にドキュメンタリードラマの鑑賞やディスカッション等を通じて、ギャンブルの危険性に対する注意喚起を行うプログラム(野外活動、セミナー等)を提供している。

(イ) ネバダ州

懸念事項に対する対策のうち、反社会的組織(暴力団組織等)の排除に関する対策、地域風俗環境悪化防止のための対策、青少年の悪影響防止のための対策についてはネバダ州法等に基づく対策、マネー・ローンダリング対策については銀行秘密法に基づく対策が行われている。

i. 反社会的組織(暴力団組織等)の排除に関する対策

カジノ運営事業者は、ライセンス審査(背面調査)、監視、入場制限等の義務が課せられている。

	内容
ライセンス	• カジノライセンス取得のため、ゲーミング・コントロール・ボード78によ
審査	る事業者の適格性審査及び重要従業員の背面調査を受けなければなら
(背面調査)	ない。
監視	(「iii. 地域風俗環境悪化防止のための対策」で詳述する)
入場制限	• ゲーミング・コントロール・ボード及びゲーミング・コントロール・コミ
	ッション79が作成した入場排除者リスト80を受領し、犯罪組織・前科者を
	カジノ施設へ入場させてはならない。

出所:ネバダ州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

制限無しライセンス交付対象のカジノ運営事業者は、以下の項目を記載した申請書類をゲーミング・コントロール・ボードに提出しなければならない。ゲーミング・コントロール・ボードによる調査・ヒアリングを受けた後、ゲーミング・コントロール・コミッションによる承認を経て、ライセンスが交付される。

- カジノ運営事業者の基本情報(会社名・本社所在地・事業概要等)
- 事業計画 (施設概要・ゲーミング機器数等)
- 財務情報 (開業前の財務諸表・開業後のキャッシュ・フロー予測等)
- 株主一覧
- 警備(監視)計画
- 経営陣の体制図
- 重要従業員の情報(人数・セキュリティ番号・牛年月日・過去の職歴等)
- 内部統制の概要

重要従業員⁸¹は、背面調査のため基本情報・個人の経歴・財務情報・犯罪履歴等をゲーミング・コントロール・ボードへ提出しなければならない。

また、ネバダ州では、事業者の適格性審査及び重要従業員の背面調査として、以下について 審査が行われる。必要に応じてゲーミング・コントロール・ボードの調査官は申請者に追加の

⁷⁸ ゲーミング・コントロール・ボードは、事業者及び重要従業員に対するライセンス付与等に当たって、それらの適格性を調査する州政府機関である。

⁷⁹ ゲーミング・コントロール・コミッションは、ゲーミング・コントロール・ボードによる調査をもとに、事業者に対するライセンス付与等を承認する州政府機関である。

⁸⁰ 入場排除者リストは、過去の犯罪歴、ゲーミングに係る過去の問題行為(ライセンス取得義務者の違反・脱税等)、ネバダ州のゲーミング産業への信頼に対して悪影響を及ぼす様な犯罪や汚職に係る評判、政府機関からの入場禁止要請をもとに作成される。

⁸¹ 重要従業員とは、カジノ運営に重要な影響を及ぼしうる役員・従業員・エージェントのことである。

情報の提供を要求する場合もある。背面調査後、重要従業員は複数の公開審議を経て、ライセンスが交付される厳格なプロセスである。

• カジノ運営事業者

- 申請者が善良、誠実かつ正直であること
- 申請者の過去の活動、犯罪履歴、評判、習慣及び人間関係が、公共の利益や規則、 ギャンブルの管理を脅かすものではないこと
- 申請者があらゆる面において、州政府の方針に適したものであること
- 運営資金が十分であること及びその資金源が適切であること

• 重要従業員

- 申請者が善良、誠実かつ正直であること
- 申請者の過去の活動、犯罪履歴、評判、習慣及び人間関係が、公共の利益や規則、 ギャンブルの管理を脅かすものではないこと
- 組織的な犯罪への関与がないこと

ii. マネー・ローンダリング対策

マネー・ローンダリング対策の監督機関は、金融犯罪取締ネットワーク(Financial Crimes Enforcement Network)である。これは、不正使用からの金融システム保護、マネー・ローンダリング対策、金融情報の収集・分析・共有及び戦略的活用を通じた国家安全保障の推進を目的として設立された、財務省(アメリカ合衆国)所管の金融情報部門である。

カジノ運営事業者は、本人確認・記録・保管、疑わしい取引の届出・保管等の義務が課せられている。

	内容
本人確認•	• 1万 USD(121万円)以上の現金取引(チップ・トークン等の購入・換
記録・保管	金、フロントマネー・デポジット、保管目的のデポジット、与信、マーカ
	ー、カウンターチェックによる支払、外国為替 等)を行う場合、本人確
	認を実施しなければならない。
	• 顧客の氏名、住所、身元、口座番号、社会保障番号又は納税者番号等の顧
	客情報をもって本人確認を実施し、それらを記録する。
	• 2,500USD(30 万円)超の与信を付与する場合または 3,000USD(36 万
	円)以上の小切手等取引を行う場合、上記の顧客情報を記録する。
	• 顧客情報の記録の保管期間は報告日から 5 年間である。

	内容
疑わしい	• 以下の 5,000USD (61 万円) 以上の取引または行為については、疑わしい
取引の	取引の報告書を金融犯罪取締ネットワークへ提出しなければならない。
届出・保管	- 違法行為によって得た資金に関する取引、または違法行為によって資金
	や資産を隠蔽しようとする取引
	- 法律によって課せられる義務を逃れようとする取引
	- 一般顧客の行動では想定されない、目的が不明な取引
	- カジノを利用した犯罪行為
	• 疑わしい取引の報告書のコピー及び補足書類の保管期間は、提出日より 5
	年間である。
現金取引	• 以下の 1 万 USD (121 万円) 以上の現金取引があった場合、顧客の身元
の報告	を確認し、現金取引の報告書を金融犯罪取締ネットワークへ提出しなけれ
	ばならない。
	- チップ・トークン等の購入・換金
	- フロントマネー・デポジット
	- 与信・マーカー・カウンターチェックによる支払
	- 外国為替 等
	• 現金取引の報告書の保管期間は提出日から 5 年間である。
内部統制	• 以下の事項を含む、マネー・ローンダリング対策プログラムを整備・運用
及びその他	しなければならない。
	- 継続的な法令遵守のための内部統制
	- 内部及び外部による法令遵守の状況に対する評価
	- 従業員研修(疑わしい取引の把握等について)
	- 従業員の日々の業務における法令遵守
	- 業務決定に必要な全ての入手可能情報の使用
	- 法令遵守を支援するための自動化されたデータ処理システムの整備・運
	用

出所:米国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

iii. 地域風俗環境悪化防止のための対策

カジノ運営事業者は、施設内の監視として、GGR に基づくカテゴリーに応じた監視システムの整備が義務付けられている。

	内容
監視	• カテゴリーA(GGR4,000 万 USD(48 億円)以上):
	カジノの監視のために利用するサーベランスルームでの監視システムの
	維持・運営、カジノに係るゲーム知識を有する者のサーベランスルーム待
	機、停電時のための予備電源の整備、カードゲームエリアの監視及び記録
	の能力が必要
	• カテゴリーB(GGR1,500 万 USD(18 億円)以上 4,000 万 USD(48 億
	円)未満):
	カジノの監視のために利用するサーベランスルームでの監視システムの
	維持・運営、カジノに係るゲーム知識を有する者のサーベランスルーム待
	機、カードゲームエリアの監視及び記録の能力が必要
	● カテゴリーC(GGR300 万 USD(4 億円)以上 1,500 万 USD(18 億円)
	未満):
	安全な場所での監視システムの維持・運営、サーベランス機器等の取扱い
	ができる者の常駐、カードゲームエリアの監視及び記録の能力が必要
	• カテゴリーD(GGR300 万 USD(4 億円)未満):
	安全な場所での監視システムの維持・運営、サーベランス機器等の取扱い
	ができる者の常駐が必要

出所:ネバダ州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

iv. 青少年の悪影響防止のための対策

カジノ運営事業者は、入場制限の義務が課せられている。

	内容
入場制限	• 未成年者(21 歳未満)がカジノ施設でカジノをすること、及びカジノ施設
	内を徘徊することを禁止する82。

出所:ネバダ州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

また、ネバダ州問題ギャンブル協議会⁸³では、自主的な取組として、青少年向けのギャンブルのリスクに関する教育の教材・指導要領を開発している。学校からの要請に基づき、その教材・指導要領を提供し、講師となる者への指導を実施している。

青少年ギャンブル啓蒙プログラムはギャンブルのリスクと影響について学ぶ内容となって おり、ネバダ州の高校や教会、コミュニティ団体において無料で利用される。

⁸² 未成年者がカジノ施設に入場することは禁止されていない。

 $^{^{83}}$ ネバダ州問題ギャンブル協議会は、ネバダ州において、問題ギャンブルに係る認知向上、教育推進、治療品質向上を目的とする、NPO 団体である。

さらに、ゲーミング産業の業界団体である全米ゲーミング協会では、自主的な取組としてカジノ運営事業者の行動規範を定め、青少年や子供へ訴えかける様なイメージやシンボル、有名人等の画像による宣伝や、未成年者をギャンブルに誘うことを禁止している。

(ウ) ビクトリア州

懸念事項に対する対策のうち、反社会的組織(暴力団組織等)の排除に関する対策、地域風俗環境悪化防止のための対策、青少年の悪影響防止のための対策については、カジノ管理法に基づく対策、マネー・ローンダリング対策については、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策法等に基づく対策が行われている。

i. 反社会的組織(暴力団組織等)の排除に関する対策

カジノ運営事業者は、ライセンス審査(背面調査)、監視、入場制限の義務が課せられている。

	内容
ライセンス	• カジノライセンス取得のため、ギャンブル・アルコール規制委員会による
審査	事業者の適格性審査及び従業員の背面調査を受けなければならない。
(背面調査)	• カジノライセンス取得後、ライセンス保有の適正性につき、ギャンブル・
	アルコール規制委員会による定期的な審査を受けなければならない。
監視	(「iii. 地域風俗環境悪化防止のための対策」で詳述する)
入場制限	• 警察長官の命令によってカジノへの入場・滞在を禁止された者をカジノへ
	入場させてはならない。

出所: ビクトリア州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ビクトリア州では、事業者の適格性審査及び従業員の背面調査として、以下について審査が 行われる。なお、背面調査は警察及び格付機関による審査によって厳格に運用されている。

• カジノ運営事業者

- 高い評判・人格・誠実性・高潔性を有すること
- 強固な財務基盤を有すること
- オーナーシップ・信用力・企業形態が優れていること
- カジノ開発を実行でき、また十分な経営・運営経験を有する者を雇用できるだけの 資金力又は資金調達能力を有すること
- カジノの開発及び経営に係る、十分な事業遂行能力を有すること
- ギャンブル・アルコール規制委員会が規定する、以下の個人・団体・組織と関係が 無いこと

- ◆ 評判・人格・誠実性・高潔性に問題がある、個人・団体・組織
- ◆ 望ましくない資金源を有する、個人・団体・組織
- 取締役、共同出資者、受託者、役員、秘書、及びギャンブル・アルコール規制委員会によって申請者の事業の所有・経営・運営に関与していると判断された者が、各々の職位に応じ職務を果たせること
- カジノ業務に従事する従業員
 - 高潔性・責任能力・経歴・財務基盤
 - 性格・誠実性・高潔性に関する評判
 - 想定業務に対する適性

ii. マネー・ローンダリング対策

マネー・ローンダリングの対策の監督機関は、オーストラリア取引報告及び分析センター (Australian Transaction Reports and Analysis Centre)である。オーストラリア取引報告及び分析センターは、金融システムの完全性を守り、司法行政に寄与することを目的として設立された、オーストラリア連邦司法省所管のマネー・ローンダリング対策取締機関及び金融情報機関である。

カジノ運営事業者は、本人確認・記録・保管、疑わしい取引の届出・保管等の義務が課せられている。

	内容
本人確認·	• 以下の場合、本人確認を実施しなければならない。
記録・保管	- 1 万 AUD(88 万円)以上のチップ・トークンと現金を交換する場合
	- カジノで口座の開設をする場合
	- 口座を使用して取引を行う場合
	- 顧客が本人であると主張する人物であることに偽りがあると疑われる場
	合
	• 本人確認事項は名前、生年月日、住所である。
	• 本人確認手続の際に作成された書類の保管期間は、本人確認手続の終了後
	から7年間である。
疑わしい	• 以下の疑わしい取引の場合、疑わしい取引の内容及び疑わしいと判断した
取引の	根拠を記載した疑わしい取引報告書を、オーストラリア取引報告及び分析
届出・保管	センターへ提出しなければならない。
	- 顧客が取引の報告義務を回避しようとする場合
	- 顧客のプロフィールと取引が矛盾する場合

	内容
疑わしい	- 短期間に複数の取引が行われた場合
取引の	- 通例でない取引の動きやパターンが現れた場合
届出・保管	- 通常でない状態(汚れていたり、濡れている等)の貨幣が使用された場合
	- 頻繁な両替や為替が行われた場合 等
	• 疑わしい取引の報告書に関する文書の保管期間は報告書提出日から 7 年間
	である。
現金取引の	• 以下の 1 万 AUD (88 万円) 以上の現金取引があった場合、オーストラリ
報告	ア取引報告及び分析センターへ閾値取引報告書(Threshold Transaction
	Report)を提出しなければならない。
	-顧客による賭博
	- ギャンブルの勝ち金の支払
	- チップの購入・払戻
	- 口座の開設・口座を使用した取引
	- 通貨の両替
	• 現金取引記録の保管期間は取引記録の作成から7年間である。
内部統制	• マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のためのプログラム (パート
及びその他	A・B)を整備・運用しなければならない。
	- パート A: カジノ運営事業者の提供サービスに関連して、カジノ運営事業
	者が直面する可能性のあるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリ
	スクを把握・軽減・管理するプログラム
	- パート B: 顧客の本人確認手続プログラム

出所:オーストラリア政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

iii. 地域風俗環境悪化防止のための対策

法規制に基づくカジノ運営事業者の義務は確認できなかったが、ギャンブル・アルコール規制委員会はカジノ管理法に基づき、カジノ施設の監視を目的として査察官を任命している。当該査察官はカジノ施設内に常駐し、法令違反がないこと(カジノ施設内に排除対象者及び未成年者がいないこと等)を調査するため、カジノ施設内の巡回を行っている。

iv. 青少年の悪影響防止のための対策

カジノ運営事業者は、入場制限・広告規制の義務が課せられている。

	内容
入場制限	• 未成年者(18 歳未満)のカジノ施設への入場を禁止する。
広告規制	(「3. ギャンブル依存症に関する調査」で詳述する)

出所: ビクトリア州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

また、政府の取組として、ビクトリア州責任あるギャンブル財団は青少年のギャンブル教育のため、学校の要請に基づき、講師を派遣し授業を提供している。授業では、主に子供が直面するギャンブルによる悪影響への指導方法、ギャンブルのリスクについて子供への教育方法の指導が主な内容として取り上げられている。そのほか、オーストラリア・ニュージーランドゲーミング協会84では、青少年のギャンブル教育のため、学生向けに責任あるゲーミングに関連するゲーミング教育プログラムを提供している。

(エ)マカオ

懸念事項に対する対策のうち、反社会的組織(暴力団組織等)の排除に関する対策、地域風俗環境悪化防止のための対策、青少年の悪影響防止のための対策については、法令「第 16/2001 号法律」等に基づく対策、マネー・ローンダリング対策については、法令「第 2/2006 号指示」に基づく対策が行われている。

i. 反社会的組織(暴力団組織等)の排除に関する対策

カジノ運営事業者は、ライセンス審査(背面調査)、監視、入場制限の義務が課せられている。

	内容
ライセンス	• カジノライセンス取得のため、マカオ・ゲーミング委員会による事業者及
審査	び上級役員の適格性審査及び関係会社の背面調査を受けなければなら
(背面調査)	ない。
監視	(「iii. 地域風俗環境悪化防止のための対策」で詳述する)
入場制限	• 泥酔状態の顧客又は武器・爆弾等を携帯する顧客をカジノ施設に入場させ
	ることを禁止する。

出所:マカオ政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

⁻

⁸⁴ オーストラリア・ニュージーランドゲーミング協会はゲーミングの普及を目的とした業界団体である。

マカオでは、コンセッション契約及びサブコンセッション契約において、「事業者は公正、誠 実及び犯罪活動に影響されない経営及び運営が義務である」と明記されているが、事業者及び 上級役員の適格性審査及び関係会社の背面調査の具体的な内容について確認できなかった。

また、コンセッション契約及びサブコンセッション契約後に当局が不定期で法規制への準拠性を確認するコンセッション中間審査において、事業者及び上級役員の誠実性について確認がなされるが、詳細な審査内容については公表されていない。

ii. マネー・ローンダリング対策

マネー・ローンダリング対策の監督機関は、経済財政省所管の金融情報オフィス(Gabinete de Informacao Financeira)であり、マネー・ローンダリングの情報収集・分析を担当している。

カジノ運営事業者は、本人確認・記録・保管、疑わしい取引の届出等の義務が課せられている。

	جادر ال
	内容
本人確認·	• 以下の取引があった場合、本人確認及び記録を実施しなければならない。
記録・保管	- 50 万 MOP(7.5 百万円)超の現金取引
	- 疑わしい取引
	• 本人確認及び記録事項は、名前・生年月日・出生地・住所・職業・身分証
	番号である。
	・上記記録の保管期間は5年間である。
疑わしい	• 疑わしい取引があった場合、当該取引から2日以内に金融情報オフィスに
取引の	疑わしい取引報告書及び添付資料85を提出しなければならない。
届出・保管	• 疑わしい取引報告書及び添付資料の保管期間は5年間である。
現金取引の	・以下の現金取引があった場合、当該取引から2日以内に巨額取引報告書を
報告	マカオ博彩監察協調局へ提出しなければならない。
	-1 回当たり 50 万 MOP(7.5 百万円)以上の賭け
	- 1 回当たり 50 万 MOP(7.5 百万円)以上の与信供与
	-1 日の合計金額が 50 万 MOP(7.5 百万円)以上の賭けまたは与信供与
	• 巨額取引報告書及び本人確認書類の保管期間は5年間である。
内部統制	• 以下の事項を含む、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与防止に
及びその他	関する内部統制を整備・運用しなければならない。
	- 従業員に対するマネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与防止等の
	教育を実施しなければならない。

⁸⁵ 添付資料は疑わしい取引報告書の提出者の詳細 (プロフィール)、及び本人確認書類である。

	内容
内部統制	-マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与防止に係る専任職員を選
及びその他	出し、カジノ運営事業者が法規制に従った取組を実施しているか否かを
	レビューさせなければならない。

出所:マカオ政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

また、事業者における自主的な取組みも実施されており、VIP 顧客及びジャンケット事業者の背面調査が実施されている。

iii. 地域風俗環境悪化防止のための対策

カジノ運営事業者は、施設内の監視が義務付けられている。

	内容
監視	• カジノ施設内に監視カメラを設置しなければならない。

出所:マカオ政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

iv. 青少年の悪影響防止のための対策

カジノ運営事業者は、入場制限、広告規制の義務が課せられている。なお、青少年教育等その他の青少年対策については確認できなかった。

	内容
入場制限	• 21 歳未満の者のカジノ施設への入場を禁止する。
広告規制	(「3. ギャンブル依存症に関する調査」で詳述する)

出所:マカオ政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(才) 韓国

A. 外国人専用カジノ

懸念事項に対する対策のうち、反社会的組織(暴力団組織等)の排除に関する対策、地域風俗環境悪化防止のための対策、青少年の悪影響防止のための対策については、観光振興法・カジノ業営業準則・射幸産業統合監督委員会法等に基づく対策、マネー・ローンダリング対策については特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律、資金洗浄防止及び公衆脅迫資金調達禁止に関する業務規程に基づく対策が行われている。

i. 反社会的組織(暴力団組織等)の排除に関する対策

カジノ運営事業者は、ライセンス審査(背面調査)、監視、入場制限の義務が課せられている。

	内容
ライセンス	• カジノライセンス取得のため、文化体育観光部によるカジノ運営事業者
審査	及び役員の背面調査を受けなければならない。
(背面調査)	
監視	(「iii. 地域風俗環境悪化防止のための対策」で詳述する)
入場制限	• 暴力行為等処罰に関する法律第 4 条の規定による団体・集団86を構成す
	る者、その団体・集団に資金を提供した者、国内外のカジノ運営事業者
	に不法行為を行った者をカジノ施設に入場させてはならない。

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

韓国では、カジノ運営事業者及び役員の背面調査として、以下について審査が行われる。そのため、以下の項目に該当する者がいる場合はライセンスを取得できない。(事業者の適格性について具体的に示した項目について、法規制等で確認できなかった。)

• カジノ運営事業者及び役員

- 19歳未満の者
- 「暴力行為等処罰に関する法律」第4条の団体・集団の構成員、または第4条の団体・集団に資金提供して禁固刑以上の刑が確定した者
- 脱税・外国為替法の違反により、禁固刑以上の刑が確定した者
- 禁固刑以上の実刑を受けて執行が終わってから2年が経過していない者
- 執行を受けないことが確定してから2年が経過していない者
- 禁固刑以上の刑を受け、執行猶予期間にある者
- 禁固刑以上の刑の宣告猶予を受け、猶予期間にいる者

ii. マネー・ローンダリング対策

マネー・ローンダリング対策の監督機関は、金融情報分析院(Korea Financial Intelligence Unit)である。金融情報分析院は、金融機関からマネー・ローンダリングに係る疑わしい取引等の金融情報を収集し、分析した上でこれを法執行機関に提供する、金融委員会所管の政府機関である。カジノ運営事業者は、本人確認・記録・保管、疑わしい取引の届出・保管等の義務が課せられている。

^{86 「}暴力行為等処罰に関する法律第4条の団体・集団」とは、刑法の定める犯罪、いわゆる暴行・脅迫・財物損壊・監禁・強要・傷害・恐喝等を犯した団体・集団を指す。

	内容
本人確認·	• 以下の場合、顧客の本人確認を実施しなければならない。
記録・保管	- 口座を開設する場合
	-1 日の合計金額が 2,000 万 KRW(200 万円)以上の現金取引があった場合
	- 疑わしい取引があった場合
	• 上記の本人確認資料を5年以上保管しなければならない。
疑わしい	• 以下の疑わしい取引が発生した場合、当該取引の日時・場所・相手・内容等
取引の	含む、疑わしい取引報告書を金融情報分析院長へ報告しなければならない。
届出・保管	- 現金取引に関連して授受した財産が違法財産と疑われる、合理的な根拠が
	ある場合
	- 顧客が実名以外の名義で現金取引を行う等、マネー・ローンダリング行為
	及びテロ資金供与行為であると疑われる、合理的な根拠がある場合
	• 上記報告の関連資料は報告日から 5 年間保管しなければならない。
現金取引の	• 1 日合計金額が 2,000 万 KRW (200 万円) 以上の現金取引があった場合、そ
報告	の事実を30日以内に金融情報分析院長を報告しなければならない。
	• 上記の報告の記録を 5 年間以上保管しなければならない。
内部統制	• マネー・ローンダリング行為及びテロ資金供与行為を防止するため、以下の
及びその他	内部統制を整備・運用しなければならない。
	- 内部統制の方針の整備・運用・評価
	- 教育・研修プログラムの整備・運用
	- 従業員の身元確認
	- 独立した監査を実施するための体系の整備・運用
	- マネー・ローンダリング防止に係る法規制遵守の評価

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

iii. 地域風俗環境悪化防止のための対策

カジノ運営事業者は、施設内の監視が義務付けられている。

	内容
監視	• カジノ施設への入退場、両替及び出納、テーブルゲーム、カウントルームに
	おける計算等の行為について、監視カメラで録画及び保管しなければなら
	ない。

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

iv. 青少年の悪影響防止のための対策

韓国では、観光振興法等でカジノ運営事業者に対して、入場制限・広告規制の義務が課せられている。

	内容
入場制限	• 未成年(19 歳未満)のカジノ施設への入場を禁止する87。
広告規制	(「3. ギャンブル依存症に関する調査」で詳述する)

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

B. 内国人利用可能カジノ (カンウォンランド)

懸念事項に対する対策のうち、反社会的組織(暴力団組織等)の排除に関する対策、地域風俗環境悪化防止のための対策、青少年の悪影響防止のための対策については、観光振興法及び廃鉱地域開発支援に関する特別法施行令、カジノ業営業準則に基づく対策、マネー・ローンダリング対策については、特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律、資金洗浄防止及び公衆脅迫資金調達禁止に関する業務規程に基づく対策が行われている。

- i. 反社会的組織(暴力団組織等)の排除に関する対策 外国人専用カジノと同様の対策が実施されている。
- ii. マネー・ローンダリング対策

外国人専用カジノと同様の対策が実施されている。

iii. 地域風俗環境悪化防止のための対策

外国人専用カジノと同様の対策が実施されているが、加えて自主的な取組として、カジノ周辺の違法ギャンブル誘引行為を根絶させるため、金融監督院、江原道庁、旌善郡、旌善警察署、カンウォンランドが共同で、周辺の違法行為のモニタリング及び摘発を行っている。

また、カンウォンランドでは顧客保護やカジノ施設の秩序維持のため、出入り禁止と判断される者を排除している。

iv. 青少年の悪影響防止のための対策

廃鉱地域開発支援に関する特別法施行令・観光振興法・カジノ業営業準則・射幸産業統合監督委員会法等でカジノ運営事業者に対して、入場制限・広告規制の義務が課せられている。

⁸⁷ 入場制限に係る規制は、内国人ではなく、外国人に対する規制であると考えられる。

	内容
入場制限	• 未成年(19 歳未満)のカジノ施設への入場を禁止する。
広告規制	(「3. ギャンブル依存症に関する調査」で詳述する)

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

なお、ギャンブル問題管理センター88では、ギャンブル関連教育活動として教育セミナーを 実施している。教育セミナーはギャンブルへの理解・ギャンブル問題の予防の為、学生・射幸 産業従業員等を対象に実施している。セミナーは年齢層に応じた教材を使用し、ギャンブル及 びギャンブル依存症(原因・弊害・対処法)について教育する。セミナーの他にもギャンブル 予防に関する教育コンテンツのオンライン配信も実施している。

⁸⁸ 射幸産業統合監督委員会法に基づき、ギャンブル依存症者に対して治療・リハビリ等を提供する行政団体であ る。

II. 懸念事項の実態

i. 反社会的組織(暴力団組織等)の排除

各国・地域ともにカジノ事業は許認可制となっており、事業参入時に当局によるライセンス 付与に際して事業者の適格性審査及び従業員の背面調査を実施している。

事業者の適格性審査及び従業員の背面調査の内容や対象範囲は、各国・地域の事業環境に応じたものになっているが、いずれの国・地域においても事業者ならびにその関係者の誠実性・高潔性が求められており、当局により反社会的組織との関係性について調査が行われる。また、背面調査の対象範囲についても、シンガポール、ネバダ州、マカオでは、法規制で本人及びその家族も対象としており、家族も含め背面調査が実施されている。

なお、カジノライセンス取得後についても、シンガポールでは3年ごと、ビクトリア州では3-5年ごとに、当局によって定期的な審査がなされており、継続的に事業者及びその関係者の適格性について確認がなされている。

上記のとおり、各国・地域ともに、事業者及びその関係者(役員等)の誠実性・高潔性に関する厳格な審査を経てライセンスが付与されることから、事業者及びその関係者が反社会的組織であるリスクが相当程度低減されているものと考えられる。

ii. マネー・ローンダリング

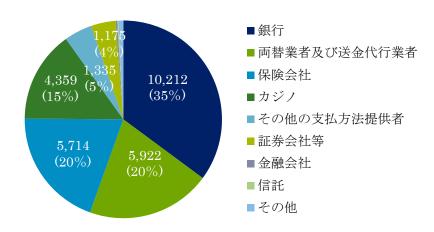
各国・地域のマネー・ローンダリング対策は、FATF⁸⁹勧告に基づき、指針や関連法規制が制定されている。カジノ運営事業者は、擬似金融機関として他の金融機関と同様にマネー・ローンダリング規制への準拠が求められ、対策を実施している。

アメリカ合衆国においては、過去に大手銀行に対してマネー・ローンダリング規制における対策の不備により 19 億 USD (2,299 億円) の巨額な罰金が課したことがあるほど、カジノ運営事業者に対しても厳格な対応を求めている。これまでカジノ運営事業者に対しても対策の不備等で数億円から数十億円の罰金を課している事例もあるが、こうした厳格な対応が求められているため、カジノ運営事業者においては、規制対応に加えて自主的な取組みを行いマネー・ローンダリングの対策を強化している。

なお、シンガポールにおいて、疑わしい取引の報告件数に関して、約 29,082 件 (2014 年) 報告されているうち、カジノ 2 施設で、全体の 15% (4,359 件) を占めており、マネー・ローンダリングの未然の防止に努めている姿勢がうかがえる。

89 FATF (金融活動作業部会)は、マネー・ローンダリング対策における国際協力の強化を目的とした政府間会合である。FATF は、各国におけるマネー・ローンダリング対策を調和させるため、法執行、刑事司法及び金融規制の分野において各国がとるべきマネー・ローンダリング対策の基準として「40 の勧告」を策定した。

シンガポールにおける疑わしい取引の報告件数(件)



出所:シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

iii. 地域風俗環境悪化

40,000

30,000

20,000

10,000

0

2007

2008

本調査では、地域風俗環境悪化を図る指標の一つとして、地域の犯罪件数に着目した。 近年 IR またはカジノを導入したシンガポール、ネバダ州(クラーク郡)、ビクトリア州(メルボルン)、江原道(旌善郡)でいずれも、IR 導入後で犯罪件数が大幅に増加する傾向は見られなかった。

シンガポールでは、2010年のIR 開業前後を比較すると、IR 開業後大きな変化が見て取れない。2014年は前年と比較して増加しているが、インターネット関連犯罪の増加が影響しており、IR 導入との直接的な関係は確認できなかった。

2011

2012 2013

シンガポールにおける犯罪件数(件)

出所:シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

2009 2010

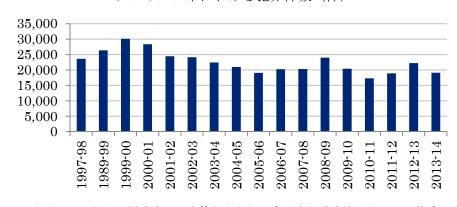
ラスベガス市を有するネバダ州クラーク郡では、近年多くの IR 施設の開業が進み、施設数は増加しているものの、犯罪件数は横ばい傾向にある。

120,000 100,000 80,000 40,000 20,000 20,000 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014

ネバダ州クラーク郡における犯罪件数 (件)

出所:ネバダ州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ビクトリア州のメルボルン市では、1997年のクラウン・メルボルン開業後、一時的に犯罪件数が増加したものの、2004-05年まで減少が続き、2005-06年以降は概ね横ばいで推移している。

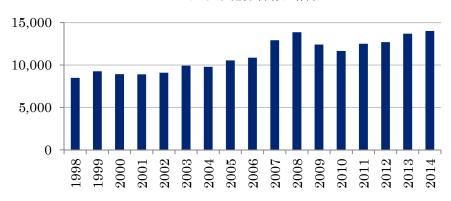


メルボルン市における犯罪件数(件)

出所:ビクトリア州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

古くからカジノを導入しているマカオでは、近年、犯罪件数が増加傾向にある。

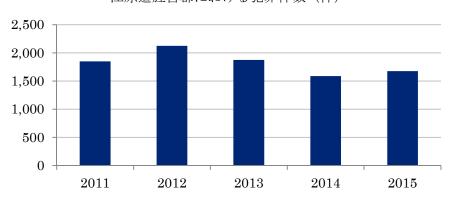
マカオにおける犯罪件数 (件)



出所:マカオ政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

江原道旌善郡では、近年犯罪件数が概ね横ばい傾向である。

江原道旌善郡における犯罪件数(件)



出所: 旌善郡政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

iv. 青少年への影響

各国・地域ともに青少年のカジノへの参加を法令で禁止しているほか、ネバダ州を除くシンガポール、ビクトリア州、マカオ、韓国では、青少年(主に未成年)のカジノ施設への入場そのものを禁止している。

さらに、シンガポール・ビクトリア州では未成年者のカジノ施設への入場やカジノの参加が確認された場合、カジノ運営事業者は当局から罰金処分が課せられる。例えば、シンガポールでは、過去に8件、カジノ運営事業者がカジノ施設に未成年者を入場させた事例を確認できたが、いずれもカジノ規制機構より罰金が課せられている。シンガポール・ビクトリア州・マ

カオではカジノ施設に入った青少年に対しても罰金処分が課せられるため、青少年のギャンブル参加については厳しい対策がとられているといえる。

一方、ネバダ州ではカジノへの参加は禁止されているものの、カジノ施設への入場は可能でり、青少年の 67%がギャンブルを行ったことがあるというネバダ州問題ギャンブル協議会の調査結果もあることから、他国・地域と比較すると厳格な対策がなされていないと考えられる。なお、カジノ導入が青少年の健全育成に悪影響を与えたことを示す事例や定量データについ

ては確認できなかった。

(4) 施設状況

マリーナベイ・サンズ (シンガポール)

1. 運営主	E体	Marina Bay Sands Pte	2. 所在地	4	10 Bayfront Ave,
		Ltd			Singapore 018956
3. 立地特性		東南アジアの金融センターであ	4. 主な構成施設		カシ゛/
		るシンガポールの商業中心地			• ホテル
		域に位置			• MICE 施設
					• 商業施設
					• 劇場
					・屋上の空中庭園・プール
					• 美術科学博物館
5. 面積	i. 敷地	16 ha	6. 売上	i. 全体	32 億 USD(3,872 億円)
	ii. 延床	$581 \pm m^2$	(2014	ii. カシ゛ノ	26 億 USD ⁹¹
			年)	90	(3,146 億円)(81%)
	iii. カシ゛	$15 + m^2 (2.6\%)$		iii. カシ゛	6 億 USD
	/92			/以外	(726 億円)(19%)
7. 投資額	Ą	77 億 SGD(6,545 億円)	8. 来場者数		40 百万人
			(2014年)		
			9. 従業員数		9,400 人93
			(2014年	E)	
10. 全体	売上及びカ	ジブ売上(過去5年推移)	11. イメーシ゛94		
(意 30 U 20 S 10 D 0 2011 2012 2013 2014 ●全体売上 ●カジノ売上					

出所:カジノ運営事業者の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

- 80 -

⁹⁰ ここでいう「カジノ売上」とは、総売上(顧客から受け取った賭け金)から払戻(顧客に支払った賞金)を控除した額を指している。なお、シンガポールについてのみ、総売上から払戻及びゲーミングに係る物品・サービス税を控除した額である。(以下、「(4)施設状況」においては同様)

⁹¹ カジノ売上の VIP・Mass 比率は 45%・55%である。

 $^{^{92}}$ 括弧内は延床面積に占めるカジノ面積の割合である。(以下、「(4) 施設状況」においては同様)

⁹³ このほか、間接雇用者 (テナント従業員) が 3,000 人いる。

⁹⁴ 写真提供:マリーナベイ・サンズ

リゾートワールド・セントーサ (シンガポール)

1 (年254-2	1 军党之体			2 TET W 2 Contage Cotage		
1. 運営主	£14	Resorts World at Sentosa	2. 所在地	1	8 Sentosa Gateway,	
		Pte Ltd			Sentosa Island	
					Singapore 098269	
3. 立地特	持性	• シンガポールの都心部から少	4. 主な構成施設		● カシ゛ノ	
		し離れた小島に位置			ホテル	
					• MICE 施設	
					• 商業施設	
					• 劇場	
					• スパ	
					・アミュース゛メントハ゜ーク (ユニハ゛ーサ	
					ル・スタシ゛オ・シンカ゛ホ゜ール)	
					• 水族館	
5. 面積	i. 敷地	49 ha	6. 売上	i. 全体	29 億 SGD(2,465 億円)	
	ii. 延床	$342 ext{ fm}^2$	(2014	ii. カシ゛ノ	22 億 SGD	
			年)		(1,870 億円)(76%)	
	iii. カシ゛	$15 + m^2 (4.4\%)$		iii. カシ゛	7億 SGD	
				/以外	(595 億円)(24%)	
7. 投資額	頁	66 億 SGD(5,610 億円)	8. 来場者数		20 百万人	
			(2014年)			
			9. 従業員数		12,562 人95	
			(2014年	Ξ)		
10. 全体	売上及びカ	ジノ売上(過去5年推移)	11. イメーシ ^{*96}			
40 ⊤						
億 30						
S 20				SERVICE SERVICE		
G 10		A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	The state of			
D 0				0	C. Mary J.	
		2012 2013 2014		et et		
	■全体引	売上 ■カジノ売上				

⁻

 $^{^{95}}$ 全従業員のうち、正社員が 8,206 人、契約社員が 798 人、臨時従業員・インターン 3,558 人である。

⁹⁶ 写真引用: リゾート・ワールド・セントーサのホームページ (http://www.rwsentosa.com/language/en-US/Homepage/HowToGetHere)

ウィン・ラスベガス (ネバダ州)

1. 運営主	=体	Wynn Las Vegas, LLC	2. 所在地		3131 S Las Vegas Blvd,
		Try mr Bus Togus, BBs	_, // /	-	Las Vegas, NV 89109
					America
3. 立地朱	 毕/性	• ラスベガス大通りの北部地	4. 主な構成施設		カシ゛/
0. <u></u>	V 1-1-	域に位置	4. 土は		• ホテル
		次に広臣			**/ // • レストラン
					商業施設
					• MICE 施設
					• 劇場
					・ 例 勿・ ナイトクラフ *
					コンルフ場
					·
					• 自動車ディーラー
₩ 7 *1#	· #/. 11le	0.71	a #: I	· A/H	• f+\\^\^\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
5. 面積	i. 敷地	87 ha	6. 売上	i. 全体	16 億 USD(1,936 億円)
	97		(2014		- //
	ii. 延床	480 千 m²	年) 97	ii. カシ゛ノ	7億 USD
					(847 億円)(44%)
	iii. カシ゛	$10 \neq m^2 \ (2.1\%)$		iii. カシ゛	9 億 USD
	1			/以外	(1,089 億円)(56%)
7. 投資額	Į.	27 億 USD(3,267 億円)	8. 来場者数		_
			9. 従業員数		9,600 人
			(2014年	三) 97	
10. 全体	売上及びカ	ジノ売上(過去5年推移)	11. イメーシ 98		
②0 億 15 U 10 S 5 D 0 2011 2012 2013 2014 ■全体売上 ■カジノ売上			Encore	Work	

出所:カジノ運営事業者の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

 $^{^{97}}$ 2 棟のホテル(ウィン・ラスベガス、アンコール)を含む。

⁹⁸ 写真提供:ウィン・ラスベガス

ヴェネチアン・リゾートホテルカジノ/パラッツォ・リゾートホテルカジノ (ネバダ州)

1. 運営主		Las Vegas Sands, LLC	2. 所在地		3355 Las Vegas
		,			Boulevard
					Las Vegas, NV 89109
3. 立地特	 特性	• ラスベガス大通りの北部地	4. 主な構成施設		カシ゛/
		域に位置			• ホテル
					• レストラン
					● 商業施設
					• MICE 施設
					ナイトクラフ゛
					● 劇場
5. 面積	i. 敷地	25ha	6. 売上	i. 全体	15 億 USD(1,815 億円)
	ii. 延床	$1,220 ext{ fm}^2$	(2014	ii. カシ゛ノ	5 億 USD
			年)		(605 億円)(33%)
	iii. カシ゛	$19 ext{fm}^2$		iii. カシ゛	10 億 USD
				/以外	(1,210 億円)(67%)
7. 投資額	Į	33 億 USD(3,993 億円)	8. 来場者数		13 百万人
			(2014年	≡)	
			9. 従業員	数	8,445 人
			(2015年	Ξ)	
10. 全体	売上及びカ	ジノ売上(過去5年推移)	11. イメーシ* 99		
20 億 15 U 10 S 5 D 0 2010 2011 2012 2013 2014 ●全体売上 カジノ売上					

出所:カジノ運営事業者の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

⁹⁹ 写真提供:ラスベガス・サンズ

クラウン・メルボルン (ビクトリア州)

1. 運営主	E体	Crown Melbourne	2. 所在地	1	8 Whiteman Street,
		Limited			Southbank VIC 3006
					Australia
3. 立地程	持性	オーストラリア第2位の経済都	4. 主な構成施設		カシ゛/
		市であるメルボルンの観光開			• ホテル
		発地域に位置			• MICE 施設
					• 商業施設
					• 劇場
5. 面積	i. 敷地	_	6. 売上	i. 全体	19 億 AUD
			(2014		(1,672 億円)
	ii. 延床	$551 \pm m^2$	年)	ii. カシ゛ノ	15 億 AUD¹00
					(1,320 億円)(79%)
	iii. カシ゛	_		iii. カシ゛	4 億 AUD
	1			/以外	(352 億円) (21%)
7. 投資額	Ę	16 億 AUD(1,408 億円)	8. 来場者数		17 百万人
			(2014年)		
			9. 従業員数		8,768 人
			(2013年	Ξ)	
10. 全体	売上及びカ	ジノ売上(過去5年推移)	11. イメーシ゛101		
30 億 20 A U 10 D 0 2010 2011 2012 2013 2014 ■全体売上 ■カジノ売上			The state of the s		

 $(\underline{http://www.crownresorts.com.au/CrownResorts/files/c5/c5b9b374-3ab2-410a-8735-9a3266f461fa.pdf)}$

¹⁰⁰ カジノ売上の VIP・Mass 比率は 33%・67%である。

¹⁰¹ 写真引用:クラウン・リゾーツのアニュアル・レポート

ヴェネチアン・マカオ (マカオ)

1. 運営主	E体	Sands China Ltd.	2. 所在地	1	Estrada da Baia de
					Nossa Senhora da
					Esperanca, Macau
3. 立地特		• 中国本土から程近いマカオ	4. 主な構	 成施設	カシ゛ノ
		のコタイ地区に位置			• ホテル
		• 近年コタイ地区では大型 IR			• MICE 施設
		施設開発が盛ん			• 商業施設
					• 劇場
					スハ°
5. 面積	i. 敷地	29 ha	6. 売上	i. 全体	40 億 USD(4,840 億円)
	ii. 延床	$951 \pm m^2$	(2014	ii. カシ゛ノ	35 億 USD ¹⁰²
			年)		(4,235 億円)(88%)
	iii. カシ゛	$35 \neq m^2 (3.7\%)$		iii. カシ゛	5 億 USD
				/以外	(605 億円)(12%)
7. 投資額	頁	24 億 USD ¹⁰³ (2,904 億	8. 来場者数		104
		円)	(2014年	Ξ)	
			9. 従業員数		— 105
			(2014年)		
10. 全体	売上及びカ	ジノ売上(過去5年推移)	11. イメーシ 106		
60 - 億 40 - U S 20 - D 0 -		011 2012 2013 2014 売上 ■カジノ売上			

出所:カジノ運営事業者の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

¹⁰² カジノ売上の VIP・Mass 比率は 38%・62%である。

¹⁰³ この金額は初期投資額を表している。

 $^{^{104}}$ サンズ・チャイナ (ヴェネチアン・マカオ含む 4 施設の運営) の来場者数は 70 百万人である。

 $^{^{105}}$ サンズ・チャイナ(ヴェネチアン・マカオ含む 4 施設の運営)の雇用者数は 28,237 人(うち直接雇用者が 25,875 人、間接雇用者が 2,362 人)である。

¹⁰⁶ 写真提供:ラスベガス・サンズ

ギャラクシー・マカオ (マカオ)

1. 運営主体		Galaxy Entertainment	2. 所在地	1	Galaxy Macau, COTAI,
		Group Limited			Macau
3. 立地特性		• 中国本土から程近いマカオ	4. 主な構成施設		カシ゛/
		のコタイ地区に位置			• ホテル
		近年コタイ地区では大型 IR			• レストラン
		施設開発が盛ん			• MICE 施設
					• 商業施設
					• 劇場
					スハ°
5. 面積	i. 敷地	-	6. 売上	i. 全体	469 億 HKD
			(2014		(7,504 億円)
	ii. 延床	$1,000 ext{ fm}^2$	年)	ii. カシ゛ノ	454 億 HKD
					(7,264 億円)(97%)
	iii. カシ゛	$69 + m^2 (6.9\%)$		iii. カシ゛	15 億 HKD
	1			/以外	(240 億円)(3%)
7. 投資額	Į	325 億 HKD(5,200 億	8. 来場者数		_
		円)	9. 従業員数		_
10. 全体	売上及びカ	ジノ売上(過去4年推移)	11. イメーシ 107		
(億 400 H X 200 D 0 2011 2012 2013 2014 ■全体売上 ■カジノ売上					

¹⁰⁷ 写真引用: ギャラクシー・エンターテインメント・グループのホームページ (http://www.galaxyentertainment.com/en)

MGM マカオ (マカオ)

1. 運営主	E体	MGM China Holdings	2. 所在地	<u>t</u>	Avenida Dr. Sun Yat Sen,
		Limited			NAPE, Macau
3. 立地特性		• 中国本土から程近いマカオ	4. 主な構成施設		カシ゛/
		のマカオ半島地区に位置			• ホテル
		• 近年マカオコタイ地区では大型			• レストラン
		IR 施設開発が盛ん			• MICE 施設
					• 商業施設
					スハ°
5. 面積	i. 敷地	4 ha	6. 売上	i. 全体	255 億 HKD
			(2014		(4,080 億円)
	ii. 延床	206 $\%$ m 2	年)	ii. カジノ	251 億 HKD
					(4,016 億円) (98%)
	iii. カシ゛	$25 \pm m^2 \ (12.1\%)$		iii. カシ゛	4 億 HKD
	1			/以外	(64 億円)(2%)
7. 投資額	頁	40 億 MOP ¹⁰⁸ (600 億	8. 来場者数		_
		円)	9. 従業員	数	6,101 人
			(2014年)		
10. 全体	売上及びカ	· ジノ売上(過去5年推移)	11. イメーシ ^{* 109}		
(億 200 H K 100 D 0 2010 2011 2012 2013 2014 ■全体売上 ■カジノ売上					

¹⁰⁸ サブコンセッション契約書に記載された予定投資額である。

パラダイス・ウォーカーヒル(韓国)

1. 運営主体		株式会社パラダイス	2. 所在地		ソウル市広津区広壮洞山 21 シェラトンク゛ランテ゛ウォーカーヒルホテル B1F	
3. 立地特性		りウル市内における渓流・ 登山等のレジャースポットであるアチャ山に位置	4. 主な構成施設		カシ* /	
5. 面積	i. 敷地	0.7ha	6. 売上 (2014	i. 全体	4,166 億 KRW (417 億円)	
	ii. 延床	_	年)	ii. カジノ	4,166 億 KRW ¹¹⁰ (417 億円)	
	iii. カシ゛	4		iii. カジ ノ以外	_	
7. 投資額	Į	-	8. 来場者数 (2014 年)		0.8 百万人	
			9. 従業員 (2014年		1,002 人	
10. 全体	売上及びカ	ジノ売上(過去5年推移)	11. イメージ			
6,000 億 4,000 K R 2,000 W	2010	2011 2012 2013 2014 売上 ■カジノ売上			_	

 $^{^{110}}$ パラダイスグループ (4 施設) の 2014 年カジノ売上の VIP・Mass 比率は $10\% \cdot 90\%$ である。

カンウォンランド (韓国)

		70 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7)	
1. 運営主体		株式会社カンウォンランド	2. 所在地	1	江原道 旌善郡 舍北邑 バー	
					ワンキル 265	
3. 立地特性		アジアの経済大国である中	4. 主な構	素成施設	カシ゛/	
		国・日本から近い			• ホテル	
		• カンウォン道の山間部に位置			• MICE 施設	
		しており、ソウルからのアクセ			• 商業施設	
		ス不良			• 劇場	
					スハ°・ブ°ール	
					• ゴルフ場	
					コント、ミニアム	
					• 依存症管理センター	
5. 面積	i. 敷地	27 ha ¹¹¹	6. 売上	i. 全体	1.50 兆 KRW	
			(2014		(1,500 億円)	
	ii. 延床	$222 ext{ fm}^2$	年)	ii. カシ゛ノ	1.42 兆 KRW ¹¹²	
					(1420 億円) (95%)	
	iii. カシ゛	$13 \neq m^2 (5.8\%)$		iii. カシ゛	0.08 兆 KRW	
				/以外	(80 億円)(5%)	
7. 投資額	Į	9,981 億 KRW(998 億	8. 来場者数		3 百万人	
		円)	(2014年)			
			9. 従業員	数	3,591 人113	
			(2014年	E)		
10. 全体	売上及びカ	ジノ売上(過去 5 年推移)	11. イメージ ¹¹⁴			
2.0				6		
。 ※ 1.5 —					Partie .	
K 1.0						
R 0.5						
₩ _{0.0}	2010 20	011 2012 2013 2014		1		
	■全体		1	-		

出所:カジノ運営事業者の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

¹¹¹ カンウォンランドのホテル・カジノの敷地面積であり、HIGH1 ホテル・ゴルフ場・スキー場・コンドミニアムの敷地面積を含まない。

¹¹² カジノ売上の VIP・Mass 比率は 82%・18%である。

 $^{^{113}}$ 全従業員のうち、正社員が 3,048 人、契約社員が 543 人である。

¹¹⁴ 写真引用:株式会社カンウォンランドのホームページ

^{(&}lt;a href="http://www.high1.com/eng/mainRoomIntro/html.high1">http://www.high1.com/eng/mainRoomIntro/html.high1)

3. ギャンブル依存症に関する調査

(1) ギャンブル依存症

この章では、日本を含め各国・地域のギャンブルやギャンブル依存症の現状、その対策について調査した。

① ギャンブルの現状

(ア) シンガポール

シンガポールでは、カジノが民間事業者、くじ及び競馬が公営法人・団体によって運営されている。

また、賭博場法、賭博法、公営くじ法、賭博・賞金法の4法令でギャンブルを禁止しているが、カジノ、くじ、競馬については、例外として禁止対象から除外されている。なお、カジノ管理法でカジノの運営、トータリゼーター庁法でくじ及び競馬の運営を許可している。

シンガポールのギャンブル概要

	A. カジノ	B. ⟨ U ¹¹⁵	C. 競馬
合法化時期	• 2006年6月	• 1988 年 1 月	
背景・目的	• 観光産業の再興	• 違法事業者の排除	(不明)
	• 都市再開発の促進	• 違法事業者からの税金	
		徴収	
運営主体	• 民間事業者	• 公営法人	• 公営団体
主な税金等	• (「2-(3)-① IR の効	_	_
116	果」を参照)		
税金等	• 一般財源	芸術・文化、慈善事業、	地域開発、教育、医療、
の使途		スポーツの振興	
根拠法	カジノ管理法	• 1987 年シンガポール・	トータリゼーター庁法
監督主体	• カジノ規制機構(内務	• トータリゼーター庁 (財	務省所管)
	省所管)		

¹¹⁵ TOTO、シンガポール・スィープス、4D、スポーツくじが含まれる。

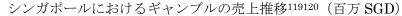
¹¹⁶ 主な税金等の記載対象は、民間運営のギャンブルである。(以下、「①ギャンブルの現状」においては同様)

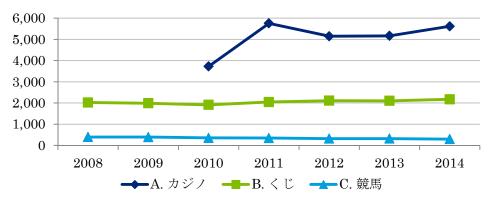
	A. カジノ	B. ⟨ ℂ ¹¹⁵	C. 競馬
売上 117118	• 56億 SGD(4,760 億円)	• 22 億 SGD (1,870 億円)	• 3 億 SGD (255 億円)
(2014年)	(69%)	(27%)	(4%)
施設数	• 2 施設	_	• 1 施設

出所:シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

カジノが最大の市場規模を有し、2014年時点で56億 SGD(4,760億円)である。いずれの ギャンブルも概ね横ばいで推移している。

しかし、ギャンブル参加率では、カジノはスロットマシン・テーブルゲームともに 1%と低水準である。一方、4Dや TOTO 等のくじの参加率は 30%前後と、売上と比較して高水準となっている。





出所:シンガポール政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

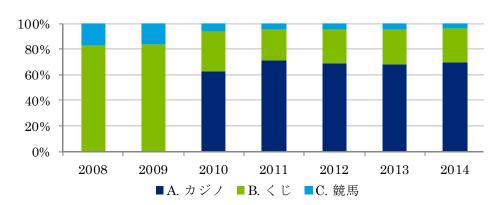
¹

¹¹⁷ ここでいう「売上」とは、総売上(顧客から受け取った賭け金)から払戻(顧客に支払った賞金)を控除した額を指している。なお、シンガポールのカジノについてのみ、総売上から払戻及びゲーミングに係る物品・サービス税を控除した額である。(以下、「①ギャンブルの現状」においては同様)

¹¹⁸ 括弧内の百分率はギャンブル市場における各ギャンブルの売上比率である。(以下、「①ギャンブルの現状」においては同様)

 $^{^{119}}$ 2010年の売上は 2011年以降と比較して低水準であるが、これは 2010年にカジノが開業したためである。 120 カジノの売上のうち、マリーナベイ・サンズの売上については、USD ベースの数値しか公表されていないため、各事業年度末レートで SGD ベースの数値に換算している。

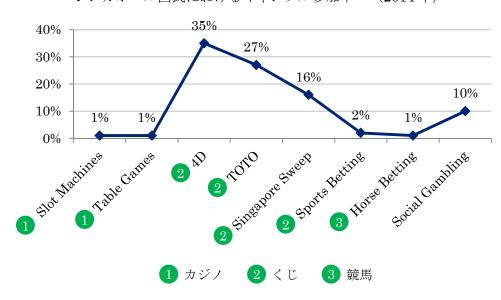
シンガポールにおけるギャンブル市場の売上比率121



·	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
C. 競馬	17%	16%	6%	4%	5%	4%	4%
B. < U	83%	84%	31%	24%	27%	28%	27%
A. カジノ	-	-	63%	71%	69%	68%	69%

出所:シンガポール政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

シンガポール国民におけるギャンブル参加率122 (2014年)



出所:シンガポール政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

 $^{^{121}}$ 比率は小数点第一位を四捨五入した値である。また、売上が無い箇所については傍線で表示している。 122 ギャンブル参加率は、問題ギャンブル全国協議会が 2014 年に実施した「シンガポール国民のギャンブリング活動への参加に関する調査(Survey on Participation in Gambling Activities Among Singapore Residents)」において調査された。なお、調査対象は 18 歳以上のシンガポール居住者から無作為に抽出された。

(イ) ネバダ州

ネバダ州では、カジノ、スポーツ賭博及び競馬が民間事業者によって、チャリティ・ゲーミングが民間団体によって運営されている。

なお、州民によるギャンブルを禁止する法令・規則を確認できなかった。

ネバダ州のギャンブル概要

	A. カジノ	B. スポーツ賭博	C. 競馬	D. チャリティ・
		123		ゲーミング ¹²⁴
合法化時期	• 1931 年 3 月	(不明)		
背景・目的	• 州外からの消費™	乎込	• 馬の飼育の奨励	• 慈善活動の資
	• 財源の確保		• 財源の確保	金確保
運営主体	• 民間事業者	• 民間事業者125	• 民間事業者	• 民間団体
主な税金等	• (「2-(3)-① IR	• ライブエンタ	• 競馬税:総売上	_
	の効果」を参照)	ーテインメン	×1%	
		ト税:入場料及	• ライブエンター	
		びその他126×	テインメント	
		5-10%	税:入場料及び	
		• 法人税:税引前	その他 ¹²⁶ ×5-	
		利益×35%	10%	
			• 法人税:税引前	
			利益×35%	
税金等の	• 一般財源	• 一般財源	• 一般財源	•慈善活動(芸
使途				術、教育、宗教、
				アマチュアス
				ポーツ等)の
				振興
根拠法	• ネバダ州法 463 ፤	· 章	• ネバダ州法	• ネバダ州法
	(ゲーミングのラ	イセンス及び管理)	466 章(競馬)	462章(くじ)
監督主体	ネバダ州ゲーミン	ノグ・コントロール	・ボード(行政府所	管)

¹²³ スポーツ賭博には、野球賭博、バスケットボール賭博、ボクシング賭博、フットボール賭博等が含まれる。 ¹²⁴ チャリティ・ゲーミングには、ビンゴ、くじ等の種類がある。

¹²⁵ スポーツ賭博はカジノ施設内で運営されることが多いため、カジノ運営事業者がスポーツ賭博の運営事業者となることが多い。

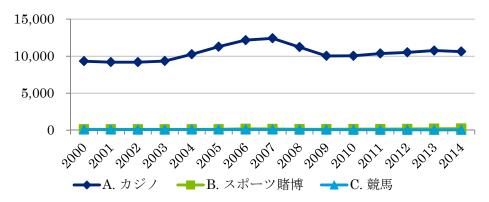
¹²⁶ その他とは物品及び飲食の販売料金である。

	A. カジノ	B. スポーツ賭博	C. 競馬	D. チャリティ・
		123		ゲーミング124
売上	• 106 億 USD	• 2 億 USD	• 0.5 億 USD	(非公表)
(2014年)	(1.28 兆円)	(242 億円)	(61 億円)	
	(97%)	(2%)	(0.5%)	
施設数	• 270 施設127	_	• 3 施設	_

出所:ネバダ州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

カジノが最大の市場規模を有し、2014年時点で106億 USD (1.28 兆円) である。2003年から2007年にかけて、売上が年平均7%のペースで増加したが、世界金融危機の影響によって、2008年以降は減少傾向に転じた。2010年以降は徐々に回復しているが、まだ2007年の水準には達していない。

ネバダ州におけるギャンブルの売上推移¹²⁸(百万 USD)

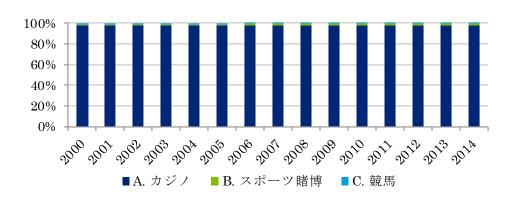


出所:ネバダ州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

¹²⁷ 対象施設は月次売上 100 万 USD (121 百万円) 以上の施設である。

¹²⁸ チャリティ・ゲーミングの売上については、州政府がデータを公表していない。

ネバダ州におけるギャンブル市場の売上比率



	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14
C. 競馬	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	0%
B. スポーツ賭博	1%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	2%
A. カジノ	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	97%

出所:ネバダ州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(ウ) ビクトリア州

ビクトリア州では、カジノ、スロットマシン、競馬・ドッグレースが民間事業者によって、 くじが公営法人によって、チャリティ・ゲーミングが慈善団体¹²⁹またはスポーツ・レクリエー ション団体によって運営されている。

また、賭博規制法 2 章でギャンブルを禁止しているが、各根拠法令で特定のギャンブルを許容している。

ビクトリア州のギャンブル概要(1/2)

	A. カジノ	B. スロットマシン	C. < U ¹³⁰
合法化時期	• 1991 年 6 月	• 1991 年 10 月	• 1966年
背景・目的	• 州の観光・雇用・経済	• 州の観光・雇用・経済	• 芝競技、健康、女性競
	成長の促進	成長の促進	技及びスポーツ医学
	• メルボルン中心業務	• ゲーミング業界の競	に係る財政支援
	地区の再開発促進	争促進(州民に対する	
		経済的・社会的便益の	
		提供)	
運営主体	• 民間事業者	• 民間事業者	• 公営法人

¹²⁹ 慈善団体の例として、学校、保育園、宗教団体、医療施設、福祉施設、防災・災害復旧団体等が挙げられる。 ¹³⁰ インスタントくじ、キノが含まれる。

	A. カジノ	B. スロットマシン	C. < U130
主な税金等	• (「2-(3)-① IR の効	• 賭 博 税 : GGR × 0-	_
	果」を参照)	62.53%	
		• 地域貢献賦課金:ネッ	
		トキャッシュ×8	
		1/3%	
		• 医療給付賦課金:	
		4,333.33AUD × スロ	
		ットマシン台数/12	
		• 法人税:課税所得×	
		30%	
税金等の	● 地域福祉・社会還元・	• 一般財源	• 一般財源
使途	ギャンブル依存症対		
	策 等		
根拠法	カジノ管理法	• ゲーミング機器法	• ロッタリー・ゲーミン
		• 賭博規制法 3 章	グ・ベッティング法
		(ゲーミング機器)	• 賭博規制法5章(くじ)
監督主体	• ギャンブル・アルコー/	ル規制機構(司法・法規省)	所管)
売上	• 16 億 AUD	• 25 億 AUD	• 5 億 AUD
(2013-14年)	(1,408 億円)(34%)	(2,200 億円)(55%)	(440 億円)(11%)
施設数	• 1 施設	• 499 施設131	_

出所:ビクトリア州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ビクトリア州のギャンブル概要 (2/2)

	D. 競馬・ドッグレース	E. チャリティ・ゲーミング ¹³²
合法化時期	(不明)	(不明)
背景・目的	(不明)	• 慈善事業の財政支援
		• スポーツ・レクリエーションクラブ
		の財政支援
		• 政党の財政支援
運営主体	• 民間事業者	• 民間団体(慈善団体、スポーツ・
		レクリエーション団体)
主な税金等	• 賭博税:GGR×4.38-10.91%	_

^{131 2015} 年 12 月末時点のビクトリア州のスロットマシン台数は 26,168 台である。

¹³² ゲーミングの種類としては、ビンゴ、ラッフル、ラッキー・エンベロープ等が含まれる。

	D ## IN NO.	D 7 11- 15 3 12100
	D. 競馬・ドッグレース	E. チャリティ・ゲーミング ¹³²
主な税金等	• 法人税:課税所得×30%	
税金等の	• 一般財源	• 慈善事業(芸術、文化、科学、宗教、
使途		教育等)の振興
		• スポーツ・レクリエーションクラブ
		活動
		• 政党活動
根拠法	• 賭博規制法 4 章 (賭博)	・ 賭博規制法 8 章 (コミュニティ及び
		チャリティ・ゲーミング)
監督主体	ビクトリア州ギャンブル・アルコー	ル規制委員会(司法・法規省の管轄)
売上	• 1 百万 AUD(88 百万円)(0.02%)	(非公表)
(2013-14年)		
施設数	• 80 施設	_

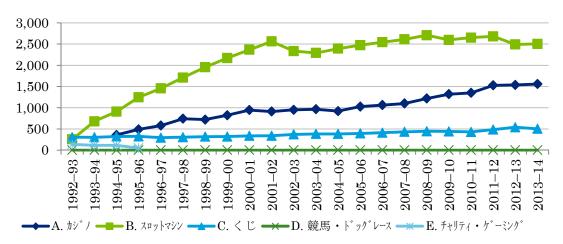
出所: ビクトリア州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

2013-14 年時点で、スロットマシンが最大の市場規模を有し、25 億 AUD (2,200 億円) である。それに次いで、カジノが 16 億 AUD (1,408 億円)、くじが 5 億 AUD (440 億円) となっている。

スロットマシンは合法化以降 2001-02 年まで売上が大幅に増加したが、2002-03 年以降は概ね 2,500 万 AUD (22 億円) 前後の水準で推移している。

また、カジノ (州内 1 社) は 1994-95 年の一時開業以降現在に至るまで順調に売上を伸ばしている。

ビクトリア州におけるギャンブルの売上推移(百万 AUD)



出所: クイーンズランド州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ビクトリア州におけるギャンブルの売上比率 100% 80% 60% 40% 20% 0% 1994 - 951995 - 9686-2661 66-8661 2001 - 022002-03 2005-06 2007-08 2012 - 1300-6661 2003-04 2004-05 2006-07 2008-09 2009-10 26-9661 2000-01 2010-11 ■ B. スロットマシン ■ C. くじ ■ D. 競馬・ドッグレース ■ E. チャリティ

 $93 \quad 94 \quad 95 \quad 96 \quad 97 \quad 98 \quad 99 \quad 00 \quad 01 \quad 02 \quad 03 \quad 04 \quad 05 \quad 06 \quad 07 \quad 08$ E. チャリティ・ケーミング 10% 2% 非公表 D. 競馬・ドッグレース 0% 0% C. くじ 44% 28% 19% 15% 13% 11% 11% 10% 9% 9% 10% 11% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 12% 11% B. スロットマシン 62% 65% A. カシ゛/ - 21% 23% 25% 27% 24% 25% 26% 24% 26% 26% 25% 26% 30% 33% 34% 34%

出所: クイーンズランド州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(エ)マカオ

マカオでは、カジノ、競馬、ドッグレース、くじが民間事業者によって運営されている。各 ギャンブルの概要は以下のとおりである。

マカオのギャンブル概要(1/2)

	A. カジノ	B. 競馬	C. ドッグレース
合法化時期	• 1847 年		
背景・目的	• 財源確保		
運営主体	• 民間事業者	• 民間事業者	• 民間事業者
主な税金等	• (「2-(3)-① IR の効	• 定額年税: 1,500 万	• ギャンブル税 : GGR×
	果」を参照)	MOP	25%
		• マカオ競馬会基金納付	• 定額年税:100 万 MOP
		金 : 初回 500 万 MOP、	
		年間 100 万 MOP	
税金等の	• 政府への特別賦課金の	・マカオ競馬会基金133	• 一般財源
使途	納付(主に都市建設、	への納付(主に文化、	
	社会保障等に使用)	体育、慈善活動等に	
	• 政府指定団体への特別	使用)等	
	賦課金の納付(教育、		
	学術、経済、研究等に		
	使用) 等		
根拠法	• 娯楽場幸運博彩経営法	• 賽馬互相博彩規章(第	• 双三重彩、互相博彩項
	律制度(第 16/2001 号	163/90/M 号訓令)等	目正式規則(第
	法律)等		151/91/M 号訓令)等
監督主体	• マカオ博彩監察協調局		
売上	• 3,515 億 MOP(5.3 兆	• 3 億 MOP(45 億円)	• 1 億 MOP(15 億円)
(2014年)	円)(99.7%)	(0.09%)	(0.04%)
施設数	• 32 施設	• 1 施設	• 1 施設

出所:マカオ政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

マカオのギャンブル概要(2/2)

	D. くじ			
	D-1. スポーツ	D-2. スポーツ	D-3. 漢字くじ	D-4. インスタン
	くじ(サッカー)	くじ (バスケット		トくじ
		ボール)		
合法化時期	• 1847 年			
背景・目的	• 財源確保			

 $^{^{133}}$ マカオの文化、体育、慈善活動の向上を目的として、政府と民間事業者が共同で設立した基金であり、基金の管理は政府が行う。

	D. くじ			
	D-1. スポーツ くじ (サッカー)	D-2. スポーツ くじ (バスケット ボール)	D-3. 漢字くじ	D-4. インスタン トくじ
連営主体主な税金等	 民間事業者 賦課金(変動): GGR×20-25% 賦課金(固定): 100万MOP 健康基金納付金:初回250万MOP、年間100万MOP 	 民間事業者 賦課金(変動): GGR×20-25% 健康基金納付金:初回250万MOP、年間100万MOP 	• 民間事業者 • 賦課金 (固定): 50 万 MOP (不定期)	 民間事業者 賦課金(変動): 総売上×12-20% 健康基金納付金:初回250万MOP、年間100万MOP
税金等の使途			・政府への納付 (未換金当選金 を主に慈善活動 に使用) 等	 マカ州付 と 会会 で 会会 で で で で で で で で で で で で で で で
根拠法	• 体育博彩-足球彩票規章 (第 138/98/M 号訓 令)等	• 体育博彩·篮球彩票規章 (第 20/2005 号行政 命令)等	• 白鸽票法定規章 (第 8/2004 号 行政命令)等	• 即発彩票的経 営 (第 12/87/M 号法律) 等
監督主体	マカオ博彩監察協	岛調局		

^{. .}

¹³⁴ マカオの文化、社会、経済、教育、科学、学術、慈善活動の向上を目的として、政府が設立した基金である。 ¹³⁵ 科学交流活動の向上を目的として、政府と民間事業者が共同で設立した基金であり、基金の管理は政府が行 う。

	D. くじ			
	D-1. スポーツ	D-2. スポーツ	D-3. 漢字くじ	D-4. インスタン
	くじ (サッカー)	くじ (バスケット		トくじ
		ボール)		
売上	• 6 億 MOP	• 1 億 MOP	• 6 百万 MOP	• 1,400MOP
(2014年)	(90 億円)	(15 億円)	(90 百万円)	(2万円)(僅少)
	(0.17%)	(0.04%)	(0.002%)	

出所:マカオ政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

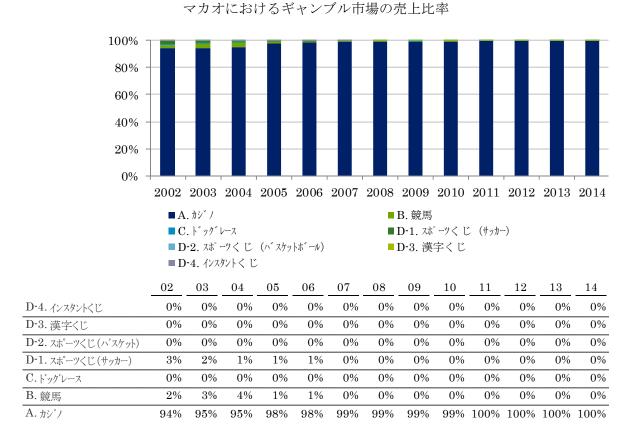
2014 年時点で、カジノが最大の市場規模を有し、3,515 億 MOP(5.3 兆円)であり、2002 年から 2013 年にかけてカジノの市場規模が急速に成長している。

なお、カジノ以外のギャンブルは、カジノと比較して非常に市場規模が小さく、2014 年時点で全て 10 億 MOP (150 億円)以下である。

マカオにおけるギャンブルの売上推移(百万 MOP)



出所:マカオ政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成



出所:マカオ政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(才) 韓国

韓国では、外国人専用カジノが公営法人または民間事業者、内国人利用可能カジノが民間事業者(半官半民)、競馬、競輪、競艇、闘牛、宝くじ及びスポーツくじが公営法人等によって運営されている。

また、ギャンブルに係る法体系としては、刑法で、韓国内における内国人及び外国人のギャンブルを禁止しているほか、韓国外における内国人のギャンブルを禁止している。但し一時の娯楽程度に過ぎない場合はギャンブルを許容している。

カジノについては、観光振興法で韓国内における外国人の利用を許容しており、カンウォンランドについては、廃鉱地域開発支援に関する特別法及び観光振興法で内国人及び外国人の利用を許容している。

韓国のギャンブル概要(1/2)

	韓国のイヤンノル帆安			۸ ملہ مادماد ۱
	A. カジノ		B. 競馬	C. 競輪
	A-1. FOC ¹³⁶	A-2. KWL^{137}		
合法化時期	• 1961 年	• 1995 年 12 月	• 1962 年	• 1991 年 12 月
背景・目的	• 観光の振興	• 廃鉱地域の	• 馬事産業・畜産	• 国民の余暇の
	- 観光基盤の	経済振興	の発展	充実
	造成	• 廃鉱地域住民	• 国民の余暇の	• 青少年の健全
	- 観光資源の	の生活向上	充実	な育成
	開発	• 地域間の均衡		• 国民の体育
	- 観光事業の	ある発展		振興
	育成			• 地方財政拡充
				• 自転車・モータ
				ーボート競技
				の水準向上
運営主体	• 公営法人	• 民間事業者	• 官公庁	■公営法人
	• 民間事業者	(半官半民)	(企画財政部	(国民体育振興
			宝くじ委員会)	公団138)
主な税金等	「2-(3)-①IR の効	「2-(3)-①IR の効	_	_
	果」を参照	果」を参照		
税金等の	• 観光振興開発基	• 炭鉱地域開発	• 韓国馬事会139 •	■中央競輪
使途	金への納付 等	基金・観光振興	農林畜産食品	• 国民体育振興
		開発基金への	部への納付 等	基金、青少年育
		納付 等		成基金、文化芸
				術振興基金へ
				の納付
				• 地方財政支援
				(地方体育振
				興等のため)
				等

¹³⁶ Foreigners-Only Casino (外国人専用カジノ) の略である。

¹³⁷ Kangwon Land (カンウォンランド) の略である。

¹³⁸ 国民体育振興公団(文化体育観光部所管の公営法人)は、民間事業者(スポーツ toto 株式会社)に運営を委託している。

¹³⁹ 韓国馬事法に基づき、競馬の公正な施行と円滑な普及、馬事振興及び畜産寄与、競馬を通じた健全な娯楽の提供を目的として設立された、農林水産食品部所管の公益法人である。

	A. カジノ		B. 競馬	C. 競輪
	A-1. FOC ¹³⁶	A-2. KWL 137		
税金等の				■地方競輪
使途				• 地方体育振興
				• 国民体育振興
				基金、青少年育
				成基金、中小企
				業創業・振興基
				金への納付 等
根拠法	• 観光振興法	• 廃鉱地域開発	• 韓国馬事会法	• 競輪 · 競艇法
	• 済州特別自治道	支援に関する		
	観光振興条例附	特別法		
	則済州自治道カ	• 観光振興法		
	ジノ業管理及び			
	監督に関する条			
	例			
監督主体	• 文化体育観光部	• 産業通商資源	•農林畜産食品	• 文化体育観光
	(済州道以外)	部	部	部
	• 済州特別自治道	• 文化体育観光		
	(済州道)	部		
売上	•1 兆 3,772 億	• 1 兆 4,220 億	• 2 兆 526 億	• 6,161 億 KRW
(2014年)	KRW(1,377 億	KRW(1,422 億	KRW (2,526 億	(616 億円)
	円) (16%)	円) (16%)	円) (24%)	(7%)
施設数	• 16 施設	• 1 施設	• 3 施設	• 3 施設

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

韓国のギャンブル概要 (2/2)

	D. 競艇	E. 闘牛	F. 宝くじ ¹⁴⁰	G. スポーツくじ
合法化時期	• 1991 年 12 月	• 2002 年 8 月	• 2004年4月	• 1999 年 8 月
背景・目的	• 国民の余暇の	• 農村地域の	• 国民の福祉増進	• 国民の健全な
	充実	開発	• 2012 年ロンド	余暇としての
	• 青少年の健全	• 畜産発展の	ンオリンピック	体育の育成
	な育成	促進		• 体育振興

 $^{^{140}}$ オンライン宝くじ (ロト 6/45)、印刷宝くじ (スピット 2000 等)、オンライン宝くじ (メガビンゴ等) が含まれる。

	D. 競艇	E. 闘牛	F. 宝くじ ¹⁴⁰	G. スポーツくじ
背景・目的	• 国民の体育		参加経費の財源	
	振興		確保	
	• 地方財政拡充			
	• 自転車・モータ			
	ーボート競技			
	の水準向上			
運営主体	• 公営法人	• 公営法人	• 官公庁(企画財	• 公営法人(国民
			政部宝くじ委員	体育振興公団
			会)	141)
主な税金等	_	_	_	_
税金等の	• 国民体育振興	• 畜産発展基金	• 法定配分事業	• 地方自治体の公
使途	基金、青少年育	への納付	142	益体育施設の改
	成基金、文化芸	•農林畜産食品	• 公益配分事業	修・補修のため
	術振興基金へ	部長官が定め	143	の支援
	の納付	る地域開発		• 運動競技主催団
	• 地方財政支援	事業		体に対する支援
	(地方体育振	• 闘牛競技の維		• 文化体育事業
	興等のため)	持・拡張		支援
	等			• 納付金(公民体
				育振興基金)
根拠法	• 競輪 • 競艇法	• 伝統闘牛競技	宝くじ及び	• 国民体育振興法
		に関する法律	宝くじ基金法	
監督主体	• 文化体育観光	•農林畜産食品	• 企画財政部	• 文化体育観光部
	部	部		
売上	• 1,901 億 KRW	• 3 億 KRW(30	• 1 兆 6,163 億	• 1 兆 3,728 億
(2014年)	(190 億円)	百万円)(僅少)	KRW (1,616 億	KRW(1,373 億
	(2%)		円) (19%)	円) (16%)
施設数	• 1 施設	• 1 施設	_	_

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

¹⁴¹ 国民体育振興公団(文化体育観光部所管の公営法人)は、民間事業者(スポーツ toto 株式会社)に運営を委託している。

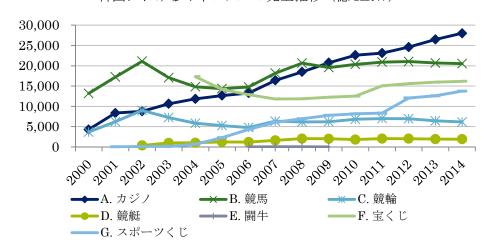
¹⁴² 法定配分事業の例として、科学技術振興、国民体育振興、勤労福祉振興等が挙げられる。

¹⁴³ 公益配分事業の例として、低所得者層の住居安定支援等が挙げられる。

2014年時点で、カジノが最大の市場規模を有し、2兆7,992億 KRW (2,799億円)である。 特に 2006年以降は、外国人専用カジノ及びカンウォンランド両方の成長により順調に売上を伸ばしてきた。カンウォンランドの成長背景としては、継続的に集客増加のための投資を行っていること144、及びカジノに対するイメージ改善の努力を行っていることが挙げられる。

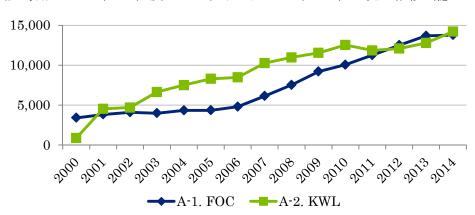
また、カジノに次いで、競馬、宝くじ、スポーツくじの市場規模が大きく、それぞれ 2014 年時点の売上は 2 兆 526 億 KRW(2,526 億円)、1 兆 6,163 億 KRW(1,616 億円)、1 兆 3,728 億 KRW(1.373 億円)となっている。

一方、参加人数に着目すると、競馬が最大の市場規模を有している。



韓国におけるギャンブルの売上推移(億 KRW)

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成



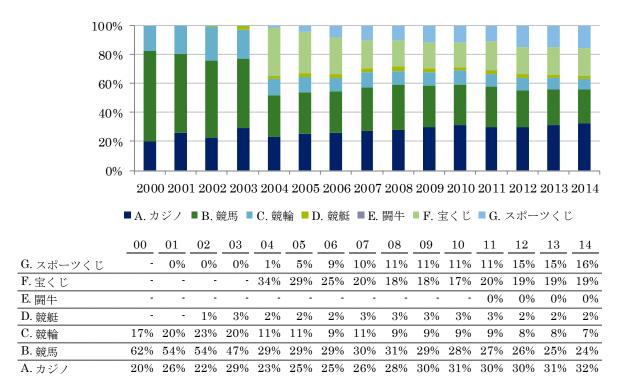
外国人専用カジノ (FOC) 及びカンウォンランド (KWL) の売上推移 (億 KRW)

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

-

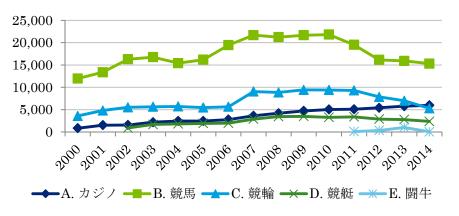
^{144 2005}年にゴルフ場、2006年にスキー場、2011年にコンベンション施設を開業した。

韓国におけるギャンブル市場の売上比率



出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

韓国におけるギャンブルの参加人数推移(千人)



出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(カ) 日本

日本では、公営競技、宝くじ及び toto のみが賭博(ギャンブル)として容認されており、いずれも公営法人または地方自治体によって運営されている。

また、刑法第 185-187 条で賭博を禁止しているが、各根拠法令で特定の賭博を許容している。 なお、パチンコは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、「遊技」 として取り扱われているが、ギャンブル依存症の議論において言及されることが多いため、以 下で参考として記載する。

日本の賭博・パチンコ (参考) 概要 (1/2)

		公営競技	
	A. 競馬	B. 競艇	C. 競輪
合法化	• 1948 年	• 1951 年	• 1948年
時期			
背景・目的	• 競馬の健全な発展、馬	• 船舶に関する事業、	• 自転車等機械工業、
	の改良等畜産の振興	海事思想の普及	体育等公益事業の振興
	(中央競馬)	• 観光事業、体育等公益	• 地方財政の健全化
	• 地方財政の健全化	事業の振興	
	(地方競馬)	• 地方財政の健全化	
運営主体	• 日本中央競馬会	• 地方自治体	• 地方自治体
	• 地方自治体		
主な税金等	_	_	_
税金等の	• 収益の 3/4 は畜産	• 社会福祉増進、医療	自転車等機械の改良、
使途	振興、1/4 は社会福祉	普及等	機械工業の合理化
	振興 (中央競馬)		• 社会福祉増進、医療
	• 畜産振興、社会福祉		普及等
	増進、医療普及等		
	(地方競馬)		
根拠法	• 競馬法	• モーターボート競走	• 自転車競技法
		法	
監督主体	• 農林水産省	• 国土交通省	• 経済産業省
売上	• 2.88 兆円(75%)	• 0.25 兆円 (6%)	• 0.15 兆円 (4%)
(2014年)			
施設数	• 25 施設	• 24 施設	• 43 施設

出所:日本政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

日本の賭博・パチンコ (参考) 概要 (2/2)

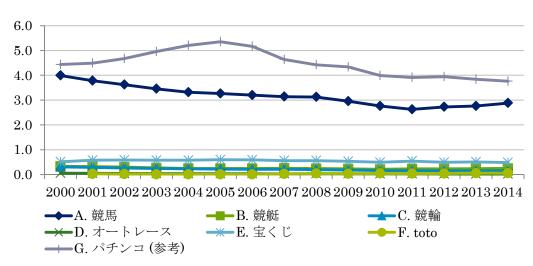
	口冲0万阳			
	公営競技	E. 宝くじ	F. toto	G. パチンコ
	D. オートレース			(参考)
合法化	• 1950 年	• 1948 年	• 1998 年	• 1954 年 ¹⁴⁵
時期				
背景・目的	• 小型自動車等	• 地方財政の健	• スポーツ振興	• 営業時間 · 営業
	機械工業、体育	全化	のための財源	区域の規制
	等公益事業の		確保	• 風俗営業の
	振興			健全化
	• 地方財政の			
	健全化			
運営主体	• 地方自治体	• 地方自治体	• 日本スポーツ	• パチンコ事業
			振興センター	者
主な税金等	_	_	_	_
税金等の	• 小型自動車等	• 高齢化少子化	• 収益の 2/3 はス	• 一般財源
使途	機械の改良、機	対策、防災対	ポーツ振興事	
	械工業の合理	策、公園整備、	業資金として、	
	化	教育等	スポーツ団体・	
	• 社会福祉増進、		地方公共団体	
	医療普及等		に半分ずつ	
			助成	
			• 1/3 は国庫へ	
			納付	
根拠法	• 小型自動車	• 当せん金付証	• スポーツ振興	• 風俗営業等の
	競走法	票法	投票の実施等	規制及び業務
			に関する法律	の適正化等に
				関する法律
監督主体	• 経済産業省	総務省	• 文部科学省	• 警察庁
				• 国家公安委員会
売上	• 0.02 兆円 (1%)	• 0.49 兆円(13%)	• 0.06 兆円 (1%)	• 3.76 兆円
(2014年)				
施設数	• 6 施設	_	_	• 11,627 施設
		1	1	

出所:日本政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

¹⁴⁵ 1954年の「風俗営業取締法」(改正前の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」)の改正により、パチンコは許可営業対象の遊技として追加された。

2014年時点で、競馬が約 2.9 兆円で、宝くじが 0.5 兆円で、それぞれ第 1 位・第 2 位の市場規模を有している。なお、2014年時点でのパチンコの売上は 3.8 兆円となっている。

一方、参加者数(延べ数)では、2014年時点では競艇が 1.9 億人、競馬が 1.7 億人となっている。公営競技のうち競艇は近年参加者数が増加しているが、この理由として顧客による電話・インターネットの利用拡大等が一因として言われている。なお、パチンコは 2014年時点で 2.6 億人となっている。



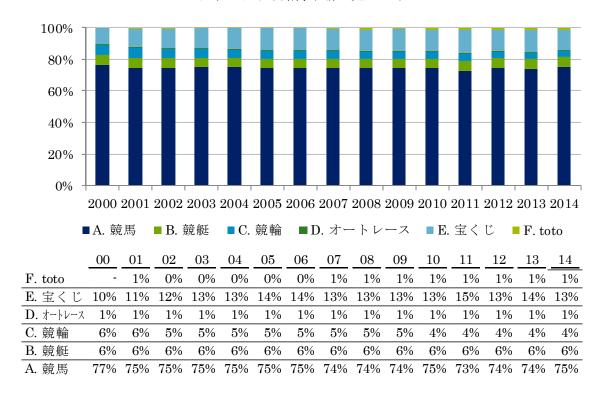
日本における賭博・パチンコ (参考) の売上146 (兆円)

出所:日本政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

- 110 -

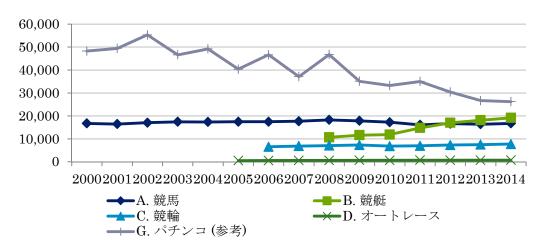
¹⁴⁶ 競馬以外については、公表値が総売上であるため、総売上に法定控除率を乗ずることによって、売上を算出している。なお、パチンコの控除率については、ダイコク電気が公表している控除率 (2008-2013 年の 6 ヶ年平均)を使用している。

日本における賭博市場の売上比率



出所:日本政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

日本における賭博・パチンコ(参考)の参加人数147(万人)



出所:日本政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

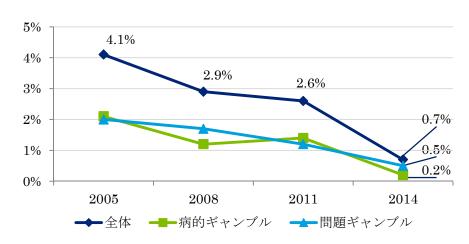
 $^{^{147}}$ 競馬・競艇・競輪・オートレースについては場内及び場外参加者数(但し、競馬のうち地方競馬については場内参加者数のみ)、パチンコについては 1 人当たり年間平均遊技回数に遊戯人口を乗じた数値である(すべて延べ数)。

② ギャンブル依存症の現状・対策

(ア) シンガポール

- I. ギャンブル依存症の現状
- i. ギャンブル依存症の有病率 シンガポールでは、ギャンブル依存症の有病率は年々低下しており、2014年時点で 0.7%に なっている。

シンガポールにおけるギャンブル依存症の有病率



出所:シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ii. 有病率の調査方法

上記iの有病率に係る調査基準・対象・方法は以下のとおりである。

シンガポールにおけるギャンブル依存症有病率の調査基準・対象・方法

	内容					
調査基準	• DSM-IV (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders の略)					
	- アメリカ精神医学会が作成した、精神障害の診断基準					
	- 10 の質問項目に対する該当項目数によって判断					
	◆ 病的ギャンブル:5項目以上に該当する場合					
	◆ 問題ギャンブル: (確認できなかった)					
調査対象	• 18 歳以上のシンガポール居住者から、下記人数を調査対象として無作為に抽出					
	- 2005年: 2,004人、2008年: 2,300人、2011年: 3,315人、2014年: 3,000人					
調査方法	• 対面インタビュー					
	• 18歳以上のシンガポール居住者から、下記人数を調査対象として無作為に - 2005年: 2,004人、2008年: 2,300人、2011年: 3,315人、2014年: 3,000					

出所:シンガポール政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

II. ギャンブル依存症の対策

シンガポールでは、2005年のIR 導入決定以前、1985年及び2002年にも経済不振を背景にカジノ合法化が検討されたが、ギャンブル依存症に陥る危険性の増加を理由として見送られてきた経過があり、2005年のIR 導入決定の際も、論点の一つはギャンブル依存症対策であった。

この経緯を踏まえ、政府は 2005 年に IR を閣議決定するに当たって、6 項目(①問題ギャンブル全国協議会の設立、②ギャンブル依存症の公教育、③コミュニティに対するカウンセリング及びサポートサービスの提供、④ギャンブル依存症者に対する治療強化、⑤ギャンブルの研究、⑥厳格な法規制の導入)から成る国家フレームワークを導入し、国全体を挙げてギャンブル依存症対策に取り組むことを決定した。本フレームワークに基づき、ギャンブル依存症に係るプログラムの監督・助言等を担う問題ギャンブル全国協議会が設立された。

結果として、シンガポールのギャンブル依存症対策は、他国・地域と比較して充実した内容となっていると考えられる。

i. ギャンブル依存症対策の体制

シンガポールにおけるギャンブル依存症対策の主な体制は以下のとおりである。

月.例 国 民間 事業者 ④保健省 (MOH) ①社会家族振興省 (MSF) ⑦内務省 (MHA) 連携(支援 助言・ 監督 監督 監督 監督 監督 監督 ライン) ⑤依存症管理 サービス機構 ②問題ギャンプ 全国協議会 (NCPG) ⑧カジノ規制機構 (CRA) シンガポール警察 (SPF) (NCSS 連携(ヘルプライン) 人材派遣 排除者 の通知 資金提供 監督 • 坠樫. 民間団体 認定団体への 排除者リス 入場制限者取締 相談 • 治療 免許交付 (一例) 資金提供 の紹介 の配布 ⑨タイ・フア・カン **12WE CARE** (3)カシ゛/運営 ① ワンホーフ。・センター ①シルハ゛ーライニンク゛ 慈善団体 事業者 地域サービス

シンガポールにおけるギャンブル依存症対策の主な体制

出所:各組織の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ギャンブル依存症対策に関わる各組織の主な活動内容は以下のとおりである。

シンガポールにおけるギャンブル依存症対策に関わる各組織の主な活動内容

組織	組織名称	組織内容	主な活動内容	ì	舌動▷	区分14	8
区分			(ギャンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
			活動)	研究	教育	抑止	相談
国	① 社会	健全な社会の育	ギャンブルの社会的セーフガ	0			
	家族振興	成を支援するこ	ード(入場制限等)の開発				
	省	とを目的とした	• ギャンブル依存症者とその家	0			0
	(MSF)	政府機関	族の支援149				
			• 国民の教育		Δ		
	②問題ギャ	カジノ管理法に	• ギャンブル依存症に関連する	0	\circ	\triangle	\triangle
	ソフ゛ル全国	基づき設置され、	各種プログラム151の支援及び				
	協議会	精神医学・心理学	実行				
	(NCPG)	等の専門家150を	• 社会家族振興省に対して、ギャ	0			
		構成員とする、社	ンブル問題に関する助言・フィ				
		会家族振興省の	ードバックの実施				
		諮問機関	• 顧客の排除及び入場回数制限			0	
			の実施				
	③社会福	社会福祉協議会	• 社会福祉協議会の会員団体152				Δ
	祉協議会	法に基づき、社会	に対する補助金の交付				
	(NCSS)	福祉を支援する、					
		社会家族振興省					
		所管の行政機関					

 $^{^{148}}$ 活動区分の項目定義は以下のとおり使い分けている。また、「〇」は各組織が直接的に各活動に関与していること、「△」は各組織が間接的に(第三者を通じて)各活動に関与していることを意味する。(以下、「②ギャンブル依存症の現状・対策」において同様)

[・]調査・研究: ギャンブル依存症に関する、専門家等による調査・研究

[•] 啓発・教育: 社会一般に対するギャンブル依存リスクの注意喚起、啓発活動

[•] 防止・抑止:カジノ顧客に対する、ギャンブル依存症の発病防止、早期発見・対応

[・]治療・相談:ギャンブル依存症の発病後における治療・相談(リハビリ・保健指導等)

¹⁴⁹ 具体的な支援内容として、以下の活動がある。

[•] 依存症管理サービス機構との共同によるギャンブル依存症者及びその家族への支援サービスの開発・提供

[•] 問題ギャンブル全国協議会との共同による 24 時間ヘルプラインの運営

 $^{^{150}}$ 精神医学、心理学、社会福祉、カウンセリング、法務、リハビリテーション、宗教等、17名の専門家から成る。

¹⁵¹ 具体的なプログラムとして、問題ギャンブルに係る教育・調査、ギャンブル問題に関する公聴会の実施、ギャンブル運営事業者による責任あるギャンブル活動、ギャンブル依存症者及びその家族への予防・治療サービスが含まれる。

¹⁵² 社会福祉協議会の会員団体には、ギャンブル依存症支援を実施する社会福祉団体が含まれる。

組織	組織名称	組織内容	主な活動内容	Ž	舌動▷	区分148	8
区分			(ギャンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
			活動)	研究	教育	抑止	相談
国	④保健省	健康・医療・介護	• 依存症管理サービス機構及び	Δ			\triangle
	(MOH)	に関する政策立	チャンギ総合病院の監督				
		案等を担当する					
		政府機関					
	⑤依存症	依存症(薬物・ア	• ギャンブル依存症の効果的な	0			
	管理サービス	ルコール・ギャン	治療方法の発見に資する調査				
	機構	ブル等) の治療を					
	(NAMS)	担当する、精神衛	• ギャンブル依存症者に対する				\circ
		生診療研究所153	治療・相談				
		所管の組織					
	⑥ チャンキ゛	臨床睡眠医学等	• ギャンブル依存症者に対する				0
	総合病院	154を専門とする、	治療				
	(CGH)	保健省所管の					
		国立病院					
	⑦内務省	国防・治安維持等	• カジノ規制機構の監督			\triangle	
	(MHA)	を担当する政府					
		機関					
	(8)カシ゛ノ	カジノ管理法に	• 問題ギャンブル全国協議会と			\triangle	
	規制機構	基づき、カジノに	連携しながら、問題ギャンブル				
	(CRA)	係る免許交付・監	の抑制及び社会的セーフガー				
		督・管理を担当す	ドの実施				
		る、内務省所管の					
		政府機関					
民	⑨タイ・フア・	タイ・フア・カン・	• 問題ギャンブル及び責任ある		0		
間	カン慈善団	モラル・ソサイエ	ギャンブルに係る研修の実施				
	体	ティ155の問題ギ	• 問題ギャンブルに係る公衆教				
			育及び啓発の実施				

 $^{^{153}}$ 精神衛生診療研究所は国民に対して、精神病に係る治療・リハビリ・カウンセリングを提供する、保健省所管の精神病院である。

¹⁵⁴ 具体的な専門分野は、臨床睡眠医学、乳癌、肝胆、血管手術、消化器病学、内分泌学、スポーツ薬学である。 ¹⁵⁵ タイ・フア・カン・モラル・ソサイエティは主に社会、健康、精神、家族、障がい者向けの地域集中型サービ スを提供する NPO 団体である。

組織	組織名称	組織内容	主な活動内容	活動区分148		8	
区分			(ギャンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
			活動)	研究	教育	抑止	相談
民	⑨タイ・フア・	ャンブルを扱う	• ギャンブル依存症者の家族か			Δ	
間	カン慈善団	部署	らの排除申請及び入場回数制				
	体		限申請の受領156				
			• ギャンブル依存症者及びその				\circ
			家族に対するカウンセリング				
			(債務カウンセリングを含む)				
	10ワンホーフ゜	, , , _ ,	• カウンセリング、サポート・グ				\circ
	センター	の影響を受ける	ループ・ミーティング157、教育				
		人たちに対する	の実施				
		希望・援助・治療					
		の提供を目的と					
		する NPO 団体					
	①シルハー	問題ギャンブル	• ファイナンシャル講座の提供				\circ
	ライニンク゛	教育、債務管理力	ギャンブルに係るリハビリサ				\circ
		ウンセリング、危	ービスの提供				
		機干渉を提供す	• 依存症者及びその家族に対す				
		る NPO 団体	るカウンセリング				
			• 自立プログラムの提供				
	12WE	依存症(薬物・ギ	• ギャンブル依存症者及びその				0
	CARE	ャンブル等)の治	家族に対するカウンセリング				
	地域サービス	療プログラムを	治療プログラムの提供				
		提供する団体					_
事	13カシ゛ノ	_	• カジノ管理法に基づく、入場制			0	
業	運営		限、広告制限、責任あるゲーミ				
者	事業者		ング・プログラム等の実施				

出所:各組織の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

٠

¹⁵⁶ 法規制から判断するに、ギャンブル依存症者の家族から排除申請及び入場回数制限申請を受領後、当該申請を問題ギャンブル全国協議会へ共有するものと考えられる。

¹⁵⁷ サポート・グループ・ミーティングとは、様々な参加者向けに週次で開催されるミーティングである。

ii. カジノ運営事業者の法規制に基づく取組

シンガポールでは、カジノ管理法等に基づき、カジノ運営事業者は以下のギャンブル依存症 対策を実施している。

シンガポールにおける法規制に基づく取組

			ファルバールにはが、引はが間に至って状態
			内容
入場	入場料	徴収	• シンガポールの内国人及び永住者よりカジノ施設への入場料を
制限			徴収(入場料は 24 時間パス(100SGD(8,500 円)/回)と
			年間パス(2,000SGD(170,000 円/年)の 2 種類)
	年齢制]限	• 21 歳未満の者のカジノ施設への入場を禁止
	排除	自己	• 問題ギャンブル全国協議会に入場排除申請をした者をカジノ施設
	プロ	排除	から排除
	グラ	家族	• 問題ギャンブル全国協議会に対して家族によって入場排除申請さ
	4	排除	れた者をカジノ施設から排除
		強制	• 以下の者をカジノ施設から排除
		排除	- カジノ運営事業者・カジノ規制機構・警察に指定された者
			- カジノ管理法が定める条件に該当する者(すなわち、生活保護受
			給者、債務未返済の破産者)
			- 問題ギャンブル全国協議会が特定の条件158に該当すると認定し、
			強制的に入場排除登録をした者
	入場自己		• 問題ギャンブル全国協議会に入場回数制限申請をした者に対し
	回数		て、申請入場回数分のみカジノ施設への入場を許可
	制限	家族	• 問題ギャンブル全国協議会に対して家族によって入場回数制限申
			請された者に対して、申請入場回数分のみカジノ施設への入場を
			許可
		強制	• 問題ギャンブル全国協議会が特定の条件に該当すると認定し、強
			制的に入場回数制限登録をした者に対して、登録入場回数分のみ
			カジノ施設への入場を許可
広告制	川限		• カジノに関する国内向けの広告・宣伝を禁止 ¹⁵⁹
金銭刀	手手段	の制限	・内国人に対する信用取引160を禁止161

¹⁵⁸ 特定の条件とは、問題のある信用記録を持つこと、ギャンブルによって金銭トラブルに陥る可能性があることである。

¹⁵⁹ 但し、カジノ規制機構の許可を得た場合、広告・宣伝活動が可能である。

¹⁶⁰ 信用取引とは、金銭・チップ以外での賭金の受入、金銭または金銭的価値を有する物の貸与、クレジットカード取引またはデビットカード取引による金銭・チップの供与、与信の付与が含まれる。

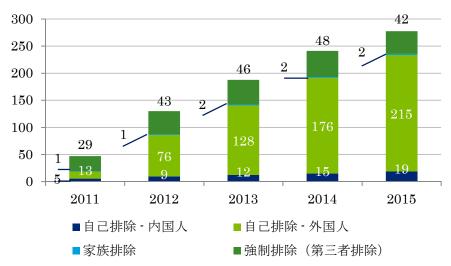
 $^{^{161}}$ 但し、内国人のうち、残高が 10 万 SGD(850 万円)を超えるデポジット口座を保有する者については、カジノ運営事業者は与信を提供できる。

	内容
金銭入手手段の制限	• カジノ施設内の ATM 設置を禁止
責任あるゲーミング	• 責任あるゲーミング・プログラム162を策定し、カジノ規制機構の
	承認を取得
	• 当該プログラムは年次で自ら評価し、報告書に取り纏め、カジノ
	規制機構に提出

出所:シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

排除プログラムの登録者数は年々増加しているが、これは主に自己排除プログラム登録者数の増加、特に外国人登録者の増加によるものであることが分かる。外国人による自己排除プログラム登録者数増加の理由としては、政府による外国人労働者受入推進を背景として企業による外国人労働者の雇用が増加しており、多くの企業が外国人労働者を雇用する際に自己排除申請を要請していることが考えられる。

シンガポールにおける排除プログラムの種類別登録者数推移(千人)



出所:シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

iii. カジノ運営事業者の自主的な取組例

シンガポールでは、責任あるゲーミング活動の一環として、カジノ運営事業者が顧客のために、カジノ施設内に責任あるゲーミングに係るパンフレット・看板等を設置しているほか、ギャンブル依存症の兆候を示す顧客の行為等を発見した場合、一定期間、顧客をカジノから排除することとしている。また、責任あるゲーミング・アンバサダーを配置し、ギャンブル依存症

¹⁶² 責任あるゲーミング・プログラムとして、カジノ運営事業者の従業員に対する責任あるゲーミングの研修・教育、顧客自らカジノ利用上限金額を設定できる自己上限設定プログラムの提供、上級管理職から成る責任あるゲーミング委員会の設置及び責任あるゲーミング・プログラムの策定・評価等がある。

の兆候がある顧客に対して、助言・支援を行っている。さらに、ギャンブル依存症の専門家から成る責任あるゲーミング諮問委員会を設置し、責任あるゲーミング戦略の改善を実施している。

iv. ギャンブル依存症に係る治療・相談

依存症管理サービス機構の治療・相談に係る活動

		以行近官 生り一て ^ 機構の石窟・相談に深る石野		
		内容		
組織概要		• 2008 年、物質的依存症(アルコール・薬物等)と行動的依存症(ギ		
		ャンブル・サイバー等)の治療機関として、保健省の出資によって		
		設立		
運営	人員体制	• 70 名(医師・心理学専門家・看護師・カウンセラー・ソーシャルワ		
体制		ーカー等)		
	財源	(不明)		
活動内容		• ギャンブル依存症者のためのギャンブル依存症マネジメントプロ		
		グラム「教育によるギャンブル依存症マネジメント」を提供		
		- 無料のカウンセリング及びグループセラピー・サービスを提供		
		- ギャンブル依存症、資金管理方法、再発防止方法、ギャンブル衝動、		
		家族問題の向き合い方等を指導		
		• ギャンブル依存症者の家族のためのギャンブル依存症マネジメン		
		トプログラム「問題ギャンブルの教育・啓発を通じた家族の修復」		
		を提供		
		• 問題ギャンブル全国協議会と共同で電話によるヘルプラインサー		
		ビス(24 時間・365 日)を提供(年間平均相談件数 20,000-22,000 件)		

出所:依存症管理サービス機構の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

タイ・フア・カン慈善団体の治療・相談に係る活動

	内容
組織概要	• 1978 年、社会・健康・教育・家庭・障害等に関する地域サービス提
	供を目的として、親団体であるタイ・フア・カン道徳教会が発足
	• 2006 年、上記の親団体がギャンブル依存症のカウンセリング等を
	開始
	• 2011 年、タイ・フア・カン慈善団体が発足

		内容
組織概要		• 2013 年、ギャンブル依存症を専門的に取扱う「タイ・フア・カン問
		題ギャンブル回復センター」を設立
運営	人員体制	• 1,500 名(なお、タイ・フア・カン問題ギャンブル回復センターは
体制		8 名体制)
	財源	• 問題ギャンブル全国協議会からの、カウンセリング等の実績に応じ
		た活動資金援助
活動内容		• 認知行動療法に基づくカウンセリングを実施

出所:タイ・フア・カン慈善団体の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(イ) ネバダ州

- I. ギャンブル依存症の現状
- i. ギャンブル依存症の有病率

ネバダ州では、ギャンブル依存症の有病者数・有病率は 2002 年時点で 95,100 人 (うち病的 ギャンブラー52,000 人、問題ギャンブラー43,100 人)、6.4%であった。

また、調査基準は不明であるが、2009年の有病者数は 58,500人(病的ギャンブラー19,500人、問題ギャンブラー39,000人)、2012年の有病者数・有病率は 56,315人、2.7%であった。

ii. 有病率の調査方法

上記 i の有病率に係る調査基準・対象・方法は以下のとおりである。但し、ネバダ州の場合、2002 年の調査は下記基準等に基づき実施されたが、2009 年・2012 年の調査は基準等が不明である。

ネバダ州におけるギャンブル依存症有病率の調査基準・対象・方法(2002年)

	内容				
調査基準	• SOGS (South Oaks Gambling Screen の略)				
	- サウスオークス財団が作成した、ギャンブル依存症の評価基準				
	- 20 の質問項目(20 点満点)に対する回答得点によって評価				
	◆ 病的ギャンブル:回答得点が 5 点以上の場合				
	◆ 問題ギャンブル:回答得点が3-4点の場合				
調査対象	• ネバダ州の一部世帯(2,200 世帯)の中から、回答者として適切な成人を 1				
	人ずつ抽出。さらにその中から、無作為に 733 人を調査対象として抽出				
調査方法	• 電話インタビュー				

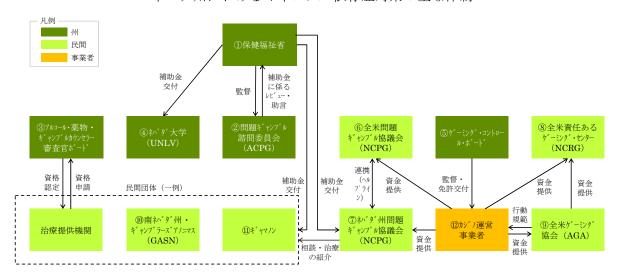
出所:ネバダ州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

II. ギャンブル依存症の対策

ネバダ州では、カジノ産業の健全性維持のため遵守すべき最低限の規制を整えながらも、カジノ産業成長のため事業者間の自由競争を重視する政策を採用している。そのため、入場料制度や自己排除プログラム等の需要抑止に繋がる法規制はあまり導入されていない。以上の背景から、行政による徹底した法規制ではなく、カジノ運営事業者による責任あるゲーミング活動、カジノ運営事業者より支援を受けた民間団体による取組がギャンブル依存症対策の活動の中心となっている。

i. ギャンブル依存症対策の体制

ネバダ州におけるギャンブル依存症対策の主な体制は以下のとおりである。



ネバダ州におけるギャンブル依存症対策の主な体制

出所:各組織の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ギャンブル依存症対策に関わる各組織の主な活動内容は以下のとおりである。

ネバダ州におけるギャンブル依存症対策に関わる各組織の主な活動内容

組織	組織名称	組織内容	É	こと とな活動内容		活動	区分	
区分			(ギャンフ	がル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
				活動)	研究	教育	抑止	相談
州	①保健	州民の健康の促進	・ギャンブ	ル依存症の予防・治療			Δ	\triangle
	福祉省	を担当する行政機	のための	補助金配分を実施				
		関						
	②問題ギャ	ネバダ州法 458 章	• 保健福	• 地域コミュニティ	0			
	ンブル諮問	A に基づき設置さ	祉省に	のニーズ把握の支				
	委員会	れ、民間企業・団体	対する	援				
	(ACPG)	より選出される 9	支援	• 問題ギャンブルの			\triangle	\triangle
		名の専門家から成		防止・治療に係る補				
		る、保健福祉省の諮		助金プログラムの				
		問委員会		優先順位付けの支				
				援				
				• 補助金申請に係る				
				レビュー及び助言				
	37NI-N ·	ネバダ州法 641 章	問題ギャ	ンブルカウンセラー				\triangle
	薬物・ギャン	Cに基づき、ネバダ	(公認問	題ギャンブルカウン				
	フ゛ルカウンセラー	州におけるアルコ	セラー等))に係るライセンスの				
	審査官ボー	ール飲料・薬物・ギ	交付また	は剥奪				
	\ *	ャンブル等のカウ						
		ンセラー資格の許						
		認可を担当する行						
		政機関						
	④ネバダ大	ネバダ州法 396 章	・ラスベガ	ス校の精神医学クリ				\circ
	学	に基づき設立され	ニックに:	おいて治療の実施				
	(UNLV)	た、ネバダ州立大学	・ギャンブ	ル依存症者に対する				
			治療プロ	グラムの実施				
	⑤ケ゛ーミン	ネバダ州法 463 章	• カジノ運	営事業者に対する入			\triangle	
	グ・コントロー	に基づき、ネバダ州	場料徴収	の許可、本コミッショ				
	ル・ホ゛ート゛、	のゲーミング産業	ンが指定	する者の排除等の実				
	ケ゛ーミンク゛・コ	を監督・規制する行	施					
	ントロール・コミッ	政機関						
	ション							

組織	組織名称	組織内容	主な活動内容		活動	区分	
区分			(ギャンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
			活動)	研究	教育	抑止	相談
民	⑥全米問	全米のギャンブル	• 問題ギャンブルの治療・研究に	0			
間	題ギャンブル	依存症者及びその	関する情報提供				
	協議会	家族を支援する	全米問題ギャンブル・カンファ		0		
	(NCPG)	NPO 団体	レンスの開催				
			• 全米問題ギャンブル啓発月間				
			の実施				
			• 連邦・州等に対する問題ギャン				
			ブルに係る教育				
			• 全米共通の問題ギャンブルへ				\circ
			ルプラインの運営163				
			全米公認ギャンブルカウンセ				\triangle
			ラー(NCGC)の免許交付				
			• 全米におけるギャンブルカウ				
			ンセラー及び治療機関の紹介				
	⑦祢ダ州	ネバダ州において	• ギャンブルに係る問題の認知		0		
	問題ギャン	問題ギャンブルに	向上				
	ブル協議会	係る認知向上、教育	• 雇用主に対して(職場環境問題				
	(NCPG)	推進、治療品質向上	としての) 問題ギャンブルに関				
		を目的とする、	する情報提供				
		NPO 団体	• 早期介入の機会向上を目的と				
			した専門家の教育				
			• 未成年者のギャンブル及び問			0	
			題ギャンブルの低減及び防止				
			• 問題ギャンブルの予兆に対す			0	\triangle
			る警告、早期発見や介入の推進				
			• 全米共通の問題ギャンブルへ				0
			ルプラインの運営				
			• ネバダ州公認問題ギャンブル				
			カウンセラー等による支援				

 $^{^{163}}$ 全米問題ギャンブル協議会が各地域の問題ギャンブル協議会(ネバダ州問題ギャンブル協議会を含む)と共同でヘルプラインを運営している。

組織	組織名称	組織内容	主な活動内容		活動区分		
区分			(ギャンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
			活動)	研究	教育	抑止	相談
民	⑧全米責	ギャンブル依存症	• ギャンブル依存症の理解促進、	Δ	Δ		
間	任あるゲー	者及びその家族の	効果的な治療方法の発見に資				
	ミンク゛センター	救済を目的とする	する調査・研究への資金提供164				
	(NCRG)	機関					
	⑨全米ゲー	ゲーミング産業の	• 協会会員企業向けの行動規範			Δ	
	ミング協会	業界団体	の整備				
	(AGA)						
	⑩南ネバダ	ギャンブル依存症	• ギャンブル依存症者が互いの				0
	州・ギャンブ	者のための自助団	経験・希望等を共有する場の提				
	ラース゛アノニマス	体	供(共通の問題の解決及びギャ				
	(GASN)		ンブル依存症からの回復を目				
			的とする)				
	①ギャマノン	ギャンブル依存症	• ギャンブル依存症者の家族・友				0
		者の関係者のため	人の自己回復支援				
		の自助団体					
事	①カシ゛/	_	• ネバダ州法等に基づく、広告制			0	
業	運営		限等の実施				
者	事業者		• 従業員に対する責任あるゲー				
			ミング教育の実施				
			• ギャンブル依存症対策に関わ				Δ
			る団体に対する資金提供				

出所:各組織の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ii. カジノ運営事業者の法規制に基づく取組

ネバダ州では、ネバダ州法等に基づき、カジノ運営事業者は以下のギャンブル依存症対策を 実施している。なお、他の国・地域と比較して、法令等で詳細なルールを規定するのではなく、 カジノ運営事業者等による自主的な取組に委ねている傾向がある。

-

¹⁶⁴ エール大学、シカゴ大学、マサチューセッツ総合病院等の調査・研究機関へ資金提供を行っている。

ネバダ州における法規制に基づく取組

		内容		
入場料	徴収	• 原則的に入場料を徴収しないが、ゲーミング・コントロール・		
		ボード議長より許可を得た場合、入場料を徴収可能		
排除	自己	(法規制は確認できなかったが、自主的な取組165はあり)		
プロ	排除			
グラ	強制	• ゲーミング・コントロール・コミッションが指定する者166を		
4	排除	排除		
		• 品位・尊厳・誠実性を損ない、人に不快感を与える広告及び広		
		報活動を禁止		
		• 虚偽又は重大な誤解を招くような広告も禁止		
(手手段の	制限	• 顧客自らが与信付与及び小切手の換金を制限できるプログラ		
		ムを整備		
従業員教	育	• カジノ顧客と直接接する全従業員に対して、ギャンブル依存症		
0		に係る研修を実施		
広報・啓	発	• カジノエリア・ケージエリア及びその近辺、現金自動預入支払		
		機(ATM 等)及びその近辺等の人目のつく場所に、問題ギャン		
		ブルの症状及び全米問題ギャンブル協議会の電話番号を		
		記載		
	排 プ グ ム 手 美員	プロ がラ 強制 ム 排除		

出所:ネバダ州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

iii. カジノ運営事業者の自主的な取組例

ネバダ州では、一部のカジノ運営事業者がカジノ施設内で、顧客に対して責任あるゲーミングに係る資料・看板を設置している。また、従業員に対する責任あるゲーミング研修を実施しているほか、顧客に対して自己アクセス制限プログラム¹⁶⁷を提供している。さらに、全米ゲーミング協会が策定している責任あるゲーミング行動規範を遵守している。

iv. ギャンブル依存症に係る治療・相談

ネバダ州の治療・相談に係る取組例として、ネバダ大学とネバダ州問題ギャンブル協議会の 事例を取り上げる。

¹⁶⁵ ネバダ州の一部のカジノ運営事業者は自主的な取組として、自己排除プログラムを設置している。カジノ運営事業者が顧客の申請により排除者リストに登録することによって、顧客はカジノ運営事業者が運営している全ての施設から排除される。

¹⁶⁶ 具体的には、ネバダ州の州益及びネバダ州の合法ギャンブルの利権に悪影響を及ぼす者である。

¹⁶⁷ 自己アクセス制限プログラムとは、顧客が自ら、カジノ施設からのプロモーションメールの受信制限、与信サービスの制限を設定できるプログラムである。

ネバダ大学の治療・相談に係る活動

		内容
組織概要		• ネバダ大学では、教育学部・心理学部の教員・学生向けに、メンタル
		ヘルス等に関する教育・研修・研究を目的としたクリニックを設置
		• 当該クリニックでは、ギャンブル依存症者のための問題ギャンブル治
		療プログラムを実施
運営	人員	• ネバダ大学の教育学部・心理学部の修士・博士課程に所属する学生
体制	体制	• 教育学部・心理学部に所属する教授と連携あり
	財源	• 患者等からの診療報酬
活動内容		• 主にネバダ大学の修士・博士課程に所属する学生による治療・相談を
		実施
		• ネバダ大学ラスベガス校の教育・臨床学教授兼公認問題ギャンブルカ
		ウンセラーのシダ教授による治療を実施

出所:ネバダ大学の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ネバダ州問題ギャンブル協議会の治療・相談に係る活動

		内容
組織概要		• ネバダ州における問題ギャンブルに係る認知向上、教育推進、治療品
		質向上を目的として、1984 年に設立された NPO 団体
運営 人員 • 役員 ¹⁶⁸ 10 名、事務員 4 名		• 役員 ¹⁶⁸ 10 名、事務員 4 名
体制	体制	• アドバイザー ¹⁶⁹ 12 名
	財源	• 州政府からの補助金及び民間企業からの資金170 (年間予算額は約 50
		万 USD(60.5 百万円))
		• 企業・個人会員からの会費
活動内容		• 全米問題ギャンブル協議会と共同して、全米共通の 24 時間対応ヘルプラ
		インを設置・運営(相談件数:2012 年 313, 389 件、2013 年 293, 702 件)
		• ネバダ州におけるギャンブル依存症の治療機関・自助団体に係るデー
		タベース(所在地等)を公開し、最寄りの治療機関等の検索サービス
		を提供

出所:ネバダ州問題ギャンブル協議会の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

 $^{^{168}}$ 役員は会員企業からの出向者等から構成される。なお、 2016 年 3 月時点で会員企業は 20 社であり、創設会員企業は、ボイド・ゲーミング、シーザーズ・エンターテインメント、 10 MGM インターナショナル、トロピカーナ・エンターテインメントの 4 社である。

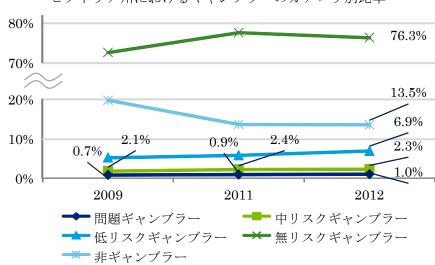
¹⁶⁹ アドバイザーは、カジノ運営事業者 (MGM インターナショナル、シーザーズ・エンターテインメント等)、大 学教授等から構成されている。

¹⁷⁰ 民間企業からの資金は、企業研修に係る講師派遣料及び民間企業からの寄付である。

(ウ) ビクトリア州

- I. ギャンブル依存症の現状
- i. ギャンブル依存症の有病率

ビクトリア州では、問題ギャンブラー及び中リスクギャンブラーは 2009 年から 2012 年に かけて概ね横ばいで推移しており、2012年時点でそれぞれ1.0%・2.3%であった。



ビクトリア州におけるギャンブラーのカテゴリ別比率

出所:ビクトリア州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

有病率の調査方法 ii.

上記 i の有病率に係る調査基準・対象・方法は以下のとおりである。

t	ごクトリア州におけるギャンブル依存症有病率の調査基準・対象・方法
	内容
調査基準	• PGSI(Problem Gambling Severity Index の略)
	- CPGI ¹⁷¹ (The Canadian Problem Gambling Index)のうち、問題ギャンブ
	ルリスクを評価する基準
	-9の質問項目(27点満点)に対する回答得点によって評価
	◆ 問題ギャンブラー:回答得点が8点以上の場合
	◆ 中リスクギャンブラー:回答得点が3-7点の場合
	◆ 低リスクギャンブラー:回答得点が 1-2 点の場合
	◆ 無リスクギャンブラー:回答得点が0点の場合
·	

¹⁷¹ CPGI はカナダ薬物乱用センターが作成した、ギャンブル行動の評価基準である。

	内容
調査基準	◆ 非ギャンブラー:過去1年以内にギャンブルをしていない場合
調査対象	• 3 段階の調査(Wave1-3)を年次で実施
	- Wave1:1 年目に 15,000 人を対象として実施
	-Wave2-3:2-3 年目に調査協力の承諾を得られた対象のみに対して実施
	(Wave2:5,003人、Wave3:5,620人)
調査方法	• CATI (Computer Aided Telephone Interviewing)

出所: ビクトリア州政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

II. ギャンブル依存症の対策

ビクトリア州では、従来一部の州政府組織が担ってきたギャンブル依存症問題に対して、包括的に対処することを目的として、2012 年に州政府の出資によりビクトリア州責任あるギャンブル財団を設立している。現在はビクトリア州責任あるギャンブル財団が、包括的かつ具体的な施策を遂行している。

i. ギャンブル依存症対策の体制

ビクトリア州におけるギャンブル依存症対策の主な体制は以下のとおりである。

州 政策 監督 監督 監督 監督 ③大臣の責任ある ゛ャンブル諮問委員会 派遣、 交付 民間団体 (一例) 補助金交付 補助金交付 人材派遣 監督 入場制限者取締 提供 ⑧キ゛ャンフ゛ラース゛・ヘルフ。 ⑩カジノ運営事業者 及び薬物センター 調査・処置センター 運営 ⑦ギャンブリング ヘルプ・オンライン

ビクトリア州におけるギャンブル依存症対策の主な体制

出所:各組織の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ギャンブル依存症対策に関わる各組織の主な活動内容は以下のとおりである。

ビクトリア州におけるギャンブル依存症対策に関わる各組織の主な活動内容

組織	組織名称	組織内容	ノル似仔症対束に関わる合組織の3 主な活動内容	3 011	活動		
区分			(ギャンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
			活動)	研究	教育	抑止	相談
州	 司法・ 	ビクトリア州の司法	ビクトリア州ギャンブル・アル		Δ	Δ	Δ
	法規省	制度を担当する行政	コール規制委員会、ビクトリア				
		機関	州責任あるギャンブル財団の				
			監督				
	②ビクトリア	2011年ビクトリア州	ビクトリア州責任あるギャン		0		
	州キ゛ャンフ゛	ギャンブル・アルコ	ブル財団と連携しながら、地				
	ル・アルコール規	ール規制委員会法に	域・産業を跨ぎ責任あるギャン				
	制委員会	基づき設置され、ギ	ブルに関する情報共有の実施				
	(VCGLR)	ャンブル及びアルコ	ギャンブル産業の規制			^	
		ールの規制を担当す	・キャンプル産業の規制			\triangle	
		る、司法・法規省所管					
		の行政機関					
	③大臣の	2003 年ギャンブル	• ゲーミング大臣に対して、責任	Δ			
	責任ある	規制法に基づき設置	あるギャンブルの政策・研究に				
	キ゛ャンフ゛ル諮	され、行政・民間から	関する助言の提供				
	問委員会	選出される 21 名の					
		専門家から成る、司					
		法・法規省所管の諮					
		問機関					
	④ビクトリア	2011年ビクトリア州	• 節度あるギャンブルの推進を		0		
	州責任あ	責任あるギャンブリ	目的とした、地域コミュニティ				
	るギャンブル	ング財団法に基づ	教育				
	財 団	き、ギャンブル依存					
	(VRGF)	症者及びその家族・					
		友人の支援を行う、	ギャンブラーズ・ヘルプに対す				\triangle
		司法・法規省の消費	る資金提供				
		者問題大臣所管の行	• ギャンブル及びギャンブル依				
		政機関	存症の研究機関に対する補助				
			金プログラムの実施				

組織	組織名称	組織内容	主な活動内容		活動	区分	
区分			(ギャンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
			活動)	研究	教育	抑止	相談
州	⑤保健・	ビクトリア州の健	• ギャンブル運営事業者からの				Δ
	福祉省	康・精神医療等を所	納付金の一部を、政府指定の機				
		管する行政機関	関(人命救助・健康推進・悪臭				
			防止等を目的とする機関)へ補				
			助金として交付				
民	⑥ターニンク゛	アルコール・薬物・ギ	• ギャンブル依存者及びその家				0
間	ポイント・アル	ャンブルに係る治	族に対するカウンセリング及				
	コール及び	療・研究・教育を実施	び助言等の提供(電話・オンラ				
	薬物センター	するクリニック	イン)				
	⑦ギャンブリ	連邦・州の政府機関	• ウェブコンテンツ、自己支援に			0	0
	ンク゛・ヘル	等からの資金援助を	係る情報の提供				
	プ・オンライン	受け、ギャンブル依	• 24 時間のカウンセリングサー				0
		存症者を支援する団	ビス(オンライン・電話・対面)				
		体	の提供				
			• 問題ギャンブルカウンセラー				
			(専門家) によるサービス提供				
	⑧ギャンブラ	ギャンブル依存症者	• ギャンブル依存症者及びその				0
	ース゛・ヘルフ゜	及びその家族の支援	家族に対する情報、助言及びカ				
		を実施する団体	ウンセリングの提供				
	9 モナシュ	モナシュ大学及びメ	• 問題ギャンブルに係る効果的	0			
	大学問題	ルボルン大学が共同	な治療プログラム開発につな				
	キ゛ャンフ゛ル	で運営する、問題ギ	がる研究				
	調査・処置	ャンブルの研究セン					
	センター	ター					
事	10カシ゛ノ	_	• カジノ管理法に基づく、入場制			0	
業	運営		限、広告制限、責任あるゲーミ				
者	事業者		ング活動等の実施				
			• 責任あるゲーミングセンター				0
			で顧客の相談				

出所:各組織の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ii. カジノ運営事業者の法規制に基づく取組

ビクトリア州では、カジノ管理法等に基づき、カジノ運営事業者は以下のギャンブル依存症 対策を実施している。

ビクトリア州における法規制に基づく取組

			内容
入場 年齢制限		限	• 18 歳未満の者によるカジノ施設への入場を禁止
制限	排除	自己	• ビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会またはカジノ運
	プロ	排除	営事業者へ入場排除申請をした者をカジノ施設から排除
	グラ	強制	• ビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会、カジノ運営事業者、
	4	排除	カジノ責任者、警察によって指定された者をカジノ施設から排除
広告制	広告制限		• カジノ施設への入場を制限されている者に対して、故意にカジノ関
			連の広告・宣伝資料を送付・案内することを禁止
金銭入	、手手段	の制限	• 与信等の禁止172
			• カジノ施設内及びカジノ施設入り口から 50m 以内に ATM 設置す
			ることを禁止
責任あるゲーミング		あるゲーミング◆ カジノ運営事業者のライセンス取得条件として、ビクトリア州ギ	
			ンブル・アルコール規制委員会が認可する責任あるゲーミング行動
			規範173を整備する必要あり

出所:ビクトリア州政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

¹⁷² 具体的な与信対策として、金銭・チップ以外での賭金の受入禁止、金銭的価値を有する物の貸与禁止、クレジットカード取引・デビットカード取引による金銭・チップの供与禁止、与信の付与禁止、規制当局の許可の無い債務の免除・取消の禁止がある。

¹⁷³ 責任あるゲーミング行動規範には、責任あるゲーミングに係る情報提供、責任あるゲーミングに係る従業員教育、顧客によるカジノ利用金額上限設定等の内容を含める必要がある。

iii. カジノ運営事業者の自主的な取組例

クラウン・リゾーツは、責任あるゲーミングの一環として、ギャンブル問題に悩む顧客の支援を目的とする「責任あるゲーミングセンター」を設置しているほか、責任あるゲーミングを推進する役員から成る「責任あるゲーミング委員会」を組織している。また、責任あるゲーミングの推進を目的として従業員研修を実施している。さらに、州政府主催の節度あるギャンブルを推進する取組である責任ギャンブリング認知週間に参加している。

iv. ギャンブル依存症に係る治療・相談

ビクトリア州の治療・相談に係る取組例として、ビクトリア州責任あるギャンブル財団とターニングポイント・アルコール及び薬物センターの事例を取り上げる。

ビクトリア州責任あるギャンブル財団の治療・相談に係る活動

		内容
組織概要		• 2012 年、「2011 年ビクトリア州責任あるギャンブリング財団法」に
7年成成人		基づき、ギャンブル依存症者及びその家族・友人の支援を目的とし
		て、独立した法定機関として設立
運営	人員体制	• 52 名 (うち 9 名は役員)
体制	財源	• 地域支援ファンドを通じた寄付金
活動内容		ギャンブラーズ・ヘルプに対する資金提供
		• ギャンブラーズ・ヘルプは、有資格カウンセラーによる対面・電話カ
		ウンセリングを実施
		- 対面カウンセリングとして、ビクトリア州の治療施設や福祉施設
		(ギャンブラーズ・ヘルプ加入)で無料のカウンセリングを実施し
		ているほか、ギャンブル問題及び財務に係るカウンセリングを実施
		(相談件数は、2013-14 年 22,322 件、2014-15 年 24,111 件)
		- 電話カウンセリングとして、毎日 24 時間の無料ヘルプラインを提
		供しているほか、若者向けヘルプラインも提供(相談件数は、2013-
		14年10,539件、2014-15年11,722件)

出所: ビクトリア州責任あるギャンブル財団の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ターニングポイント・アルコール及び薬物センターの治療・相談に係る活動

		内容
組織概要		19 19
組織恢安		• 1994 年、ビクトリア州のアルコール分野及び薬物分野における支援
		を目的として設立
		• 国際連合薬物犯罪事務所の国際薬物治療及びリハビリセンターの一
		つとして活動するほか、国際危害削減協会に加入
		• 連邦政府及び州政府等と共同で、ギャンブリング・ヘルプ・オンライ
		ンを運営
運営	人員体制	• 本センターの人員体制は不明
体制		• 本センターが運営するギャンブリング・ヘルプ・オンラインについ
		ては、ビクトリア州を含むオーストラリア全土のカウンセラーがサ
		ービス提供に参加している。
	財源	• 本センターの財源は不明
		• 本センターが運営するギャンブリング・ヘルプ・オンラインについて
		は、連邦・州の政府機関等からの資金によって運営費を賄っている。
活動内容		ギャンブリング・ヘルプ・オンラインの運営を通じて、ギャンブル依
		存症者及びその家族等に対するカウンセリング・サービス、支援サ
		ービスを提供
		- オンラインカウンセリング : チャット・e-mail によるカウンセリング
		- 電話サポート:キャンブル依存症者及びその家族・友人のための、
		週7日間・24時間体制の電話カウンセリング支援
		- 対面カウンセリング:ギャンブル依存症者及びそのパートナー・家
		族に対する対面カウンセリング・サービスの紹介
		-集団サポート:無料の集団サポート団体または自助団体の紹介

出所:ターニングポイント・アルコール及び薬物センターの公開情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(エ)マカオ

I. ギャンブル依存症の現状

返しており、2013年時点で2.8%となっている。

i. ギャンブル依存症の有病率 マカオでは、ギャンブル依存症の有病率は 2003 年から 2013 年にかけて上昇と下落を繰り

7% 6.0% 5.6%6% 4.5%5% 4.3% 4% 2.8%2.1% 3% 2% 1% 0.9% 0% 2003 2007 2012 2013 20082010

マカオにおけるギャンブル依存症の有病率

出所:マカオ大学の公開情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

→問題ギャンブル

━病的ギャンブル

ii. 有病率の調査方法

上記iの有病率に係る調査基準・対象・方法は以下のとおりである。

→ 全体

マカオにおけるギャンブル依存症有病率の調査基準・対象・方法

	1 8
	内容
調査基準	• DSM-IV(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders の略)
	- アメリカ精神医学会が作成した、精神障害の診断基準
	- 10 の質問項目に対する該当項目数によって判断
	◆ 病的ギャンブル:5項目以上に該当する場合
	◆ 問題ギャンブル: (確認できなかった)
調査対象	• 15 歳から 64 歳までのマカオ居住者から、下記人数を調査対象として無作為に
	抽出
	- 2003 年:1,121 人、2007 年:1,963 人、2008 年:2,088 人、2010 年:2,011
	人、2012 年:2,289 人、2013 年:2,158 人
調査方法	• 電話インタビュー

出所:マカオ大学の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

II. ギャンブル依存症の対策

マカオでは、2001年にカジノ運営権が開放され、急激にカジノ産業が拡大してから、ギャンブル依存症対策が本格的に開始された。

2003 年、マカオ大学が「マカオ居住者のギャンブル参加調査」を発表したことを契機として、社会工作局はギャンブル依存症に関する国内外の調査・研究を行い、2005 年、ギャンブル

依存症の専門機関として、「志毅軒(チーイーシェン)」ギャンブル依存症対策センターを設立 した。

さらに、2007 年、経済財政省は、健全なギャンブルの持続的維持及びギャンブル依存症予防を目的として、マカオ大学の研究所に対してギャンブル問題に関する研究を委託した。同研究所がオーストラリア・アメリカ等のギャンブル依存症予防事例をもとに作成した報告書を踏まえ、2009 年よりマカオ行政府は本格的に責任あるゲーミング活動を開始した。その一環として、マカオ博彩監察協調局・社会工作局・マカオ大学の三者は連携しながら、責任あるゲーミング週間と題し、ギャンブル依存症に関するリスク等を市民及びゲーミング産業に従事する従業員に啓発する活動を行っている。

また、2012 年にはマカオ博彩監察協調局は、カジノ運営事業者の不当な運営によるギャンブル依存症リスクの低減を目的として、責任あるゲーミング推進施策を開始している。

i. ギャンブル依存症対策の体制

マカオにおけるギャンブル依存症対策の主な体制は以下のとおりである。

凡例 行政府 民間 事業者 監督 監督 連携(責任 ①マカオ博彩 監察協調局 (DICJ) グ活動))マカオ大学 (UMAC) ②社会工作局 (IAS) 連携(責任あるゲーミング活動) 相談・治療 排除者の 監督 監督 の紹介 通知 連携 (ヘルプ ライン 相談・治療 ⑨カジノ運営事業者 の紹介 相談・治療の紹介 ↓相談・治療の紹介 民間団体 (一部) 治療センター (一部) 予防センター(一部) ⑧マカオ責任賭彩 ⑦マカオ中華 ⑤聖公会マカオ ⑥マカオ工業福音 社会センター 団体 協会 新青年協会

マカオにおけるギャンブル依存症対策の主な体制

*1 サンズ・マカオについては、治療センター及び予防センターに対する資金提供を行っている。

出所:各組織の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ギャンブル依存症対策に関わる各組織の主な活動内容は以下のとおりである。

マカオにおけるギャンブル依存症対策に関わる各組織の主な活動内容

組織	組織名称	組織内容	主な活動内容		活動	区分	
区分			(ギャンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
			活動)	研究	教育	抑止	相談
行	①マカオ博彩	第 34/2003 号行政	• 責任あるゲーミング活動の推	0	0		
政	監察協調		進・啓発・研究174				
府	局(DICJ)	ノに係る法規制や	• 第 10/2012 号法律に基づく、入			Δ	
		カジノ運営事業者	場制限、排除プログラム等の監				
		の監督等を担当す	督				
		る、経済財政省所管 の行政機関	• ギャンブル依存症者に対する			\triangle	\triangle
			治療・予防センターの紹介				
	②社会工	社会的サービス175	• 責任あるゲーミング活動の推	0	0		
	作局(IAS)	の提供を担当する、	進・啓発・研究				
		社会文化省所管の	• ヘルプラインの運用(民間団体				0
		行政機関	と連携)				
			• ギャンブル依存症者の家族や				0
		者及びその家族に					
	ン)」ギャンブ						
	ル依存症対		W 14 14 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12				0
	策センター	所管の行政機関	家族に対する相談(対面・電話)				
			ギャンブル依存症者及びその 家族に対する、(ギャンブル問				
			題に起因する)財務問題に関す				
			る助言				
	④マカオ大学	マカオの公立大学	マカオ住民のギャンブル参加	0			
	(UMAC)		に係る研究・調査				
			• 責任あるゲーミング活動の推	0	0		
			進・啓発・研究				

¹⁷⁴ マカオ博彩監察協調局・社会工作局・マカオ大学の3者共同で実施している。

 $^{^{175}}$ 社会的サービスには、社会援助、家庭・コミュニティサービス、児童・青少年サービス、薬物依存症の治療・予防、問題ギャンブル等が含まれる。

組織	組織名称	組織内容	主な活動内容		活動	区分	
区分			(ギャンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
			活動)	研究	教育	抑止	相談
民	⑤聖公会	マカオ居住者に対	• ギャンブル依存症者及びその				\circ
間	マカオ社会	して社会的サービ	家族に対する相談・カウンセリ				
	センター	ス (ギャンブル問題	ング				
		に係る指導等) を提	• 社会工作局と共同で、問題ギャ				
		供する民間団体	ンブルのヘルプライン(24 時				
			間)の運用				
	⑥マカオ工業	ギャンブル依存症	• 問題ギャンブルに係るセルフ			0	
	福音	者及びその家族の	チェックテスト(ウェブで実施				
	団体	支援を目的とする、	可)の提供				
		キリスト教の公益	• ギャンブル依存症に係る予防				
		法人	活動の実施				
			• ギャンブル依存症者に対する				\circ
			相談(対面・電話)				
	⑦マカオ中華	青少年支援を通し	• ギャンブル依存症予防に関す			\triangle	\triangle
	新青年	て、よりよい未来の	る最新情報の紹介				
	協会	創造を目的とする	• ギャンブル依存症の治療セン				
		NPO 団体	ターの見学				
	⑧マカオ責任	主に責任あるゲー	• 責任あるゲーミングに係る教		0		
	博彩協会	ミングの啓発・推進	育・推進活動の実施				
		を目的とする NPO	• ギャンブル産業従事者の健康				
		団体	な生活の促進				
事	⑨ カシ゛ノ	_	• 第 10/2012 号法律に基づく、			0	
業	運営		入場制限、排除プログラム等				
者	事業者		の実施				
			責任あるゲーミング活動の				
			実施(従業員に対するギャン				
			ブル依存症の教育等)				

出所:各組織の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ii. カジノ運営事業者の法規制に基づく取組

マカオでは、第 10/2012 号法律等に基づき、カジノ運営事業者は以下のギャンブル依存症対策を実施している。

マカオにおける法規制に基づく取組

	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
			内容				
入場	年齢制限		• 21 歳未満の入場を禁止				
制限	排除	自己	• マカオ博彩監察協調局へ入場排除申請した顧客をカジノ施設から排				
	プロ	排除	除(2015 年の本プログラム登録者数は 328 名)				
	グラ 家族		• 配偶者または親等二等親までの親族によって監察協調局へ入場排除				
	ム排除		申請された顧客をカジノ施設から排除(2015年の本プログラム登録				
			者数は 27 名)				
広告制限			• カジノを主体とする広告・宣伝を禁止				

出所:マカオ政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

iii. カジノ運営事業者の自主的な取組例

マカオでは、一部のカジノ運営事業者が、従業員に対して責任あるゲーミングに係る研修を 定期的に実施しているほか、カジノ施設内で責任あるゲーミングに係る情報提供を行っている。 また、マカオ政府主催の責任あるゲーミング週間¹⁷⁶に参加している。

なお、マカオ博彩監察協調局は 2012 年、ギャンブルによる弊害(ギャンブル依存症等)の 軽減を目的として「責任あるゲーミング推進施策」を策定しており、カジノ運営事業者に対し て、以下の取組の実施を呼びかけている。

- カジノ運営事業者の従業員に対する、問題ギャンブル及び責任あるゲーミングに係る研修
- 顧客に対する、責任あるゲーミングに関する情報提供
- カジノへ誘導する宣伝及び虚偽の宣伝の禁止
- 21 歳未満の者に対する、ギャンブル活動に係る宣伝の禁止
- 排除プログラムの申請希望者に対する、申請書の提供
- 排除プログラムの適用期間中の者に対する、宣伝の禁止

iv. ギャンブル依存症に係る治療・相談

マカオの治療・相談に係る取組例として、「志毅軒」ギャンブル依存症対策センターの事例を 取り上げる。

^{176 「}責任あるゲーミング週間」は、マカオ博彩監察協調局・社会工作局・マカオ大学の三者が主催する、ギャンブル依存症に関するリスク等を市民及びゲーミング産業に従事する従業員に啓発する活動である。

「志毅軒」ギャンブル依存症対策センターの治療・相談に係る活動

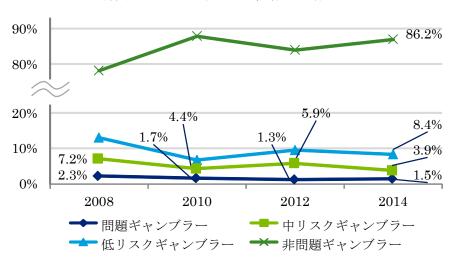
	·= ·***********************************			
		内容		
組織概要		• ギャンブル依存症者及びその家族に対する指導等を実施する、社会		
		工作局所管の行政機関		
運営体制	人員体制	(不明)		
	財源	(不明)		
活動内容		• ギャンブル依存症者及びその家族に対する対面指導		
		(2015年の対面面談件数は34件)		
		• ヘルプラインを通じて、問題ギャンブルに係る情報提供及び指導		
		(2015年の電話面談件数は 228件)		
		• ギャンブル依存症者及びその家族に対する、ギャンブル問題によっ		
		て発生した財務問題に関する助言		
		• ギャンブル依存症者の家族や青少年等に対する、問題ギャンブルの		
		啓発や予防教育		

出所:「志毅軒」ギャンブル依存症対策センターの公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(オ) 韓国

- I. ギャンブル依存症の現状
- i. ギャンブル依存症の有病率

韓国では、問題ギャンブラー及び中リスクギャンブラーの割合は 2008 年から 2014 年にかけて概ね横ばいであり、2014 年時点で合わせて 5.4%となっている。



韓国におけるギャンブル依存症の有病率

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ii. 有病率の調査方法

上記iの有病率に係る調査基準・対象・方法は以下のとおりである。

韓国におけるギャンブル依存症有病率の調査基準・対象・方法

	内容						
調査基準	• CPGI (The Canadian Problem Gambling Index の略)						
	- カナダ薬物乱用センターが作成した、ギャンブル行動の評価基準						
	- 9 の質問項目(27 点満点)に対する回答得点によって評点						
	◆ 問題ギャンブラー:回答得点が8点以上の場合						
	◆ 中リスクギャンブラー:回答得点が3-7点の場合						
	◆ 低リスクギャンブラー:回答得点が1-2点の場合						
	◆ 非問題ギャンブラー:回答得点が0点の場合						
調査対象	• 韓国の成人男女から、下記人数を調査対象として無作為に抽出。						
	- 2008年:1,000人、2010年:1,000人、2012年:3,100人、						
	2014年: 20,000人						
調査方法	(不明)						

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

II. ギャンブル依存症の対策

韓国では、内国人の利用が可能なカンウォンランドが開業した 2000 年頃から、カジノ産業におけるギャンブル依存症対策の検討が開始された。

カンウォンランド開業後、内国人のカジノ利用が増加し、内国人のギャンブル依存症者の増加が社会問題になった。これに対応すべく、2001年、株式会社カンウォンランドは、韓国ギャンブル予防治癒センターを設立し、ギャンブル依存症者に対する無料相談サービスを開始した。その後、予防・治療プログラムの開発・提供や調査研究等の機能が追加され、現在はカンウォンランド依存症管理センターとして運営されている。

一方、2006 年、射幸産業統合監督委員会法が制定され、文化体育観光部による所管の下、射幸産業統合監督委員会が設立された。当該委員会は韓国のギャンブル産業全体の健全化の推進を目的としており、ギャンブル産業の過度な拡散防止及び社会的コスト低減のため、売上上限設定等の総量規制を導入している。

また、2013 年、ギャンブル問題管理センターがギャンブル依存の無い健全な産業の実現を 目的として設立されており、ギャンブル依存症の治療・予防活動や調査・研究活動を実施して いる。なお、センターの運営費は各ギャンブル産業の売上の一部から拠出されている。

i. ギャンブル依存症対策の体制

韓国におけるギャンブル依存症対策の主な体制は以下のとおりである。

凡例 玉 文化体育観光部 民間 事業者 ライセンス 監督 付与 ①射幸産業統合 監督委員会 (NGCC) 売上規制 監督 運営費 ④カンウォン・ラント゛ 運営*1 拠出 ⑦カジノ運営事業者 依存症管理センター (KCGP)(KLACC) 相談・治療 の紹介 設立 設立 民間団体 (一部) ⑤生命愛協議体 ⑥韓国ギャンブラーズアノニマス

韓国におけるギャンブル依存症対策の主な体制

*1ここで言う「運営」は、カンウォンランドのみに該当する

出所:各組織の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ギャンブル依存症対策に関わる各組織の主な活動内容は以下のとおりである。

韓国におけるギャンブル依存症対策に関わる各組織の主な活動内容

組織	組織名称	組織内容	主な活動内容		活動	区分	
区分			(ギャンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
			活動)	研究	教育	抑止	相談
国	① 射 幸	射幸産業統合監督	• ギャンブル依存症に係る教育	0			
	産業統	委員会法に基づき、	プログラムの開発				
	合監督	15 名の委員から構	• 事業者による顧客の過度な射			0	
	委員会	成され、ギャンブル	幸心誘発防止のため調査・指				
	(NGCC)	産業の監督を担当	導・監督				
		する、国務総理所管	• ギャンブル依存症の予防・治癒			\triangle	\triangle
		の行政機関	対策の考案・施行				
	② キ゛ャン	射幸産業統合監督	• ギャンブル問題に関する研究	0			
	ブル問題	委員会法に基づき、	の推進				
	管理センタ	ギャンブル依存症	• リハビリサービス基準の開発				
	<u> </u>	及びギャンブル問	• ギャンブル依存症の予防宣伝			0	
	(KCGP)	題に苦しむ人たち	<u> </u>				0
		に対して治療・リハ	・ギャンブル依存症者及びその				
		ビリ等を提供する	家族に対する治療・リハビリサ				
		行政団体	ービス				
			 • ギャンブル依存症に係る専門				
			家の育成				
	③ キ ゙ ャ ン	ギャンブル問題管	• 地域別のギャンブル依存症防			0	0
	ブル問題	理センター	止・治療サービスの推進				
	管理	(KCGP)の支部	• 高リスク患者に対する早期発				0
	センター		見・処置				
	(KCGP)		• ギャンブル依存症に係るセラ				
	- 支部		ピー及び治療・リハビリプログ				
	センター		ラムの提供				
			• ギャンブル依存症者及びその				
			家族に対する治療サービスの				
			提供				
			• 法律・財務に関する教育・相談				

組織	組織名称	組織内容	主な活動内容	活動区分			
区分			(ギャンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
			活動)	研究	教育	抑止	相談
民	④カンウォン	株式会社カンウォ	• ギャンブル依存症に係る研究	0			
間	ラント゛依	ン・ランドが運営す	• ギャンブル依存症の予防活動			0	
	存症 管	る、ギャンブル依存	• カウンセリングの提供				0
	理センター	症対策専門機関(半	• 治療プログラムの提供				
	(KLAC	官半民)					
	C)						
	⑤ 生命	ギャンブル依存症	• 自殺予防、自殺懸念者の緊急支				0
	愛協議	者の自殺対策を目	援、ギャンブル依存症から回復				
	体	的として、複数の団	した者の職業訓練等を実施				
		体177によって設立					
		された機関					
	⑥ 韓 国	ギャンブル依存症	• ギャンブル依存症者が互いの				0
	キ゛ャンフ゛ラ	者のための自助団	経験・希望等を共有する場の提				
	ーアノニマス	体	供(共通の問題の解決及びギャ				
			ンブル依存症からの回復を目				
			的とする)				
事	⑦カシ゛ノ	_	• 観光振興法等に基づく、入場制			0	
業	運営		限、広告制限等の実施				
者	事業者		• カンウォンランド依存症管理				0
			センターの運営				

出所:各組織の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ii. カジノ運営事業者の法規制に基づく取組

韓国では、観光振興法等に基づき、カジノ運営事業者は以下のギャンブル依存症対策を実施 している。

¹⁷⁷ ギャンブル問題管理センターカンウォン支部センター、カンウォンランド依存症管理センター、及び地元の宗 教団体によって設立された。

韓国における法規制に基づく取組

			内容
入場	内国人	制限	• カンウォンランドを除き、内国人のカジノ施設への入場を禁止
制限			(事業者による自主的な取組あり178)
	入場料	-徴収	• カンウォンランドは、内国人からカジノ施設への入場料を徴収
	年齢制	限	• 19 歳未満の者の入場を禁止
	排除	家族	• 申請対象者の配偶者・親族179からカンウォンランドへ入場排除申
	プロ	排除	請された者をカジノ施設から排除
	グラ		
	A		
広告制]限		• カジノの広告・宣伝行為については、射幸産業統合監督委員会に
			よる審査を受ける必要あり
金銭入	、手手段(の制限	• 顧客に対する資金貸与を禁止
カジノ	利用金	額上限の	• カジノ施設の最高賭け金額を設定
設定			- テーブルゲームの上限賭け金は、原則として外国人専用カジノ
			で 1 人・1 回当たり 10 万 KRW(1 万円)、カンウォンランドで
			1 人・1 回当たり 30 万 KRW(3 万円)
			- スロットマシンの上限賭け金は、原則として 1 人・1 回当たり
			2,000KRW(200 円)
そ	営業時	間制限	• カジノ施設は午前 6 時から午前 10 時の間の営業を禁止
0	売上規	制	• (射幸産業統合監督委員会法に基づく) カジノ施設数や売上高の
他			規模等に関する総量規制あり

出所:韓国政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

iii. カジノ運営事業者の自主的な取組例

株式会社カンウォンランドは、責任あるゲーミング・プログラムの一環として、電子カード制度を導入し、顧客のカジノ訪問回数やプレイ時間等を監視しているほか、自己制限制度を導入し、顧客が自ら賭け金・入場回数の上限を設定することを可能としている。また、カジノ施設の入り口に相談所を設置し、ギャンブル依存症の相談に係る活動を行っている。さらに、カンウォンランド依存症管理センターを設立・運営し、ギャンブル依存症の予防・治療を実施している。

 $^{^{178}}$ 株式会社カンウォンランドでは自主的に地域住民への入場制限を設けている。カンウォンランドが定める出入り禁止宣言地域の住民はカンウォンランドのカジノへの入場が毎月1回に制限されている。

¹⁷⁹ 親族とは、祖父母、父母、子供(未成年を除く)を指す。

iv. ギャンブル依存症に係る治療・相談

韓国の治療・相談に係る取組例として、ギャンブル問題管理センターとカンウォンランド依存症管理センターの事例を取り上げる。

ギャンブル問題管理センターの治療・相談に係る活動

	,	「マンル同意自在ログラーの旧派・相談に係る旧勤
		内容
組織概要		• 2013 年、ギャンブル依存症者の防止・治療・リハビリテーション、
		ギャンブル依存症に係る調査・研究を目的として設立された機関
		• ソウル特別市、グァンジュ広域市、プサン広域市、ギョンギ道、カン
		ウォン道等の 11 の支部センターを設置
運営体制	人員体制	・約60名のカウンセラー、心理士等
		(11 ヶ所の支部センターの人員数を含む)
	財源	• カジノを含む 7 つのギャンブル産業から徴収する依存症予防治療負
		担金
活動内容		• カウンセラー、心理士等による、ギャンブル依存症者及びその家族
		に対する治療を実施
		• 地域の民間治療団体と連携し、相談者への当該団体の紹介も実施
		- 2014 年の地域支部における治療・相談件数は 23,092 件
		(うち本人 11,388 人、家族・知人 11,704 件)
		• 24 時間対応のヘルプライン(電話・インターネット)を運営
		- 2014 年のヘルプライン相談件数は 8,582 件
		(うち本人 3,318 人、家族・知人 5,264 件)

出所:ギャンブル問題管理センターの公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

カンウォンランド依存症管理センターの治療・相談に係る活動

		内容
組織概要		• 2001 年、ギャンブル依存症の予防教育・治療プログラム・調査研究
		を目的として、株式会社カンウォンランドによって設立された機関
運営体制	人員体制	21 名(うちカウンセラー9 名)
	財源	• 株式会社カンウォンランドからの資金
		(年間予算は約 20 億 KRW (2 億円))
活動内容		• カジノの顧客及び従業員に対する、24 時間対応の無料相談を実施
		(2014年の相談件数は 11,720件)
		• カジノ運営事業者の従業員向けのヘルプラインを運営
		• 無料の治療プログラムを提供

出所:株式会社カンウォンランドの公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(カ) 日本

- I. ギャンブル依存症の現状
- i. ギャンブル依存症の有病率

厚生労働省の厚生労働科学研究¹⁸⁰によれば、日本のギャンブル依存の割合は 2008 年時点で 5.1%、2013 年時点で 4.8%となっている。報告書によると、「これは、パチンコによる頻度の 増大の影響が大きく、わが国独特の状況を示しているといえる。」と記載している。

なお、日本の有病率の調査対象として、公営賭博のほか、パチンコや証券信用取引等も含まれている。

ii. 有病率の調査方法

上記iの有病率に係る調査基準・対象・方法は以下のとおりである。

日本におけるギャンブル依存症有病率の調査基準・対象・方法

	日本におりるイヤンプル队行起有州中の調査基準・対象・方伝
	内容
調査基準	・修正版 SOGS (South Oaks Gambling Screen の略)
	- 精神科医の斉藤学氏が日本の賭博事情に合わせて SOGS を修正し作成した、
	ギャンブル依存症の評価基準
	- 12 の質問項目(20 点満点)に対する回答得点によって評価
	◆ ギャンブル依存症の疑いあり:回答得点が 5 点以上の場合

¹⁸⁰ 平成 21 年度厚生労働科学研究「わが国における飲酒の実態ならびに飲酒に関連する生活習慣病、公衆衛生上の諸問題とその対策に関する総合的研究」、平成 25 年度厚生労働科学研究「WHO 世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」の 2 種類の研究が実施されている。

	内容
調査対象	• 日本全国の成人の中から無作為に抽出
	- 2008年: 7,500人、2013年: 7,052人181
調査方法	• 対面インタビューまたは自記式アンケート

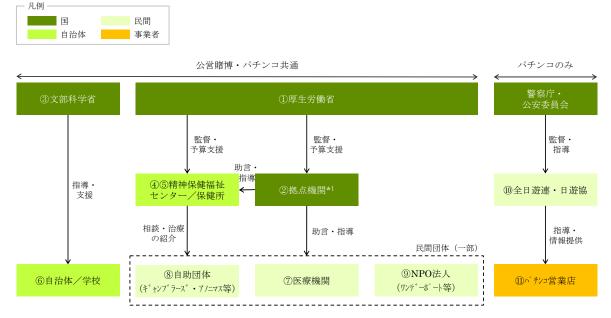
出所:厚生労働科学研究をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

II. ギャンブル依存症の対策

i. ギャンブル依存症対策の体制

日本におけるギャンブル及びパチンコ依存症対策の主な体制は以下のとおりである。

日本におけるギャンブル及びパチンコ依存症対策の主な体制



*1 全国拠点機関 (2014年度採択: 久里浜医療センター) と治療拠点機関 (2014年度採択: 神奈川県立精神医療センター (神奈川県) ・ 各務原病院(岐阜県)・大阪府立精神医療センター (大阪府)・岡山県精神科医療センター (岡山県)・肥前精神医療センター (佐賀県)) がある

出所:各組織の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

ギャンブル依存症対策に関わる各組織の主な活動内容は以下のとおりである。

⁻

¹⁸¹ 調査対象者のうち回答者数は、2008年4,123人、2013年4,153人であった。

日本におけるギャンブル依存症対策に関わる各組織の主な活動内容

組織	組織名称	組織内容		主な活動内容		活動	区分	
区分			(ギャ)	ンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
				活動)	研究	教育	抑止	相談
国	①厚生	-	• 「依有	左症治療拠点機関設置運	0			
	労働省		営事業	[182] の実施				
			・ギャン	グル依存症に関する研				
			究					
	② 拠点	• 厚生労働省の「依	全国治	• 依存症治療拠点機関	0			
	機関	存症治療拠点機	療拠点	で得られた知見の集				
		関設置運営事業」	機関183	積				
		で採択された全		• 依存症治療・回復プロ				
		国拠点機関・治療		グラム、支援ガイドラ				
		拠点機関		インの開発				
		• アルコール依存		• 依存症回復支援体制				
		症をはじめとす		モデルの確立				
		る、精神疾患の治		• 依存症者に対する治				0
		療・研究		療、家族への相談支援				
			治療拠	• 依存症者及びその家		0		
			点機関	族、地域住民等への普				
			184	及啓発活動				
				• 精神科医療機関等へ				\triangle
				の助言・指導				
				• 依存症者及びその家				0
				族への専門的な治療・				
				相談支援				
	③ 文部	-	 依存症 	予防教育に関する国内	0			
	科学省		外の事	例調査				

¹⁸² 依存症者が必要な治療を受けられていない現状を踏まえ、依存症の専門的な治療・相談が受けられるよう医療機関の整備や、全国で均一な治療を受けられるよう治療・回復プログラム等の開発を目的として実施している。具体的には、厚生労働省が全国拠点機関及び治療拠点機関を採択し、それらの拠点機関に対して監督・予算支援を実施している。

¹⁸³ 全国治療拠点機関(2014年度採択)は、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターである。

¹⁸⁴ 治療拠点機関(2014 年度採択)は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター(神奈川県)、医療法人杏野会各務原病院(岐阜県)、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センター(大阪府)、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター(岡山県)、独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター(佐賀県)の5機関である。

組織	組織名称	組織内容	主な活動内容		活動	区分	
区分			(ギャンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
			活動)	研究	教育	抑止	相談
国	③ 文部		• 対象別(保護者・学生・児童生		0		
	科学省		徒)の啓発資料の作成・配布				
			• 依存症予防に関する全国的な				
			シンポジウムの開催				
自	④ 精神	精神保健福祉法に	• 依存症問題に関する勉強会の		0		
治	保健	基づき、都道府県と	開催				
体	福祉	政令指定都市に設	• 精神科医等の専門職による電				\circ
	センター	置され、精神障害者	話・面談相談				
		(ギャンブル依存					
		症者を含む) の福祉	• 支援機関(医療機関・民間団体)				\triangle
		を増進するための	の紹介				
		公的機関					
	⑤保健所	地域保健法に基づ	・保健師等の専門職による、電				\circ
		き、都道府県と政令	話・面談・訪問相談				
		指定都市等に設置					
		され、地域住民の健					
		康や衛生を支援す					
		る公的機関					
	⑥自治体	-	• 地域の実態に沿った依存症予		0		
	/学校		防教育計画の策定				
			• 地域依存症予防教育推進委員				
			会の設置				
			・地域における依存症予防教室				
			の開催				
			• 隣接する地域と協働したシン				
			ポジウムの開催				

組織	組織名称	組織内容	主な活動内容		活動	区分	
区分			(ギャンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
			活動)	研究	教育	抑止	相談
民	⑦医療	-	• 精神科医等の専門職による治				0
間	機関		療・相談支援				
	⑧ギャンブラ	ギャンブル依存症	• ギャンブル依存症の当事者同				0
	ース゛・アノニマス	者のための自助	士で体験を共有することによ				
		団体	り、当該依存症を克服すること				
			を目的としている				
			• 全国で当事者による定期的な				
			ミーティングを開催している				
	⑨ ワンデー	ギャンブル依存症	グループセラピー・個別相談を				0
	ホ [°] ート	者のための国内初	通じ、個々の問題背景に即した				
		の回復施設として	支援を提供				
		設立された、認定	• 基礎プログラム185と就労プロ				
		NPO 法人	グラム186の提供				

出所:各組織の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

日本における依存症対策に関わる各組織の主な活動内容(パチンコ関連)

組織	組織名称	組織内容	主な活動内容		活動	区分	
区分			(ギャンブル依存症に関連する	調査	啓発	防止	治療
			活動)	研究	教育	抑止	相談
民	10全日	全国のパチンコホ	「パチンコ店における依存問題		Δ	Δ	
間	遊連・	ール等の業界団体	対応ガイドライン」の作成・				
	日遊協		運用				
事	① ハ゜チンコ	_	全日遊連・日遊協の取組指針等		0	0	
業	事業者		に基づき、依存症の啓発・防止				
者			活動を実施				

出所:各組織の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

 $^{^{185}}$ 基本プログラムにおいて、依存症者は 3 $_{\it F}$ 月間、個別面接・グループセラピー・レクレーション・ボランティア活動等を通じて、自分自身の問題に向き合う。

¹⁸⁶ 依存症者は基礎プログラム終了後、就労プログラムに移行する。就労プログラムにおいて、依存症者はワンデーポートの寮生活をしながら仕事を行う。

ii. 運営事業者の法規制に基づく取組

日本では、各種法令に基づき、以下のギャンブル及びパチンコ依存症対策を実施している。 以下から分かるとおり、他の国・地域と比較して、法規制に基づく取組は限定されている。

日本における法規制に基づく取組

		内容
入場 入場料		• 競馬:100 円以上、競艇・競輪:50 円以上187
制限	徴収	
購入制限		• 公営賭博:未成年者(20 歳未満)の購入を禁止
		• toto : 19 歳未満の者の購入を禁止
		• (参考)パチンコ:18 歳未満の者の入場を禁止
広告制限		(法規制は確認できなかったが、メディアによる取組あり188)

出所:日本政府の公表情報等をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

iii. 運営事業者の自主的な取組例

競馬・競艇・競輪・オートレースでは、お客様相談窓口(またはお客様相談センター)を設置しており、本人または家族からの相談があった場合、専門的な治療を行っている医療機関の紹介等、必要な対応を行っている。

なお、パチンコでは、パチンコ業界団体である全日遊連・日遊協は、「パチンコ店における依存問題対応ガイドライン」を作成・運用している。当該ガイドラインは、啓蒙・啓発などパチンコ店の対応、顧客との向き合い方等について策定された基本的な取組指針であり、パチンコ店に対して、共通標語の活用、各種啓発ツールの活用、店内アナウンスの実施等を推奨している。

さらに、全日遊連・日遊協はパチンコ・パチスロに関する依存及びその関連問題解決の支援を目的に設立として、認定 NPO 法人「リカバリーサポート・ネットワーク」を設立し、無料の電話相談(ホットラインの設置)を実施している。

iv. ギャンブル依存症に係る治療・相談

日本の治療・相談に係る取組例として、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターと神 奈川県精神保健福祉センターの事例を取り上げる。

¹⁸⁷ 入場料の徴収目的は、依存症対策ではなく、場内でのノミ行為や騒擾等の発生を防止し、場内の秩序を維持することにある。

¹⁸⁸ 広告・宣伝に関して、民間放送局等のメディア媒体側で射幸心を過度に煽らないことを主眼とした基準が設定されている。例えば、日本民間放送連盟放送基準 94 条では「広告は、児童の射幸心や購買欲を過度にそそらないようにする」と規定されている。

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターの治療・相談に係る活動

	14 212	八国立的危険時代主法区域でプラージ情域・情談に所受情勢
		内容
組織概要		• 昭和 16 年に横須賀海軍野比分院として創立され、昭和 20 年に厚生
		労働省に移管し、国立久里浜病院として発足し、平成24年に独立行
		政法人国立病院機構久里浜医療センターに名称変更し、現在に至る
		• 日本を代表するアルコール症センターとして、アルコール症におけ
		る本位の医療、臨床研究、教育研修、予防活動等を提供
		• アルコール症以外にも、病的ギャンブリング、認知症疾患等におけ
		る治療等を提供
運営体制	人員体制	• ギャンブル依存症に係る診療は、精神科医者、臨床心理士、精神保健
		福祉、作業療法士が実施
	財源	• 厚生労働省の予算
活動内容		• ギャンブル依存症に係る治療を実施
		• ホームページで病的ギャンブリングに係るセルフチェックのサービ
		スを提供
		• 厚生労働省の「依存症治療拠点機関設置運営事業」における「全国拠
		点機関」として、以下の活動を実施
		- 依存症治療拠点機関で得られた知見の集積
		- 依存症治療・回復プログラム、支援ガイドラインの開発
		- 依存症回復支援体制モデルの確立

出所: 久里浜医療センターの公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

神奈川県精神保健福祉センターの治療・相談に係る活動

		内容
組織概要		• 本センターの目的は地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の
		予防、社会復帰の促進等
		• 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究及び
		相談指導等を実施
		• 更に、保健所及びその他保健福祉関係機関に対して、技術指導、技術
		援助を実施
運営体制	人員体制	(不明)
	財源	• 神奈川県の予算
活動内容		• ギャンブル依存症に係る電話相談
		- ギャンブル依存者及びその家族・友人に対する「依存症電話相談」
		の提供
		• ギャンブル依存症に係る対面相談

出所:神奈川県精神保健福祉センターの公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

(2) 有識者ヒアリング

日本及び 2010 年に IR を導入したシンガポールにおけるギャンブル依存症に関する状況を専門 的見地から把握するため、ギャンブル依存症の相談・治療等に携わっている医師へのヒアリング を実施した。

- I. 日本の有識者へのヒアリング
- i. 医療機関(五十音順、敬称略)

蒲生 裕司 北里大学医学部精神科学 助教(診療講師)

河本 泰信 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 医長 (精神科)

佐藤 拓 成瀬メンタルクリニック 院長

A. ギャンブル依存症の状態

- ギャンブルへの渇望、日常生活を犠牲にしてものめり込む状態。
- 不本意にもギャンブルへののめりこみを自分でコントロールできない状態。
- 依存症という用語は、禁断症状を伴うアルコールや薬物への物質依存から由来した用語。 ギャンブルの場合は物質依存でないため、アメリカの精神医学会で定義している嗜癖障害 (Addiction)に含まれる。そのため、「ギャンブル依存症」という用語はふさわしくな く、正確には「ギャンブリング障害」である。
- なお、精神医学的に「嗜癖障害」という。DSM でも過去には依存(Dependent) とされていたが、DSM-Vでは、依存症という用語がなくなり嗜癖障害といっている。
- 本来楽しいはずのギャンブルが、仕事や家庭等何らかの周囲の状況によって楽しめなくなった状態。
- ギャンブルが止められないという現象は、「適応障害の一つの現れ」と考えることもできる。背景に何らかのストレス要因(生き辛さ等)があり、その解消方法の選択肢に乏しいということが原因となり得る。

B. 日本におけるギャンブル依存症対策の現状・問題点

(調査・研究に関すること)

- ギャンブル依存症の社会的コストの算出は、普通の疾病による社会的コストを算出するの に比べて、より実態を反映することが難しい。
- また、ギャンブル障害になった時点での社会的コストは算出できるかもしれないが、経済 効果の算出は困難である。

• 日本においても社会的コストに関する研究が必要と考えているが、算出には膨大な時間と 労力がかかる。

(啓発・教育に関すること)

• 一般の人にとって以前よりはギャンブル依存症のリスクに対する理解は進んでいるもの の、治療や回復支援の知識や情報が少ないため、安心して治療や回復支援を受けられると いう認識が浸透していないと考えられる。

(防止・抑止に関すること)

• ギャンブルを提供する事業者(遊戯を含む)側に、リスクに対する危機意識が乏しいと考えられる。

(治療・相談に関すること)

- 相談窓口が不足している。その背景には、資金不足の問題もあるが医師も不足している。
- ギャンブル依存症は病気だと全面に押し出したことが、受診の敷居をあげていると考えられる。

(全般に関すること)

• 実際にギャンブル依存症を医療だけで解決するのには限界がある。

C. 日本におけるギャンブル依存症対策の方向性

(調査・研究に関すること)

- 「ギャンブル依存症は、時間の流れのある一定点においてギャンブルに関する問題が起こっているだけ」と考えると、ギャンブル依存症の研究はそれに随伴する多岐にわたる問題についても研究しなくてはならない。そのため、どのような方向性で調査・研究を行うかという意見を集約することが必要である。
- 何をどうすればきちんと社会的コストを算出できるかという点から議論していく必要がある。
- ギャンブル依存症のマイナス面として社会的コストについては日本においても調査・研究が必要であるが、同時にギャンブルが与えるプラスの影響(例えばギャンブリングが日々の労働を向上させるか等)についても調査すべきであり、マイナスコストだけでは意味がない。
- 日本においてギャンブルによる社会的コストの研究はなされていない。今後、支援対策の 必要性を説く際にも(支援対策が本当に必要かどうか)実際に想定される社会的コストを もとに、その要否について議論されることになるため必要になってくる。

(啓発・教育に関すること)

- 子供に対するギャンブル教育も必要かもしれない。
- ギャンブルの危険な面のみ注意喚起をしていると、危険なものにチャレンジする心理が働き、逆にのめり込みを助長する可能性もあるため、ギャンブルの魅力と危険な面を並列して周知することが重要である。遊戯を含めた全てのギャンブリングには、のめり込みのリスクが伴うことの理解を広めるべきである。

(治療・相談に関すること)

- 治療・支援する人の知識の共有が必要。ただし、どういう知識が必要であるかについては十分に検討する必要がある。
- ギャンブル依存症の病態理解のための切り口は7つ189に大別され、どれが正しいというものではない。
- 単純に病気として片付けるのではなく患者の本当の欲求が何かを探ることが必要である。
- 相談の窓口担当者が、患者の7つのタイプを理解して、病院での診断が必要か、あるいは GA に行くべきか等を判断し、相談者を適切にガイドできることが必要である。そのため に、窓口担当者に対しても適切なトレーニングを提供することが重要である。
- GA¹⁹⁰でのグループカウンセリングで回復する人の割合は、ギャンブル依存症患者全体の1割程度である。グループカウンセリングでの回復方法が合っている人は良いが、自閉型の人には合わないため別の回復方法が必要であり、一人ひとりの患者に合わせた回復方法を見つけることが必要である。
- (患者のモデルは多数あるため、)必ずしもギャンブルをやめさせることが回復でない患者 もいることから、精神科医は治療のアプローチを変えることも検討する必要がある。
- ギャンブル依存症者に画一的な対処を行うのではなく、のめり込むこととなった背景を丁寧に評価し、原因となった不安に寄り添うことが必要。問題を生じたことが、これまでの生活を振り返るきっかけとなる様な支援を行うべきである。

(全般に関すること)

そもそも有効な対策は何かという議論が必要である。

 $^{^{189}}$ ここで言う 7 つとは、医療モデル(①疾患(医学)モデル、②認知モデル(1)(ギャンブルに関する)、③認知モデル(2)(自己認知に関する)、④力動(意識下)モデル)、社会関係モデル(⑤道徳モデル、⑥環境モデル)、宗教モデル(⑦宿命モデル)のことを指す。

 $^{^{190}}$ GA とは、「ギャンブラーズ・アノニマス」の略であり、非営利の公益法人として認定された、依存症治療を支援する自助団体である。

- 対策・支援については効果検証をどのように捉えるかが難しい。「ギャンブルを止め続けられている」ということのみに焦点を当てるのではなく、支援を受けた後の生活上の満足度等についても評価すべきである。
- 全てのギャンブルをなくすことは現実的ではない。また、ギャンブル依存症をゼロにする ということも不可能である。なぜのめり込む現象が生じたのかを考え、背景にある多岐に 渡る問題に柔軟に対応できる支援が求められる。

D. 国・地方自治体に求められるギャンブル依存症対策

- 保健所で相談の機会を1回無料にすることが望ましい。これによりギャンブル依存の症状を窓口として、医療行為の治療が必要な人を特定し、適切な治療が行える場所へガイドできる仕組となる。例えば、ギャンブルに問題を抱えている人の多くは自然回復するが、メンタルヘルス等の障害を抱えて治らない人を特定し、適切な精神保健行政に回せるようにすることなどが可能になる。
- まずは、ギャンブルというキーワードで困っている人について必要な支援・治療を柔軟に 行える仕組みを構築することが必要である。

E. 事業者に求められるギャンブル依存症対策

- 現在でも、パチンコの事業者は相談機関の運営に協力する等の取組を行っている。
- 最も重要なのは、ギャンブル依存症の現時点での実態を把握するための研究に、できる限りオープンに協力してもらうことであると考えられる。
- 既存の地域資源がどのような力を有しているかを把握し、連携を図る。必要に応じて経済 的援助を行っていく。さらに、既存の地域資源が機能しない領域を中心に、事業者側が積 極的に依存問題支援を行っていくべきである。
- 資金面について、現状多くの税金をギャンブル依存症対策に当てることに納税者からコンセンサスを得るのは難しいと推測されるため、事業者が資金援助を行うことは必須である。

F. 横浜市内のギャンブル依存症対策への見解

- 横浜市及びその周辺の医療機関、回復施設、自助グループを見てみると全国的には集中しているという所感である。
- 既存の施設を有機的に機能できるようにする(それぞれの施設の機能に応じて、悩みを抱えた人を適切に結び付ける)ことが必要であると考えられる。
- 横浜市は、対策機関や窓口が多い印象がある。
- ギャンブル問題への対策資源(相互援助グループ、リハビリ施設等)を最も多く持つ自治体であると認識している。ただし、特にリハビリ施設において、各施設間での支援に対する考え方が異なるため、それぞれの特色を認識しておく必要がある。
- G. 平成 25 年度厚生労働科学研究「WHO 世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」の結果への見解
 - 通常、海外の調査では、ギャンブルの体験期間を過去のある1年間と期間を限定しているが、本調査では、生涯にわたる経験(これまでの経験)を対象にしている。海外の諸研究

と比較する際には、診断基準を DSM にするだけでなく、過去特定の1年間と対象期間についても定義して実施する必要があると考えられる。

- 多くの場合、ギャンブル等依存症が疑われる者の層は、常に新しい人が入れ替わっている 状態だと考えられる。そのため、継続的にギャンブル等依存症が疑われる者を調査する場 合は、別の調査が必要となってくる。
- 調査手法(SOGS)の特性やアクセスのよい遊戯(パチンコ)を対象に含めたことにより、ギャンブル等依存症が疑われる割合の数値が高くなったと推測される。
- 本調査は生活習慣病調査の一つとして実施されたものであり、この結果だけで、国内の実情について考察することは難しい。今回の結果をもとに更なる調査を行っていくべきである。
- 文化的背景や合法化されているギャンブルの種類も異なる諸外国との単純比較は、そもそも困難である。国内の実情について、DSM-V等による調査を実施し、検証していくことが必要である。

ii. 精神保健福祉センター(敬称略)

田辺 等 北海道立精神保健福祉センター 所長

A. ギャンブル依存症の状態

- 娯楽で始めたギャンブルが、既に自分に不利益、有害な結果を生じていて、やめたほうが よいと考えることはできても、強烈な再体験欲求(渇望)により、自己制御できずにギャ ンブルを反復継続する状態。
- 公式病名は、世界保健機関(WHO)では「病的賭博」、米国での最新の診断基準の病名は「ギャンブル障害」。
- アルコール・薬物依存症との同質性が分かり易いので「ギャンブル依存症」の病名も社会でよく使われる。
- 米国では、アルコール・薬物の依存症と症状、経過、治療で同質性があること、脳機能の面でもアルコール・薬物の依存症と共通の病理の存在を示唆する研究結果が集まってきたことで、2013年から同じ診断カテゴリーに包含している。

B. 日本におけるギャンブル依存症対策の現状・問題点

(調査・研究に関すること)

• ギャンブル依存症の社会的コストの算出は難しい要素が多い。ギャンブル産業の経済効果が喧伝されるが、ギャンブル依存症では、ギャンブルに投じた多額の出費や負債のために 日常の消費に抑制がかかり、年齢相応の「通常の(健康な)生活が送れない」状態に陥っ ている人は珍しくない(高額な負債を補填し、健全な消費生活が損なわれている老親も多い)。

- 自殺者・失踪者の捜索費用、刑事・民事事件・離婚問題の訴訟等の費用、離婚や失職などでの生活保護にかかる費用等、ギャンブルの関連問題への社会的コストを算出するためには、社会学研究の専門家の研究や調査が必要だが、現在そうした研究者が少ない。
- 医療では受診者が途中で通わなくなることも多く、医療での追跡調査が難しい。

(治療・相談に関すること)

• ギャンブル依存症の治療を行う専門医やセラピストが少ない。また、現在ある当事者自助活動 (GA) にうまく繋げられる専門職は多くないので、GA などを十分活用できていない。各地の精神保健福祉センターもようやく取り組み始めたところである。

(全般に関すること)

• 遊技と呼ばれるものが、実際には給与の範囲でのやりくりを越えたギャンブルとなってしまった人が多い現状がある。

C. 日本におけるギャンブル依存症対策の方向性

(調査・研究に関すること)

• 自殺者・失踪者の捜索費用、刑事・民事事件・離婚問題の訴訟等の費用、離婚や失職などでの生活保護にかかる費用等、ギャンブルの関連問題で行政がカバーすべき費用など、多くの社会学的な要素を含めたコストの把握が必要である。

(防止・抑止に関すること)

• 賭け金の上限金額の設定があれば、抑制効果はあるかもしれない。その際は、ユーザー側からも限度設定できる仕組みがよい。

(全般に関すること)

- ギャンブル産業が誘致されると雇用が促進されると言われるが、その周辺地域の居住者の 青少年育成環境への対応策や、ギャンブル問題を抱えトラブルの多い家庭が増える可能性 もあるので、そうした家庭で育つ子が将来かかえ易いメンタルヘルス問題の予防対応策も 必要になる。
- ギャンブル依存症対策のための資金・人(マンパワー)の確保が必要である。
- 国内からギャンブルをなくすべきとは考えない。

- D. 国・地方自治体に求められるギャンブル依存症対策
 - 国による依存症の調査・研究対象をアルコール・薬物から、ギャンブルまで拡げるべきである。国として依存症に関する研究機関を新設して、ギャンブルへの対応プログラムを開発し、実施すべきである。
 - 今後ギャンブル運営企業(遊戯を含む)を増加させるのであれば、法規制で包括的なギャンブル依存症対策が必要である。例えば、ギャンブル依存症対策として、韓国の「ギャンブル問題管理センター」のように、国や公益法人で対策支援センターを設置することが必要と思う。
- E. 横浜市内のギャンブル依存症対策への見解
 - 横浜はギャンブル依存症者のための国内初の回復施設ができた地域であり、日本の他都市と比較すれば、ギャンブル依存症に対する取組をしている医療機関、団体が充実している地域と思う。当事者グループ (GA)、女性の回復支援施設などの社会資源があるので、積極的に支援し活用すべきである。
- II. シンガポールの有識者へのヒアリング

Christopher Cheok (Dr.) 国家依存症管理サービス機構(NAMS) 医療委員会副会長

- A. シンガポールにおけるギャンブル依存症対策の状況
 - IR 導入以前もギャンブル依存症自体、認識されていたが、社会問題として積極的に対策が とられておらず、ギャンブル依存症にかかる調査自体実施されていなかった。
 - (IR 導入を正式決定した)2005 年に実施された調査(REPORT OF SERVEY ON PARTICIPATION IN GAMBLING ACTIVITIES AMONG SINGAPORE RESIDENTS)は、ギャンブル依存症対策の検討準備に際し、現状(ベースライン)を確認するために実施された。
 - IR 導入に際し、新たに導入するギャンブル依存症対策の取組として検討された事項は以下のものである。

(依存症対策における取組)

- 低所得者層への影響の最小化
- 効果的・効率的なギャンブル依存症対策の実施(例えば、インターネットを利用して治療を受けられる、排除プログラムへの登録等の容易に対策が行えること等)

(治療現場における取組)

- 病院の警備員配置の徹底(依存症者とその家族のトラブルに対処するため)
- ギャンブル依存症対策を実施する従業員ケア (治療時のストレスへ対処するため)

- NAMS では、認知行動療法(Cognitive Behavioral Therapy 以降、「CBT」という)が主な治療方法である。その他の治療として、20 名ほどのグループ・セッションや集団教育を週に1度実施している。グループ・セッションや集団教育では、ギャンブルによる損失の埋め合わせをギャンブルによって行う(Chasing Losses)行為を患者に認知させることを主な目的としている。これは、患者自身がギャンブルに伴うリスクについて過小評価していることが多いことから、ギャンブルにおけるプレーヤーの勝率等について教育を行っている。
- 依存症治療のほかに、チャリティー団体 Credit Counseling Singapore (CCS) を紹介 し、依存症患者の債務問題のサポートも実施している。CCS は金融機関と依存症患者の間 に立ち、債務の返済期間及び利率の見直し等の支援を実施している。
- 現在、NAMS に相談にくる患者はシンガポールのギャンブル依存症者の1割程度であると感じている。より多くの患者にNAMS を訪問してほしいと考えている。
- より能動的に患者が NAMS を訪問できるよう新しい自己診断ツール(Healthy Mind Online)を開発している。新しいツールでは、自己診断の後に回答者が任意で自身の連絡 先を記入することができ、その情報をもとに、NAMS が電話カウンセリング又はテレビ・カンファレンスを実施するものである。

B. ギャンブル依存症対策への見解

- シンガポールのように入場料の徴収・入場制限(身分証明書の提示等)等の厳格な規制を 導入することがギャンブル依存症者の減少に繋がると考える。
- IR 導入に伴い、新たに導入したギャンブル依存症対策として、排除プログラムが、ギャンブル依存症の割合の減少に一番効果的であると考えている。
- 入場そのものを排除し、ギャンブルする機会を与えないことが一番効果的であると考え る。
- 現在のシンガポールにおけるギャンブル依存症対策は概ね機能していると考えている。あ えて今後導入が必要な対策としては、ギャンブル依存症者の家族(特に子供)を守る対策 が必要である。これは、ギャンブル依存症者の家庭で育った子供は親と似た育ち方をする (ギャンブルに依存する習慣が育成環境により受け継がれる)ことが多いためである。
- ギャンブル依存症の問題をなくすために、国内からギャンブルを違法化することが最善の 方法だとは思わない。ギャンブルを禁止すると、結果的に違法ギャンブルが増え、結果的 になくならない。一方で取り締まり等による警察のコスト(摘発等)が増えることが考え られる。

4. 負の影響・社会的コストに関する調査・研究

I. 本調査で確認できた調査・研究

本調査では、17件のギャンブルまたはカジノによる負の影響・社会的コストの調査・研究が確認できた。調査対象国・地域であるシンガポール、ネバダ州、ビクトリア州、マカオ、韓国では7件であったが、それ以外にも10件の調査・研究が確認できた。

本調査で確認できた調査・研究

No.	ID(国・地域)			
1	シンガポール/マカオ			
	文献名	発行年	発行者	
The s	The social, economic, and environmental		• Shou-Tsung Wu	
impacts of casino gambling on the on the			• Yeong-Shyang Chen	
reside	ents of Macau and Singapore			

- マカオとシンガポールにおいてカジノによってもたらされる社会・経済への負の影響について調査した民間の研究論文。
- ギャンブル依存症患者の増加や犯罪の増加、家族への影響、生活の質の低下等、カジノの設置による社会的な負の影響について挙げている。
- サンプリングで選ばれたマカオ在住の 480 人、シンガポール在住の 450 人を対象としたアンケート調査を実施し、両国の違いを比較した。
- アンケートの結果、マカオ、シンガポール在住者は共にカジノによる経済的な便益を 享受しているものの、負の影響は避けられないこと認めており、マカオ在住者がシン ガポール在住者よりカジノによる負の影響を感じていることが確認された。

No.	ID(国・地域)		
2	ネバダ州		
	文献名	発行年	発行者
Beyond the Limits of Recreation: Social Costs 2003年 •			• R. Keith Schwer
of Gambling in Southern Nevada			• William N. Thompson
			• Daryl Nakamuro

- ネバダ州南部においてギャンブル依存症患者によってもたらされる社会的コストを推計した民間の研究論文。
- ラスベガスメトロポリタンエリア在住のギャンブルラーズアノニマスのメンバー99人を 対象とした調査を元に社会的コストの推計を実施した。
- ネバダ州南部のカジノによりギャンブル依存症患者によってもたらされる社会的コストは、1 人当たりでは年間 19,085USD (2,309,285 円)、地域全体では年間約 470 百万 USD (569 億円)(高位) と見積もられた。

No.	ID(国・地域)			
3	ビクトリア州			
	文献名	発行年	発行者	
Counti	ng the Cost - Inquiry into the Costs of	2012年	• Victorian Competition	
Problem Gambling			and Efficiency	
【政府調査】			Commission	

概要

- ビクトリア州においてギャンブルによってもたらされる社会的コストをビクトリア州政 府から Victorian Competition and Efficiency Commission に依頼し推計した調査報告書。
- ビクトリア州在住の 15,000 人を対象とした電話質問調査等を元に経済的、社会的コスト の推計を実施した。
- ビクトリア州のギャンブルにより発生する社会的コストは、地域全体では年間 27 億 AUD (2,376 億円) と見積もられた。

※この調査・研究は州政府の公式見解ではないと記載されている。

No.	ID(国・地域)		
4	マカオ①		
	文献名	発行年	発行者
Social	impacts of casino gaming in Macao: A	2010年	• Yim King Penny Wan
qualitative analysis			• Xin Crystal Li
			• Weng Hang Kong

- マカオにおいてカジノ運営権開放後のカジノの社会に対する効果と影響を調査した民間 の研究論文。
- カジノが社会に対して与える負の影響の項目を過去の論文から引用し、マカオにおける 影響について考察した。
- マカオへの影響として、ギャンブル依存症患者及び犯罪の増加、公共レジャーや緑地の不足、交通渋滞及び交通渋滞、高等教育での高い退学率、ギャンブル依存症のカウンセリング及び治療の需要増加、生活の質の低下等を挙げている。

No.	ID(国・地域)			
5	マカオ②			
	文献名			
The social cost of gambling in Macao: before 2011年 • Davis K. C. Fo			• Davis K. C. Fong	
and after the liberalisation of the gaming			• Hoc Nang Fong	
industry			• Shao Zhi Li	

- マカオにおいてカジノ運営権開放前後(2003年と2007年)の社会的コストを推計し比較した民間の研究論文。
- マカオにおける各種統計データ等を引用し社会的コストの推計を実施した。
- マカオのカジノにより発生した社会的コストは、地域全体では年間約 106 百万 MOP (15.9 億円) (2007 年) と見積もられた。

No.	ID(国・地域)			
6	韓国①			
	文献名			
賭博問題	題の社会・経済的費用推計研究最終報告	2010年	• 射幸産業統合監視委員会	
書	書			
【政府調査】				

- 韓国においてギャンブル産業によってもたらされる社会的影響を検証し、社会的コスト を推計した調査報告書。
- ギャンブル依存症患者 142 人を対象としたアンケート調査、当事者・家族インタビュー、研究論文等を元に社会的コストの推計を実施し、韓国のギャンブルにより発生する社会的コストは国全体では年間約 78.3 兆 KRW (7.8 兆円) と見積もられた。
- また、社会的コストは経済効果(運営事業者の売上高)を上回るため、韓国におけるカジノ産業は社会的に負の影響があると結論づけている。

※この調査・研究は射幸産業統合監視委員会の公式見解ではないと記載されている。

No.	ID(国・地域)			
7	韓国②			
	文献名	発行年	発行者	
Resider	nts' Perceptions of Casino Development	2005年	• Ki-Joon Back	
in Korea: The Kangwon Land Casino Case			• Choong-Ki Lee	

- カンウォンランドにおいて、カジノの社会や地域住民に対する負の影響を調査した民間 の研究論文。
- カンウォンランドの地域住民 567 人を対象としたインタビュー調査や研究論文等を元に 社会的な負の影響について調査を実施した。
- カジノの社会的な負の影響についてギャンブル依存症患者の増加、犯罪の増加、家族問題、破産及び自殺等の負の影響を挙げている。社会的な負の影響として、カンウォンランドにおいて事業者と政府は、負の社会的要因を最小限にし、住民からの支援が必要な場合は社会的、経済的利益を最大化するための努力をすべきであると結論づけている。

No.	ID(国・地域)			
8	アメリカ合衆国①			
	文献名	発行年	発行者	
Gambl	ing Impact and Behavior Study	1999 年	National Opinion Research Center (NORC)	

- アメリカ合衆国においてギャンブルによってもたらされる国民 1 人当たりの社会的コストをアメリカ合衆国ギャンブル影響調査委員会から National Opinion Research Center (民間機関)に依頼し推計した調査報告書。
- ・ギャンブルに関する問題等について全米 2,417 人を対象とした電話調査や参考文献等を元に社会的コストの推計を実施し、アメリカ合衆国のギャンブルにより発生する 1 人当たり社会的コスト (病的ギャンブラー) は、生涯 10,550USD (1,276,550 円)、年間 1,195USD (144,595 円) と見積もられた。

No.	ID(国・地域)		
9	アメリカ合衆国②		
	文献名	発行年	発行者
Nation	al Gambling Impact Study Commission	1999年	National Gambling
- Final	Report		Impact Study
【政府調査】			Commission (アメリカ
			合衆国ギャンブル影響調
			査委員会)

- アメリカ合衆国においてアメリカ合衆国ギャンブル影響調査委員会法に基づいて、アメリカ合衆国ギャンブル影響調査委員会がギャンブルによってもたらされる社会的、経済的な負の影響を調査した調査報告書。
- 社会的コストの推計は NORC の調査結果を引用している。
- ギャンブルによる社会に対する負の影響として、ギャンブル依存症患者の増加、及びアルコールや薬物等の問題や犯罪の増加、家族への影響等を挙げている。
- 負の影響の発生を踏まえ、青少年に対するギャンブル教育の啓発、注意喚起等のギャンブル依存症対策等について提言している。

No.	ID(国・地域)			
10	アメリカ合衆国③			
	文献名 発行年 発行者			
Gambl	ing in America: Costs and Benefits	2009年	• Earl L. Grinols	

- アメリカ合衆国においてギャンブル産業によってもたらされる経済的効果と社会的コストを推計した民間の研究論文。
- •他の研究論文の社会的コストの項目の推計結果を元に、年間の社会的コストの推計を実施した。アメリカ合衆国のギャンブルにより発生する1人当たり社会的コストは、年間10,330USD(1,249,930円)と見積もられた。

No.	ID(国・地域)		
11	アメリカ合衆国④		
	文献名	発行年	発行者
Why C	asinos Matter - Thirty-One Evidence-	2014年	• Institute for American
Based Propositions from the Health and			Values
Social	Sciences		

- 1990 年代以降、アメリカ合衆国で新たにカジノの合法化が進んだことから、カジノが社会に与える役割や影響について整理した民間の研究論文。
- ・健康や経済、政治、社会等 31 の観点について考察し、カジノによる社会に対する負の影響として、ギャンブル依存症患者の増加、犯罪の増加、家族への影響及び青少年への影響等を挙げている。

No.	ID(国・地域)			
12	ウィスコンシン州・コネチカット州			
	文献名			
Social	Costs Of Gambling: A Comparative	2000年	• William N.Thompson	
Study Of Nutmeg And Cheese State Gamblers			• Ricardo Gazel	
			• Dan Rickman	

- ウィスコンシン州とコネチカット州においてギャンブルによってもたらされる社会的コストを推計した調査報告書。
- コネチカット州ではギャンブル依存症治療グループで治療を受けている患者 112 人、ウィスコンシン州では州内のギャンブラーズアノニマスの会員 98 人を対象とした調査を元に社会的コストの推計を実施し、ギャンブルにより発生する 1 人当たりの社会的コストはウィスコンシン州では年間 15,994USD (1,935,274 円)、コネチカット州では年間 8,681USD (1,050,401 円) と見積もられた。

No.	ID(国・地域)					
13	マサチューセッツ州					
	文献名					
Project	ing and Preparing for Potential Impact	2008年	• Spectrum Gaming			
of Exp	anded Gaming on Commonwealth of		Group			
Massa	chusetts					

- マサチューセッツ州においてカジノの合法化に際し、カジノ新設による効果最大化による諸施策を検討するために、カジノによってもたらされる経済効果や社会への負の影響をマサチューセッツ州から Spectrum Gaming Group (民間機関) に依頼し調査した調査報告書。
- 他の参考文献より社会的に懸念される項目を挙げ、それぞれ様々な観点でその影響度合いについて論じている。
- カジノによる社会に対する負の影響として、ギャンブル依存症患者の増加、犯罪の増加、 破産等を挙げている。

No.	ID(国・地域)				
14	ニューハンプシャー州				
	文献名	発行年	発行者		
Final F	Report of Findings May 18, 2010	2010年	年 • New Hampshire		
【政府	調査】	Gaming Study			
			Commission (ニューハ		
			ンプシャー州ゲーミング		
			研究委員会)		

- ニューハンプシャー州の政府機関であるニューハンプシャー州ゲーミング研究委員会に おいてカジノを合法化するか判断するために経済効果と社会的コストを推計した調査報 告書。
- 経済効果は、既存産業のカニバリゼーションについて検討がなされ、州外顧客を取りこめない場合のカニバリゼーションの可能性について触れられている。
- ・社会的コストは、NORC が推計した1人当たり社会的コスト等を元に年間の社会的コストの推計を実施し、ニューハンプシャー州南部のカジノにより発生する社会的コストは、地域全体では年間60.1百万 USD (72.7 億円)(高位)と見積もられた。

No.	ID(国・地域)				
15	フロリダ州				
	文献名				
Gambling Impact Study		2013 4	F	• Spectrum Gaming	
				Group	

- フロリダ州においてカジノ合法化の検討に際し、フロリダ州が Spectrum Gaming Group (民間機関)に依頼し合法化によってもたらされる経済波及効果や社会的コストを推計した調査報告書。
- 過去の研究論文の 1 人当たり社会的コストを元に年間の社会的コストの推計がなされ、フロリダ州のカジノにより発生する社会的コストは、地域全体では年間 1,188 百万 USD (1,437 億円) と見積もられた。

No.	ID(国・地域)				
16	ニューヨーク州				
	文献名				
Impact	s of Wilmot Casino on Primary Impact	2014年	• Center for		
Area -	Emphasis on Socioeconomic & Public		Governmental Research		
Safety					

- ニューヨーク州セネカ郡において、事業者が提案したカジノ構想による社会的影響を検 討する為に、タイア市が Center for Governmental Research (民間機関) に依頼しカジ ノによってもたらされる社会的コストを推計した調査報告書。
- NORC が推計した1人当たり社会的コスト等を元に年間の社会的コストの推計を実施しており、ニューヨーク州セネカ郡のカジノにより発生する社会的コストは、病的ギャンブラー1人当たりでは年間1,700USD(205,700円)、地域全体では年間70万USD(84.7百万円)と見積もられた。

No.	ID(国・地域)				
17	オーストラリア				
	文献名				
Produc	tivity Commission Inquiry Report	2010年	Australian Government		
【政府	調査】		Productivity		
			Commission		
	Lunt				

- オーストラリア国内におけるギャンブルによってもたらされる経済的便益と社会的コストをオーストラリア政府の独立機関である Australian Government Productivity Commission が 1999年に推計した調査報告書。
- ギャンブルの影響に関してオーストラリア国民を対象にした全国調査を元に社会的コストの推計を実施しており、オーストラリア国内におけるギャンブルによってもたらされる社会的コストは、国全体では年間9,765百万AUD(8,593億円)と見積もられた。

II. 累型別分類

本調査で確認できた17件を、調査目的別、調査手法別に分類して整理する。

(調査目的別)

調査目的別に分類すると、以下のとおりであった。

- 合法化の検討材料の一つとして調査・研究した事例が3件
- 事業者選定の検討材料の一つとして調査・研究した事例が1件
- ギャンブルの影響を調査・研究した事例が 11 件、うちカジノのみが対象となっている 事例が 4 件
- マカオにおけるカジノ運営権解放後の影響を調査・研究した事例が2件

なお、合法化の検討を行った3件のうち、マサチューセッツ州は、雇用創出と新たな税収による財源確保を理由に2011年に合法化しているが、ニューハンプシャー州では、2013年と2015年に州議会で合法化を否決した。これは、先に合法化したマサチューセッツ州との競合等により、州外からの来訪客があまり見込めない等の理由からであると言われている。また、フロリダ州では現在も合法化の検討が進められている。

調査目的別の分類

実施時期	目的	対象	件数	No. ID(国・地域)	
カジノ合法化以前	カジノ合法化可否の検討	カジノ	3件	13.マサチューセッツ州 14.ニューハンプシャー州 15 フロリダ州	
	事業者選定の検討	カジノ	1件	16.ニューヨーク州	
ギャンブル (またはカジノ) 合法化後	社会に与える負の影響の調査	ギャンブル 全般	7件	3.ビクトリア州 6.韓国① 8.アメリカ合衆国① 9.アメリカ合衆国② 10.アメリカ合衆国③ 12.ウィスコンシン州・コネチカット州 17.オーストラリア	
宣 依化 恢		カジノ	4 件	1.シンガポール/マカオ 2.ネバダ州 7.韓国② 11.アメリカ合衆国④	
	カジノ運営権開放の影響の調査	カジノ	2件	4.マカオ① 5.マカオ②	

(調査手法別)

調査手法別に分類すると、社会的な負の影響を検討した調査・研究と社会的コストを推計した調査・研究の2種類に分類される。

社会的な負の影響についての調査・研究では、ギャンブルやカジノが社会に与える影響について定性的に整理されている。

社会的コストを推計した調査・研究は、11 件確認され、そのうち 2 件が国・地域全体及び 1 人当たり社会的コストを推計、6 件が国・地域全体での社会的コストを推計、3 件が 1 人当たり社会的コストのみを推計するものであった。

調査手法別の分類

調査手法		対象	件数	No. ID(国・地域)	
		ギャンブル 全般	1件	9.アメリカ合衆国②	
	【定性】 社会的な負の影響の検討		5件	1.シンガポール/マカオ 4.マカオ① 7.韓国② 11.アメリカ合衆国④ 13.マサチューセッツ州	
	国・地域全体、 1人当たり 年間社会的コスト	カジノ	2件	2.ネバダ州 16.ニューヨーク州	
【定量】	国・地域全体の	ギャンブル 全般	3件	3.ビクトリア州 6.韓国① 17.オーストラリア	
社会的コストの推計	【尼里】	カジノ	3件	5.マカオ② 14.ニューハンプシャー州 15.フロリダ州	
	1人当たり 年間社会的コスト	ギャンブル 全般	3件	8.アメリカ合衆国① 10.アメリカ合衆国③ 12.ウィスコンシン州・コネチカット州	

III. 社会的コストの定義

ギャンブル(またはカジノ)における社会的コストを推計する調査・研究において、社会的コストは、それぞれ異なった分類・定義がなされており、統一して定義されていない。

調査対象国・地域における社会的コストに含まれている項目を比較してみると、各調査・研究に応じて社会的コストの項目として含まれる内容が異なっている。

社会的コストに含まれる項目の比較

	No. ID(国・地域)						
2.ネバダ州	3.ビクトリア州	5.マカオ	6.韓国①	8.アメリカ合衆国① 16.ニューヨーク州			
1.雇用費用 (失職、(従業員の退職、解雇による) 生産性の損失、失業補償費用) 2.不良債権及び 民事裁損失、裁判費用 (破産債)負債(離関) 3.刑事間、逮捕費用、裁費用、投獄費用、投獄費用、投獄費用、投獄費用、投獄費用、投獄費用、投獄費用、治済の、お行、といる、お行、といる、お行、といる、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	1.直接サービス費用 (州政府負担の治療費費用) (州政府負負担の直接費用) (地方政府負担の直接費用) (転職費用、のの出版のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	1.治療用 2.法別用 3.レンドリング ブルに活動者 1. グブルに活動者 1. 規制である公共者 1. 研りまる公共者 1. 研りまる公共者 1. 研りまる公共者 1. 研りまるのは、 1. でで、 1. ででで、 1. でで、 1.	1. ギ費ギー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 雇用関連費用 (仕事産、 (仕事産、 (仕事産、 (仕事産、 (大業、 (大業、 (大業、 (大業、 (大業、 (大業、 (大業、 (大業			

	No. ID(国・地域)						
10.アメリカ合衆国③	12.ウィスコンシン/州・ コネチカット/州	14.ニューハンプ シャー州	15.フロリダ州	17.オーストラリア			
1.犯罪に費用 (連東と (東東) (東東) (東東) (東東) (東東) (東東) (東東) (東	1.雇用費用 (労働時間の損失、失業補 (費時間、生産性の損失/失業) 2.不良債権 3.盗難 4.民事裁判に係る 費用 5.犯罪司法関連 費用(逮捕予費用、裁判費用用、執 行猶予費用(フードスの援助費用) 7.治療費用	1. (NORC (8.アメリカ 合衆国①)の研究に対しるのの対しるというのの対した。 (1) 雇喪される (2) 破	1.雇用 (労働時間の損失、失業補 償費用、生産性の損失/失 業) 2.不良債権 3.民事裁判 (破産裁判、その他の民事 裁判) 4.刑事司法 (盗難費用、裁 判費計算費用、 投獄費用) 5.治療費用 (共養児童への援助費用、 フードスタンプ費用)	1.ファイナンシャル費用 (破産) 2.生産性と雇用 (仕事上にも生産性の損失、性のを生産性の損失、性の力を変して、水人検費を、用スの交換費を、用スの交換費を、用スの交換費を、用力の方のでは、水人検費を、用力の方のでは、水人検費を、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、			

出所:各国・地域の研究論文・調査報告書をもとに有限責任監査法人トーマツ作成